

令和8年度

事業概要

横浜市 資源循環局

目 次

第1 機構・組織・人員及び予算

1 資源循環局機構図	・・・	1
2 資源循環局事務分掌	・・・	4
3 所属・職種別人員表	・・・	10
4 令和8年度予算	・・・	11
(1) 令和8年度 一般会計歳入予算説明		
(2) 令和8年度 一般会計歳出予算説明		

第2 令和7年度実績

1 処理状況	・・・	17
2 ごみの内訳	・・・	19

第3 一般廃棄物処理基本計画の推進

1 これまでの計画	・・・	20
(1) 横浜G30プラン		
(2) ヨコハマ3R夢プラン		
2 ヨコハマ プラ5.3計画	・・・	21
(1) 概要		
(2) 基本理念		
(3) 期間		
(4) 目標		
(5) 体系図		
(6) 計画の変遷		
(7) 計画の進捗		
3 基本理念の実現に向けて	・・・	24
(1) 脱炭素社会の実現		
(2) 循環経済への移行		
4 政策1 プラスチック対策の推進	・・・	25
(1) プラスチック資源の分別定着		
(2) 事業者等と連携した取組		
ア 小売店と連携した広報啓発		
イ マイボトルの利用促進		
ウ リユースカップ式自動販売機の設置		
エ 地域コミュニティを活用したボトル to ボトル実証実験		
オ みなとみらい21地区における「ボトル to ボトル」リサイクル		

(3) 海洋流出対策

ア ごみ集積場所の改善		
イ 清掃活動の実施		
5 政策2 食品ロス削減の推進	・・・	27
(1) 価値観の醸成ときっかけづくり		
ア 広報啓発の推進、イベント等の開催		
イ フードバンク・フードドライブ活動の推進		
(2) 場面に応じた実践行動の推進		
(3) 多様な主体との連携		
(4) 事業者への働きかけ		
ア 「食べきり協力店」事業の推進		
イ 横浜市食の3Rきら星活動賞の表彰		
(5) 生ごみの減量・リサイクル		
ア 事業活動で生じる食品廃棄物の減量化・リサイクル促進		
イ 土壌混合法の普及啓発		

6 政策3 環境学習・普及啓発の推進 ・・・ 30

(1) 子どもたちを対象にした事業		
ア ヨコハマ3Rポスターコンクール		
イ 小学4年生用環境学習副読本		
ウ 出前教室の実施		
(2) 啓発拠点		
ア ミーオ・イーオひろば鶴見		
イ ミーオ・イーオひろばあさひ		
ウ ミーオ・イーオひろば金沢		
エ ミーオ・イーオひろばつづき		
オ 遊んで♪学んで！都筑3R教室		
カ プレパーク・さかえ		
(3) 様々な手法による広報啓発		
ア 施設見学会		
イ 環境学習プログラム		
ウ インターネットホームページによる情報提供		
エ 分別検索システム		
オ SNS（X、フェイスブック）による情報提供		
カ 横浜DeNAベイスターズとの取組		

- (4) 環境事業推進委員
(5) 横浜環境行動賞「3Rまちの美化」功労者表彰
7 政策4 多様なニーズへの対応 . . . 33

- (1) 高齢化に伴う課題への対応
ア ふれあい収集
イ 粗大ごみ持ち出し収集
(2) ごみ出しに関する課題への対応
ア 集積場所の維持管理支援
イ 狭あい道路収集
ウ いわゆる「ごみ屋敷」対策
(3) 喫煙対策・まちの美化の推進
ア クリーンタウン横浜事業
イ 不法投棄防止対策
ウ 放置自動車の撤去・処理
エ 焼却工場の受入れ拡大
(4) 災害に対する備え
ア 防災訓練
イ 横浜市災害廃棄物処理計画
ウ 民間団体との災害時の協定
エ 自治体間連携
(5) 廃棄物分野における国際協力
ア アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）を通じた支援
イ Y-PORT事業の推進：フィリピン国セブ市への支援
ウ 海外からの視察受入れ

8 政策5 安定したごみの収集・運搬・処理・処分 . . . 41

- (1) 家庭ごみの安定的な収集運搬と適正排出の推進
ア 燃やすごみ
イ 燃えないごみ
ウ スプレー缶
エ 電池類
オ プラスチック資源
カ 缶・びん・ペットボトル
キ 小さな金属類
ク 古紙（「新聞」「段ボール」「紙パック」「雑誌・その他の紙」）
ケ 古布

- コ 粗大ごみ
サ 有害・危険ごみへの対応
シ 排出禁止物・適正処理困難物
(2) 資源化の推進
ア 家庭系ごみの分別事業実績（令和7年度）
イ 分別収集品目のリサイクルフロー
ウ 缶・びん・ペットボトルのリサイクル
エ 古紙及び古布のリサイクル
オ プラスチック資源のリサイクル
カ 燃えないごみ・スプレー缶・電池類・小さな金属類・粗大ごみのリサイクル
キ 小型家電のリサイクル
ク 資源集団回収促進事業
ケ 資源回収ボックス
コ センターリサイクル
サ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度
シ 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止
(3) 環境に配慮した安定的なごみ処理の推進
ア 焼却処理
イ 焼却工場で創出する余熱利用（電気・熱）
ウ 財源創出の新たな取組（容量市場）
エ 焼却工場の維持管理
オ 焼却灰の有効利用
カ 埋立処分
キ 放射線対策
(4) 事業系ごみ
ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ
イ 立入調査
ウ 一般廃棄物収集運搬業及び処分業にかかる許可
エ 焼却工場での搬入物検査
オ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度
カ 「市役所ごみゼロ」の推進
(5) 動物死体処理
9 政策6 将来を見据えた施設整備 . . . 54

- (1) 将来を見据えた施設整備
(2) 脱炭素化への新たな取組
ア 照明LED化ESCO事業

イ 太陽光発電設備の設置			第6 研修・厚生		
ウ 「環境にやさしいエネルギー（電気）」の地産地消の推進			1 職員研修	・・・	64
エ 「環境にやさしいエネルギー（熱）」の新たな有効利用			2 衛生管理	・・・	64
オ ごみ焼却工場の排ガスからCO ₂ を分離・回収・利用			(1) 予防接種等		
(3) 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究			(2) その他		
第4 し尿処理			3 事故防止対策	・・・	64
1 収集処理の状況	・・・	56	(1) 研修等		
2 終末処理の状況	・・・	56	(2) 諸施策		
3 浄化槽	・・・	56	第7 公益財団法人横浜市資源循環公社		
(1) 浄化槽設置等にかかる審査及び指導			1 概要	・・・	65
(2) 維持管理指導			(1) 設立年月日		
4 し尿・浄化槽等汚泥収集状況	・・・	57	(2) 所在地		
5 公衆トイレ・災害対策用トイレ	・・・	57	(3) 基本財産		
(1) 公衆トイレの維持管理			2 業務内容	・・・	65
(2) 公衆トイレの整備			(1) 資源選別施設管理運営業務		
(3) 災害対策用トイレ			(2) 南本牧最終処分場管理運営業務		
第5 産業廃棄物			(3) 粗大ごみ自己搬入ヤード等管理運営業務		
1 産業廃棄物	・・・	58	(4) 輸送事務所管理運営業務		
(1) 発生状況と処理状況（推計）			(5) 廃棄物処理施設を建設する地方自治体への技術支援業務		
(2) 産業廃棄物の処分状況（実績）			(6) 開発途上国への技術支援業務		
2 不適正処理の監視・指導	・・・	58	(7) 神明台処分地等管理運営業務		
3 排出事業者指導	・・・	59	(8) 搬入土砂監視検査業務		
4 PCB廃棄物適正処理の推進	・・・	59	(9) 検認所管理運営業務		
5 産業廃棄物処理業	・・・	60	第8 手数料関係		
(1) 許可件数の推移			1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用	・・・	67
(2) 処理業の許可件数及び処理業者数			2 ごみ処理手数料の推移	・・・	68
(3) 実績の報告			3 動物死体処理手数料の推移	・・・	69
(4) 立入指導					
(5) 優良産廃処理業者認定制度					
6 最終処分に関する指導	・・・	61			
7 公共関与による処理施設	・・・	62			
8 建設リサイクル法等に係る事務	・・・	62			
9 自動車リサイクル法に係る事務	・・・	62			
10 戸塚区品濃町最終処分場対策	・・・	63			
11 有害使用済機器（雑品スクラップ）対策	・・・	63			

資 料 編

第1	条例・規則	
1	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	・・・ 70
2	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則	・・・ 82
3	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例	・・・ 95
4	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則	・・・ 98
5	横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則	・・・ 101
6	横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例	・・・ 102
7	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	・・・ 105
8	横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則	・・・ 106
9	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例	・・・ 108
10	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例施行規則	・・・ 111
第2	主要な告示	
1	一般廃棄物処理実施計画	・・・ 112
2	再生利用等促進物の指定	・・・ 130
3	適正処理困難物の指定	・・・ 130
4	美化推進重点地区の指定	・・・ 130
5	自動販売機の届出対象地区の指定	・・・ 130
6	喫煙禁止地区の指定	・・・ 131
7	横浜市が処分する産業廃棄物	・・・ 132
8	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策	・・・ 134

第3 事業年表

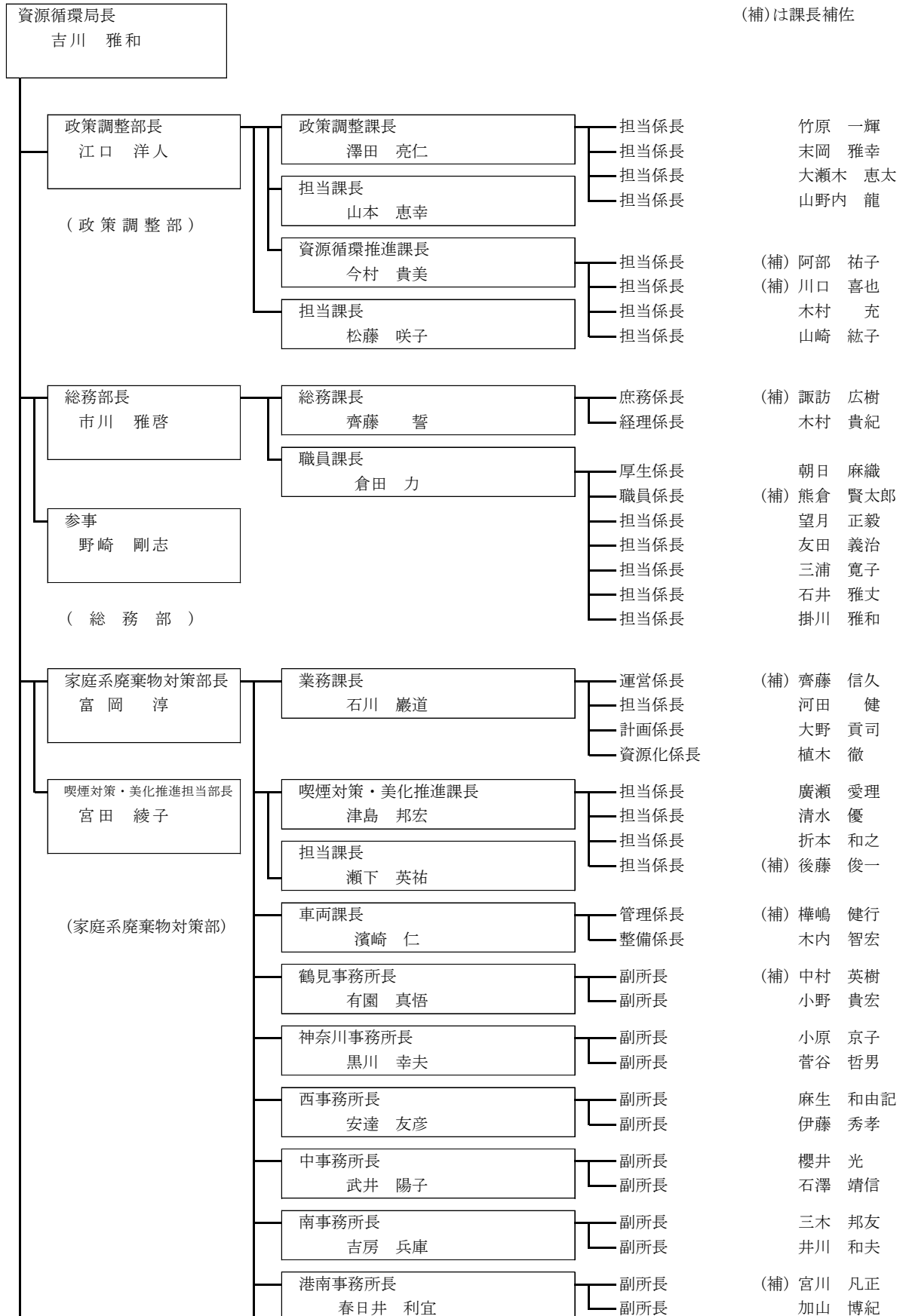
1	沿革（昭和以前）	・・・ 135
2	平成以降の事業	・・・ 136
3	分別収集品目拡大の変遷	・・・ 150
	(1) 横浜G30プランに基づく分別拡大	
	(2) ヨコハマ プラ5.3計画に基づく分別拡大	
4	過去の処理状況 （平成13年度～平成20年度）	・・・ 151
5	過去の処理状況 （平成21年度～令和5年度）	・・・ 152
6	過去の処理状況 （令和4年度～令和7年度）	・・・ 153
7	ごみ処理原価年度別推移	・・・ 154
8	工場で焼却しているごみ組成の推移	・・・ 154
9	主な資源物の分別協力率の推移	・・・ 155
10	ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の推移	・・・ 155

第4 施設・車両等

1	施設	・・・ 156
	(1) 車両課	
	(2) 事務所	
	(3) し尿検認所	
	(4) 焼却工場	
	(5) 最終処分場	
	(6) 排水処理施設	
	(7) リサイクル関連施設	
	(8) 輸送事務所	
	(9) 余熱利用施設	
	(10) 公衆トイレ	
2	焼却工場・輸送事務所一覧	・・・ 162
	(1) 焼却工場	
	(2) 輸送事務所	
3	車両等	・・・ 164
	(1) ごみ関係車両	
	(2) し尿関係車両	
	(3) 車両合計台数	
4	資源化施設一覧	・・・ 165
5	施設配置図	・・・ 166

第1 機構・組織・人員及び予算

1 資源循環局機構図（令和8年4月14日時点）





(適正処理計画部)



公益財団法人 横浜市資源循環公社	
部 長	相馬 美輝
課 長	須賀 裕司
環 境 省	
課長補佐	田中 淳一
係 長	土方 陵平
公益社団法人 全国都市清掃会議	
課 長	中川 裕二

資源循環局事務分掌

政策調整部

政策調整課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- 3 局の主管する事務事業に係る施設等の利用及び活用に係る総合調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施策の推進に係る企画調整等に関すること。
- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。
- 8 部内他の課の主管に属しないこと。

資源循環推進課

- 1 局の資源循環施策の推進（統括本部又は他局区との連携によるものを含む。）に係る企画及び総合調整等に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- 2 局の事務事業の広報に係る総合調整等に関すること。
- 3 資源循環及び廃棄物処理事業等の国際協力に関すること。

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 公益財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

職員課

厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

家庭系廃棄物対策部

業務課

運営係

- 1 事務所に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の再使用及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理に係る手数料の徴収及び減免に関すること。
- 4 粗大ごみ、し尿及び動物の死体の処理の原価計算に関すること。
- 5 その他し尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 6 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 7 部内他の課、係の主管に属しないこと。

計画係

- 1 一般廃棄物の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。
- 4 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること。
- 5 事務所の事故の防止に関すること。

資源化係

- 1 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の分別、再使用及び再生利用に関すること。
- 2 資源化に係る一時保管施設の運営管理に関すること。
- 3 資源集団回収の促進に関すること。

喫煙対策・美化推進課

- 1 街の美化の推進に関すること（他の局及び部の主管に属するものを除く。）。
- 2 屋外の公共の場所における喫煙対策に関すること（他の局に属するものを除く。）。
- 3 不法投棄廃棄物に関すること。
- 4 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 5 公衆便所及び移動トイレに関すること。
- 6 環境事業推進委員に関すること。

車両課

管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関すること。

- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。
- 19 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための対策の推進に関すること（業務課の主管に属するものを除く。）。

北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

事業系廃棄物対策部

事業系廃棄物対策課

管理係

- 1 事業者による廃棄物の不適正処理に対する指導監督に関すること。（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 有害使用済機器の保管等に係る届出等に関すること。
- 3 建設資材の分別解体、再資源化等に係る届出等に関すること。
- 4 他の係の主管に属しないこと。

減量推進係

- 1 事業系廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 2 廃棄物を排出する事業者に対する廃棄物の減量及び適正処理等に係る指導監督に関すること。
- 3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出等に関すること。

処理業指導係

- 1 一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可等に関すること。
- 2 浄化槽清掃業の許可等に関すること。
- 3 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可等に関すること。

処理施設指導係

- 1 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設等の用地設定に関すること。
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可等に関すること。
- 3 浄化槽法に基づく届出に関すること（下水道河川局下水道管路部管路保全課及び他の係の主管に属するものを除く。）。
- 4 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を行おうとする者に対する指導監督に関すること。

適正処理計画部

施設課

管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整に関すること。
- 2 局所管施設の工事及び整備に係る実施の計画に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 3 中継輸送施設の運営管理に関すること。
- 4 資源化に係る中間処理施設の運営管理に関すること。
- 5 し尿検認所の運営管理に関すること。
- 6 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 7 市設置の一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下この部中「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 8 市設置の処分地の設定に関すること。
- 9 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 10 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 11 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。
- 12 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 13 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 14 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 15 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 16 部内他の課、係の主管に属しないこと。

設備係

- 1 局所管施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

電気係

- 1 局所管施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

土木係

- 1 局所管施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

施設計画課

施設計画係

- 1 焼却工場及びその併設施設の整備に関すること。
- 2 中継輸送施設の整備に関すること。
- 3 資源化に係る中間処理施設の整備に関すること。
- 4 し尿検認所の整備に関すること。
- 5 局所管施設に係る建築工事の設計及び施行に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

技術監理係

- 1 局所管施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 2 局所管施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 3 局所管施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 4 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。

工場

技術管理係

- 1 工場の管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出处分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 8 焼却灰溶融設備に関すること（金沢工場に限る。）。
- 9 工場見学の受入れに関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること（他の部、課、係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること（部内他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること。

3 所属・職種別人員表（令和8年4月14日時点）

所 属		職 名				職 種								
		事 務	技 術	技 能	計	課長級以上	課長補佐 係長級	事 務		技 術	技 能		計	
								事 務	指導員		自動車運 転手等	保守技能 等		
政策調整部	政策調整課	7	16		23	3	4	3		13			23	
	資源循環推進課	11	2		13	2	4	5	1	1			13	
小 計		18	18		36	5	8	8	1	14			36	
総務部	総 務 課	18			18	3	2	13					18	
	職 員 課	14	2		16	2	4	10					16	
小 計		32	2		34	5	6	23					34	
家庭系廃棄物対策部	業 務 課	26	1	1	28	2	4	18	3		1		28	
	喫煙対策・美化推進課	15	3		18	3	4	8	1	2			18	
	車 両 課	4	5	31	40	1	2	3		3	31		40	
	鶴 見 事 務 所	11		78	89	1	2	2	6		65	13	89	
	神 奈 川 〃	10		61	71	1	2	2	5		48	13	71	
	西 〃	9		34	43	1	2	1	5		29	5	43	
	中 〃	10		69	79	1	2	1	6		59	10	79	
	南 〃	10		60	70	1	2	2	5		44	16	70	
	港 南 〃	11		57	68	1	2	2	6		51	6	68	
	保土ヶ谷 〃	10		54	64	1	2	2	5		47	7	64	
	旭 〃	11		62	73	1	2	2	6		53	9	73	
	磯 子 〃	9		55	64	1	2	1	5		44	11	64	
	金 沢 〃	10		59	69	1	2	2	5		49	10	69	
	港 北 〃	12		102	114	1	2	3	6		91	11	114	
	緑 〃	9		49	58	1	2	1	5		46	3	58	
	青 葉 〃	11		82	93	1	2	2	6		72	10	93	
	都 筑 〃	9		51	60	1	2	1	5		43	8	60	
	戸 塚 〃	11		69	80	1	2	3	5		62	7	80	
	栄 〃	9		49	58	1	2	1	5		46	3	58	
	泉 〃	9		44	53	1	2	1	5		39	5	53	
	瀬 谷 〃	9		41	50	1	2	1	5		35	6	50	
	収 集 事 務 所 合 計		180		1,076	1,256	18	36	30	96		923	153	1,256
	北 部 事 務 所		7	1	49	57	1	2	1	4		41	8	57
	事 務 所 合 計 （ 北 部 含 む ）		187	1	1,125	1,313	19	38	31	100		964	161	1,313
小 計		232	10	1,157	1,399	25	48	60	104	5	996	161	1,399	
事業系廃棄物対策部	事業系廃棄物対策課	22	35		57	4	10	12	4	27			57	
小 計		22	35		57	4	10	12	4	27			57	
適正処理計画部	施 設 課	10	27		37	2	5	8		22			37	
	施 設 計 画 課	2	30		32	3	7	2		20			32	
	鶴 見 工 場	2	33	27	62	1	7	2		25		27	62	
	旭 工 場	3	34	28	65	1	7	3		26		28	65	
	金 沢 工 場	3	32	30	65	1	7	3		24		30	65	
	都 筑 工 場	3	38	26	67	1	7	3		30		26	67	
	焼 却 工 場 計	11	137	111	259	4	28	11		105		111	259	
小 計		23	194	111	328	9	40	21		147		111	328	
合 計		327	259	1,268	1,854	48	112	124	109	193	996	272	1,854	

4 令和8年度予算

(1) 令和8年度 一般会計歳入予算説明

科 目		本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
16款 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 13,900	千円 20,750	千円 △6,850	
1 項	負 担 金	13,900	20,750	△6,850	
5 目	資 源 循 環 費 負 担 金	13,900	20,750	△6,850	
(1)	駅 前 広 場 清 掃 費 負 担 金	1,900	1,300	600	
(2)	PCB適正処理推進費 負 担 金	12,000	19,450	△7,450	対象委託費の減
17款 使 用 料 及 び 手 数 料		5,536,330	5,538,593	△2,263	
2 項	手 数 料	5,536,330	5,538,593	△2,263	
8 目	資 源 循 環 手 数 料	5,536,330	5,538,593	△2,263	
(1)	一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料	5,006,272	5,006,942	△670	
(2)	産 業 廃 棄 物 処 理 手 数 料	516,250	516,250	0	
(3)	使 用 済 自 動 車 引 取 業 者 登 録 等 申 請 手 数 料	3,116	3,519	△403	
(4)	産 業 廃 棄 物 許 可 関 係 等 申 請 手 数 料	10,082	10,712	△630	
(5)	一 般 廃 棄 物 許 可 関 係 等 申 請 手 数 料	610	1,170	△560	
18款 国 庫 支 出 金		2,948,654	1,925,685	1,022,969	
2 項	国 庫 補 助 金	2,948,654	1,925,685	1,022,969	
9 目	資 源 循 環 費 国 庫 補 助 金	2,948,654	1,925,685	1,022,969	
(1)	工 場 費 補 助 金	2,925,356	1,899,068	1,026,288	補助対象事業の増
(2)	し尿処理施設整備費 補 助 金	23,298	16,617	6,681	補助対象事業の増
(一)	適 正 処 理 総 務 費 補 助 金	0	10,000	△10,000	補助対象事業の減

科 目		本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
		千円	千円	千円	
20款 財 産 収 入		86,888	87,335	△447	
	1項 財 産 運 用 収 入	81,457	81,763	△306	
	1目 財 産 貸 付 収 入	81,457	81,763	△306	
	(1)土 地 貸 付 収 入	80,807	81,108	△301	
	(2)建 物 貸 付 収 入	650	655	△5	
	2項 財 産 売 払 収 入	5,431	5,572	△141	
	1目 不 動 産 売 払 収 入	0	350	△350	
	(2)建 物 売 払 収 入	0	350	△350	
	2目 物 品 売 払 収 入	5,431	5,222	209	
	(1)不用物品売払収入	5,431	5,222	209	
	21款 寄 附 金	421	466	△45	
	1項 寄 附 金	421	466	△45	
	2目 一 般 寄 附 金	421	466	△45	
	(1)日 本 中 央 競 馬 会 寄 附 金	421	466	△45	
24款 諸 収 入		7,033,143	6,880,454	152,689	
	1項 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	4,011	4,011	0	
	1目 延 滞 金	1	1	0	
	(1)延 滞 金	1	1	0	
	3目 過 料	4,010	4,010	0	
	(1)過 料	4,010	4,010	0	

科 目		本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
3項	収 納 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	千円 1,010	千円 999	千円 11	
	6目 資源循環費収納資金貸付金元利収入	1,010	999	11	
	(1) 一般廃棄物処理手数料収納資金貸付金元利収入	900	900	0	
	(2) ポイ捨て・喫煙禁止条例過料収納資金貸付金元利収入	110	99	11	
	7項 雑 入	7,028,122	6,875,444	152,678	
	9目 資源循環費雑入	6,993,179	6,854,576	138,603	
	(1) 施設管理収入	85,882	56,527	29,355	目的外使用許可の増
	(2) 資源化物売払収入	2,210,541	2,106,198	104,343	売却単価の増
	(3) 広告料収入	3,889	4,426	△537	
	(4) 発電収入	3,299,822	3,306,002	△6,180	売却単価の減
	(5) 移動トイレ収入	200	200	0	
	(6) 自動車損害賠償責任保険金収入	400	400	0	
	(7) ルート回収経費負担金収入	205,566	206,913	△1,347	
	(8) 有償入札抛出金及び合理化抛出金	1,002,128	1,139,159	△137,031	単価の減
17目	(9) 産業廃棄物適正処理推進費補助金収入	34,751	34,751	0	
	(10) 蒸気供給収入	150,000	0	150,000	事業開始による増
	雑 入	34,943	20,868	14,075	
	(1) 代執行徴収金	10,785	6,325	4,460	対象委託費の増
	(2) 社会保険料納付金	2,433	2,319	114	
	(3) そ の 他	21,725	12,224	9,501	負担金配当による増

科 目		本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
		千円	千円	千円	
25款 市	債	6,408,000	4,492,000	1,916,000	
1 項	市 債	6,408,000	4,492,000	1,916,000	
8 目	資 源 循 環 債	6,408,000	4,492,000	1,916,000	
	(1) 車 両 管 理 費 充 当 債	96,000	52,000	44,000	起債対象事業費の増
	(2) 適 正 処 理 総 務 費 債 充 当	130,000	138,000	△8,000	起債対象事業費の減
	(3) 工 場 費 充 当 債	6,099,000	4,144,000	1,955,000	起債対象事業費の増
	(4) し 尿 処 理 施 設 費 充 当 債	83,000	7,000	76,000	起債対象事業費の増
	(一) 事 務 所 費 充 当 債	0	106,000	△106,000	起債対象事業費の減
	(一) 処 分 地 費 充 当 債	0	45,000	△45,000	起債対象事業費の減
歳 入 合 計		22,027,336	18,945,283	3,082,053	

(2) 令和8年度 一般会計歳出予算説明

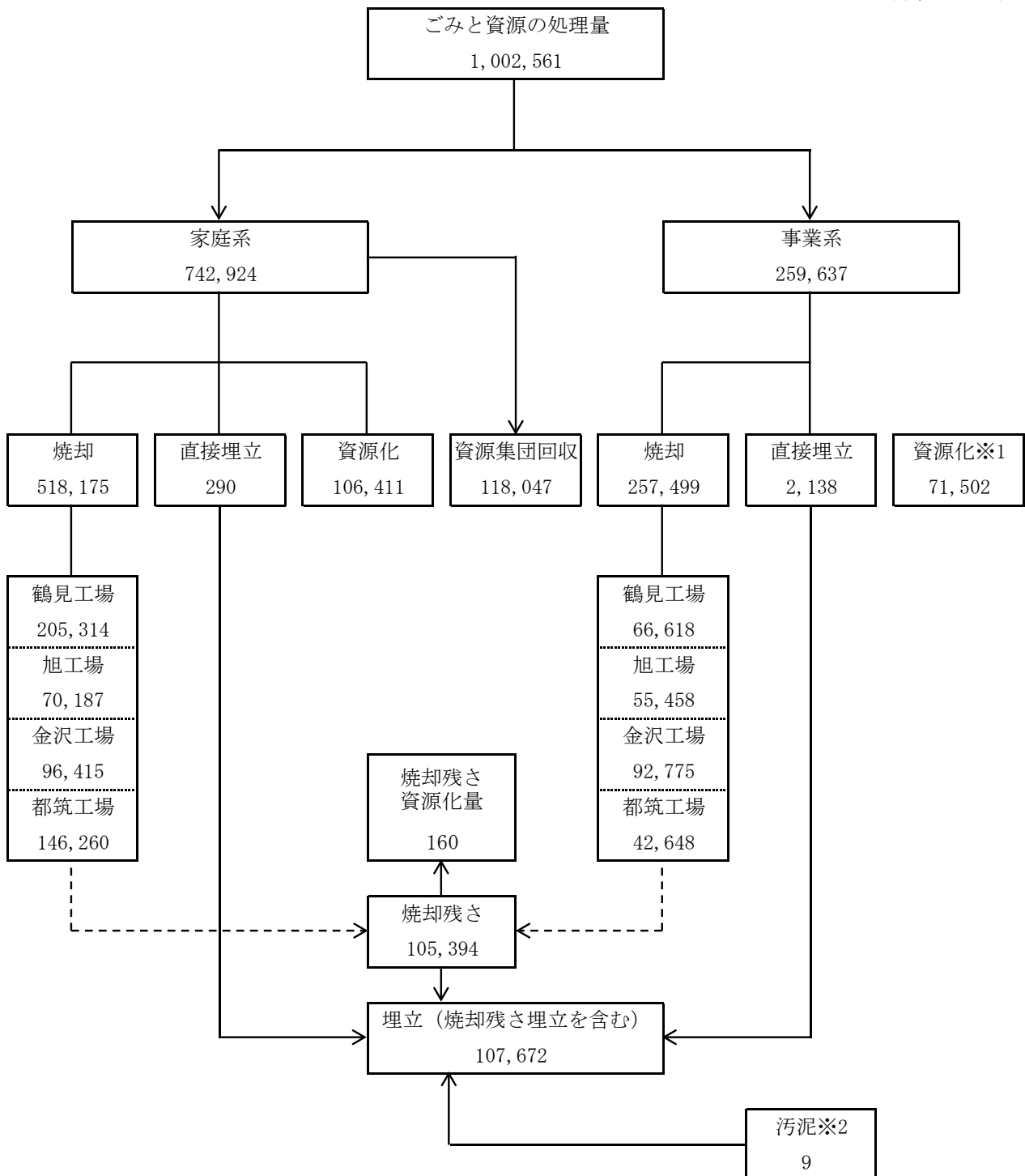
款 項 目	本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
	千円	千円	千円	千円
10款 資源循環費	55,086,003	51,037,942	4,048,061	
1 項 資源循環費	22,665,571	22,680,464	△14,893	
1 目 資源循環費 総務費	16,613,242	16,168,455	444,787	職員人件費 16,495,764 常勤一般職員 1,877人 (再任用職員含む) 労務関係経常費 88,329 自動車事故対策費 12,235 総務管理費 7,485 減量・リサイクル施策推進事業 3,772 【増減の主な理由】 職員人件費等の増
2 目 リサイクル 推進費	3,898,480	4,331,248	△432,768	分別・リサイクル推進事業 2,580,479 資源集団回収促進事業 936,543 市役所ごみゼロ推進事業 215,566 事業系ごみ適正搬入推進事業 45,724 発生抑制等推進事業 45,087 【増減の主な理由】 分別・リサイクル推進事業費等の減
3 目 事務所費	489,397	561,228	△71,831	事務所等運営費 443,801 事務所等整備補修費 45,596 【増減の主な理由】 事務所等整備補修費の減
4 目 車両管理費	1,664,452	1,619,533	44,919	車両調達費 1,107,456 車両燃料費 331,166 車両保全費 146,534 車両等維持管理費 69,262 整備工場補修費 10,034 【増減の主な理由】 車両調達費等の増
2 項 適正処理費	31,816,656	27,938,673	3,877,983	
1 目 適正処理費 総務費	11,118,473	10,231,538	886,935	家庭ごみ収集運搬業務委託事業 4,449,861 資源選別施設管理運営事業 2,728,225 粗大ごみ処理事業 2,343,749 中継輸送業務委託事業 704,757 クリーンタウン横浜事業 343,555 【増減の主な理由】 粗大ごみ処理事業費等の増
2 目 工場費	14,106,562	11,250,287	2,856,275	金沢工場長寿命化対策事業 5,504,248 保土ヶ谷工場再整備事業 3,125,233 工場運営費 2,843,143 工場補修費 2,015,740 施設管理費 276,927 【増減の主な理由】 金沢工場長寿命化対策事業費等の増

款 項 目		本年度予算	前年度予算	差引増△減	説 明
		千円	千円	千円	千円
	3 目 処 分 地 費	6,228,760	6,104,733	124,027	南本牧最終処分場整備事業 5,312,924 処分地管理費 499,165 南本牧最終処分場運営管理事業 370,643 処分地環境保全調査費 26,510 処分地施設補修費 19,518 【増減の主な理由】 処分地管理費等の増
	4 目 産業廃棄物 対 策 費	362,861	352,115	10,746	南本牧廃棄物最終処分場埋立事業 160,176 戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等維持事業 115,599 P C B 適正処理推進費 31,850 産廃管理費 29,225 不適正処理監視・指導強化事業 22,688 【増減の主な理由】 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業費等の増
	3 項 し尿処理費	603,776	418,805	184,971	
	1 目 し 尿 処 理 総 務 費	188,049	187,086	963	公衆トイレ維持管理費 94,404 し尿処理総務管理費 92,691 浄化槽指導事業 954 【増減の主な理由】 公衆トイレ維持管理費等の増
	2 目 し 尿 処 理 施 設 費	415,727	231,719	184,008	礫子検認所費 159,184 災害対策用トイレ整備事業 129,030 礫子検認所補修費 78,013 公衆トイレ整備事業 49,500 【増減の主な理由】 礫子検認所補修費等の増
	歳 出 合 計	55,086,003	51,037,942	4,048,061	

第2 令和7年度実績

1 処理状況

(単位：トン)



※ 表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

※1 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

「ごみと資源の処理量」には含まれませんが、参考に記載しています。

※2 アクア新橋排水処理施設から発生する汚泥をセメント固化処理したものです。

														(単位:トン)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計
ごみと資源の処理量		84,571	91,250	84,736	85,547	82,766	82,748	83,502	82,030	90,524	82,306	70,670	81,911	1,002,561
家庭系		63,255	68,012	61,842	61,644	61,022	60,499	60,434	61,248	68,148	62,729	52,782	61,310	742,924
	ごみ量	43,110	48,821	43,748	42,406	43,266	42,727	41,941	43,502	47,570	42,906	36,026	42,443	518,466
	焼却量	43,090	48,794	43,726	42,379	43,245	42,706	41,913	43,479	47,538	42,874	36,008	42,423	518,175
	燃やすごみ	40,506	45,783	41,097	39,837	40,798	40,267	39,381	40,887	44,857	40,534	33,951	39,972	487,870
	選別可燃残さ処理	949	1,077	860	911	980	954	884	957	879	1,029	718	899	11,096
	その他ごみ(※1)	253	514	400	310	182	257	371	397	462	164	186	205	3,701
	粗大ごみ	1,382	1,421	1,370	1,321	1,285	1,228	1,276	1,239	1,340	1,147	1,152	1,347	15,509
	直接埋立量	20	27	22	27	21	20	29	22	32	32	18	21	290
	その他ごみ(※1)	3	2	2	3	2	3	7	8	12	7	3	5	57
	粗大ごみ	10	15	11	17	9	12	14	9	11	17	10	7	142
	燃えないごみ(資源化残さ分)	7	11	9	7	9	6	8	5	9	9	5	8	92
	資源化量	20,145	19,190	18,094	19,238	17,756	17,772	18,493	17,746	20,578	19,823	16,756	18,866	224,458
	行政回収	9,017	9,124	8,702	9,134	8,601	8,737	9,233	8,210	9,211	9,625	8,264	8,553	106,411
	缶	690	693	678	671	651	678	735	608	689	724	613	638	8,070
	びん	1,270	1,179	1,218	1,245	1,016	987	1,165	1,124	1,349	1,396	1,242	1,149	14,341
	ペットボトル	1,058	1,090	1,180	1,265	1,270	1,346	1,334	1,053	1,178	1,089	978	1,122	13,964
	ガラス残さ	483	411	486	394	371	446	463	402	365	511	433	233	4,997
	小さな金属	335	366	291	301	287	293	317	308	359	330	256	307	3,750
	プラスチック資源	4,256	4,468	4,033	4,383	4,167	4,121	4,320	3,889	4,239	4,716	3,885	4,245	50,722
	スプレー缶	55	45	49	47	42	64	60	48	59	60	59	59	645
古紙	114	97	62	82	72	75	92	72	91	67	84	93	1,000	
古布	51	47	33	35	35	30	32	39	44	38	28	30	442	
蛍光灯・電球	5	4	4	4	3	3	4	3	5	6	4	3	48	
電池類(※2)	24	25	36	23	25	34	26	0	71	58	43	22	388	
粗大金属	521	535	480	513	492	466	512	481	588	495	477	516	6,075	
羽毛布団	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	
小型家電	8	13	12	10	16	8	12	15	15	12	14	9	143	
燃えないごみ	101	105	96	96	81	91	86	84	112	60	76	93	1,081	
選別残渣(袋)	45	46	43	64	73	95	75	83	47	64	70	33	736	
その他(水銀含有製品※3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資源集団回収	11,129	10,067	9,392	10,105	9,155	9,035	9,260	9,536	11,367	10,197	8,492	10,313	118,047	
缶	76	79	76	83	79	81	77	69	74	78	65	72	911	
びん	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	
小さな金属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
古紙	10,208	9,095	8,696	9,471	8,608	8,531	8,485	8,674	10,625	9,514	8,032	9,709	109,648	
古布	843	892	619	549	467	422	697	793	668	604	393	532	7,479	
事業系		21,315	23,239	22,895	23,903	21,745	22,249	23,067	20,782	22,376	19,577	17,888	20,601	259,637
ごみ量		21,315	23,239	22,895	23,903	21,745	22,249	23,067	20,782	22,376	19,577	17,888	20,601	259,637
	焼却量	21,049	23,058	22,698	23,761	21,616	22,141	22,886	20,626	22,256	19,386	17,694	20,329	257,499
	燃やすごみ(通常)	21,049	23,058	22,698	23,761	21,616	22,141	22,886	20,626	22,256	19,386	17,694	20,329	257,499
	直接埋立量	266	181	197	142	129	108	181	157	121	192	194	272	2,138
	燃えないごみ(通常)	266	181	197	142	129	108	181	157	121	192	194	272	2,138

事業系	4,590	5,533	5,735	5,869	5,163	6,060	6,747	6,250	6,234	6,633	6,763	5,925	71,502
資源化量	4,590	5,533	5,735	5,869	5,163	6,060	6,747	6,250	6,234	6,633	6,763	5,925	71,502
せん定枝	2,352	3,132	3,527	3,614	3,175	3,939	4,492	4,086	3,965	4,523	4,765	3,753	45,321
生ごみ(事業者)	2,113	2,166	1,996	2,083	1,988	1,933	2,039	1,959	2,088	1,962	1,799	2,044	24,171
生ごみ(小学校給食残さ)	124	235	212	173	0	188	216	205	181	148	199	128	2,010

※1 集積場所における不法投棄や地域清掃などが含まれています。
 ※2 「電池類」は令和7年11月以前は乾電池のみが対象であり、令和7年12月以降は小型充電式電池等を含みます。
 ※3 水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

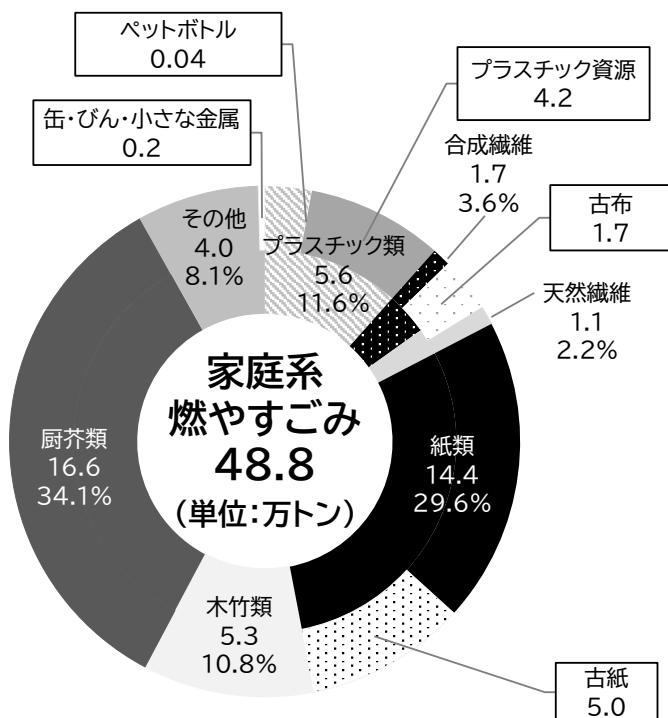
処理内訳	89,160	96,783	90,472	91,416	87,930	88,808	90,249	88,280	96,758	88,939	77,433	87,835	1,074,063
ごみ量	64,425	72,060	66,643	66,308	65,010	64,976	65,008	64,284	69,946	62,484	53,914	63,045	778,103
焼却量	64,140	71,852	66,424	66,140	64,861	64,848	64,799	64,105	69,794	62,260	53,702	62,752	775,674
直接埋立量	286	208	218	169	149	129	209	179	153	224	212	292	2,429
資源化量	24,735	24,724	23,829	25,108	22,920	23,831	25,241	23,996	26,812	26,455	23,519	24,791	295,960

焼却残さ(直接埋立、汚泥分除く)	9,155	9,667	9,074	9,791	7,626	7,854	9,201	8,160	10,530	8,141	7,322	8,873	105,394
埋立	9,155	9,667	9,074	9,791	7,626	7,854	9,201	8,160	10,530	8,141	7,269	8,766	105,234
資源化	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	107	160

※ 表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

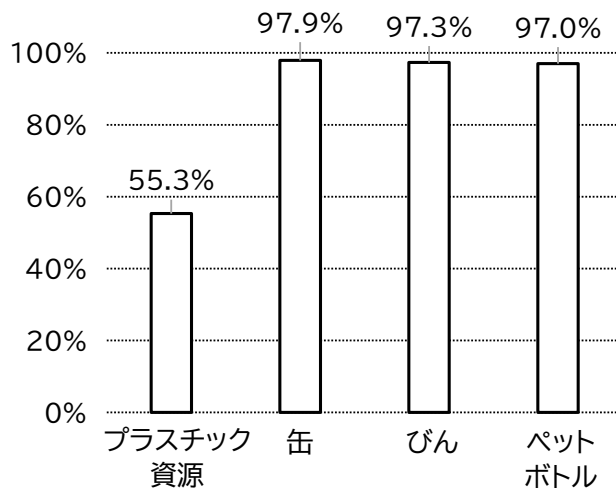
2 ごみの内訳

家庭から排出される燃やすごみの内訳



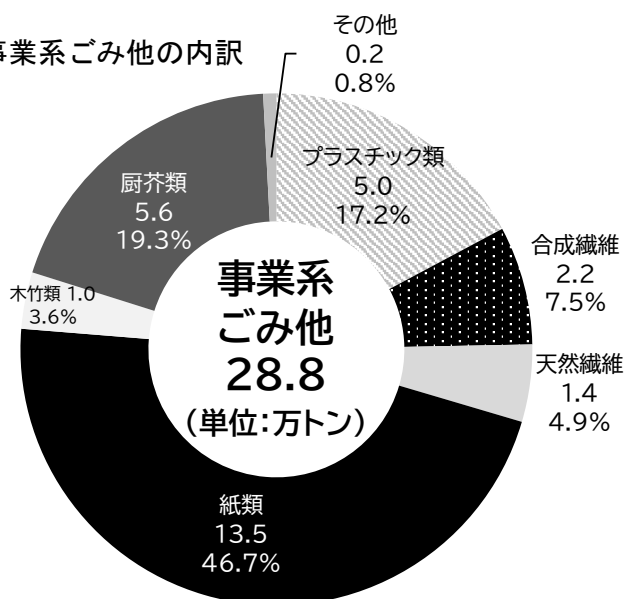
- ※ 燃やすごみの組成割合を記載しています。
- ※ 市内18区について、各区約140世帯の調査地域を設定し、各区1回、計18回実施しました。
- ※ 湿基準で表示。
- ※ 枠で囲っている項目は分別対象を示しています。
- ※ 端数処理のため、数値を合計した場合、一致しないことがあります。

主な資源物の分別協力率



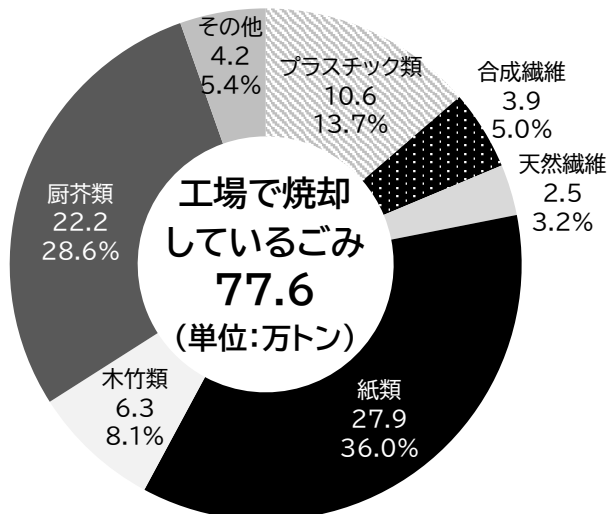
- ※ 家庭から排出された資源物の総量のうち、正しく分別され資源化された割合を計算しています。
(算出式) $\frac{\text{資源化量}}{\text{資源化量} + \text{燃やすごみ中の資源物量}} \times 100 (\%)$
- ※ 湿基準で表示。

事業系ごみ他の内訳



- ※ 焼却工場で燃やされるごみと家庭から排出される燃やすごみの差分により算出しています。
- ※ 湿基準で表示。
- ※ 端数処理のため、数値を合計した場合、一致しないことがあります。

工場で焼却しているごみの内訳



- ※ 湿基準で表示。
- ※ 端数処理のため、数値を合計した場合、一致しないことがあります。

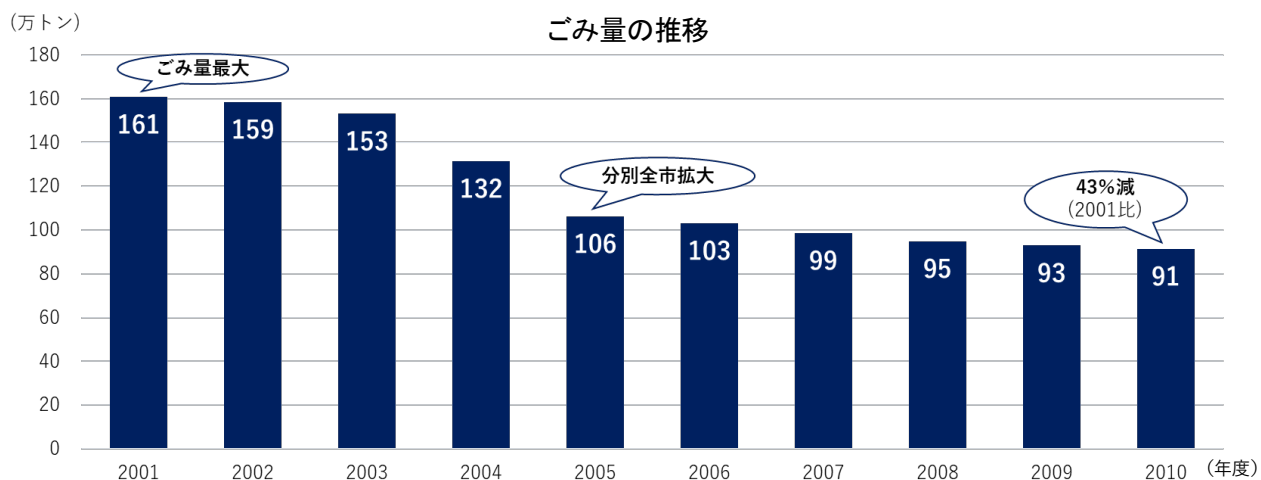
第3 一般廃棄物処理基本計画の推進

1 これまでの計画

(1) 横浜 ^{ジーサンジュウ} G30 プラン 【2002(平成14)年度～2010(平成22)年度】

最終処分場のひっ迫を背景として、全量焼却・埋立処分を中心とした廃棄物対策からの転換を図るため、ごみ量の30%削減を目標に掲げ、分別・リサイクルの取組を推進しました。

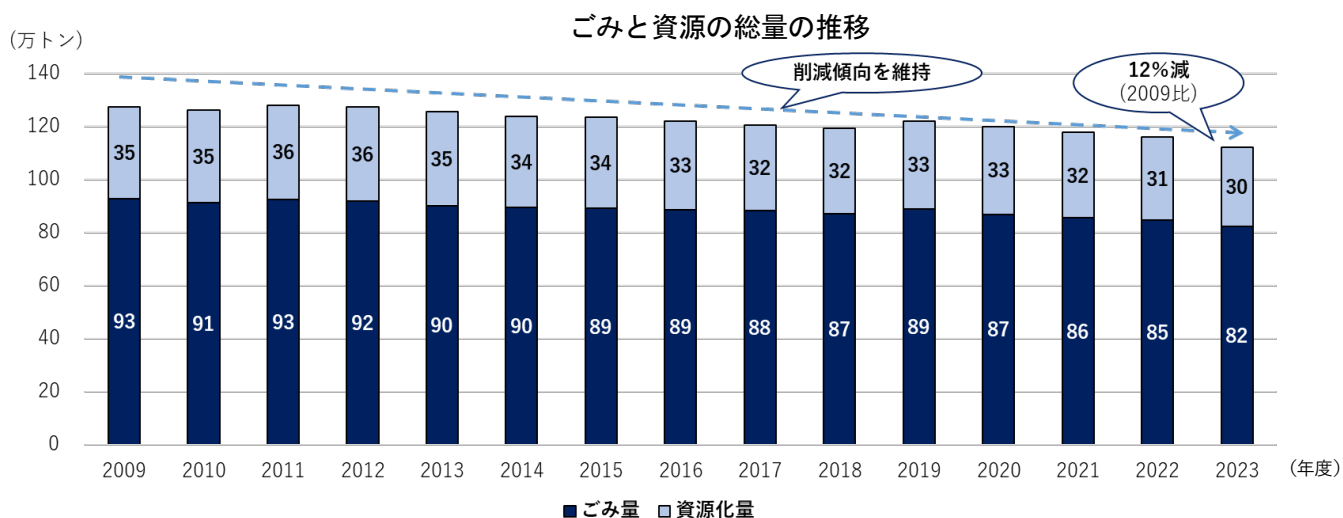
市民・事業者の皆様の協力により大幅なごみ量の削減を達成するとともに、6つのごみ焼却工場のうち2つを廃止するなど、大きな財政的な効果も生み出しました。



(2) 横浜 ^{スリム} 3R 夢 プラン 【2010(平成22)年度～2023(令和5)年度】

3R行動と呼ばれる「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」の取組を進めてごみと資源の総量を削減し、さらなる環境負荷の低減を図りました。

ごみの発生そのものを抑制する「リデュース」の取組に重点を置いて施策を進めた結果、ごみと資源の総量は削減傾向を維持しました。



2 ヨコハマ プラ5.3計画^{ごみ}

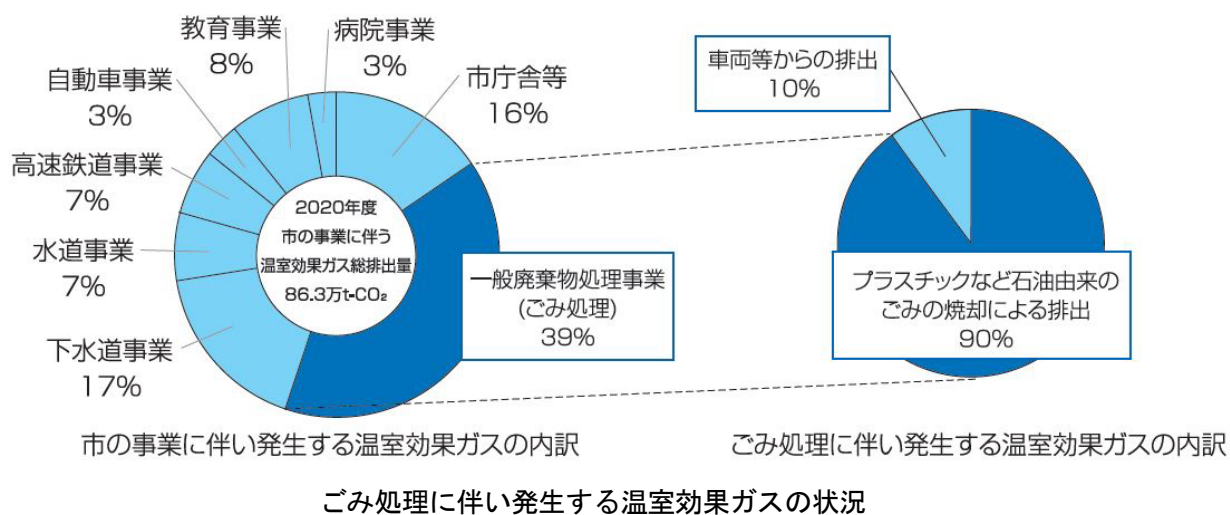
(1) 概要

近年、記録的な豪雨や災害級の猛暑など、地球温暖化が原因とされる気象災害が多発しています。主な原因は化石燃料の焼却による温室効果ガスの排出だと言われており、温室効果ガスを減らすことで地球温暖化を食い止めていくことが重要です。

ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスは、本市の事業に伴い発生する温室効果ガスの約4割を占め、そのうち約9割がプラスチックの焼却によるものです。

ヨコハマ プラ5.3(ごみ)計画では、脱炭素社会の実現に向けたプラスチック対策の推進に重点を置き、「燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量」の2万トン削減を目標に掲げています。

計画目標の達成には、市民一人あたり5.3kg削減する必要があることから、「5.3」を「ごみ」と読むメッセージ性のある計画名称としています。



(2) 基本理念

将来にわたってごみの処理を安定的に継続していくとともに、SDGs(持続可能な開発目標)の達成はもちろん、脱炭素社会の実現や循環経済の移行に向け、果敢に挑戦していきます。

さらに、ごみの処理を通じて、環境、経済、社会的な課題解決に向け、市民・事業者・行政が共に考え、取り組んでいくことで誰もが快適に暮らし、将来世代に良好な環境を引き継いでいきます。

(3) 期間

2023(令和5)年度～2030(令和12)年度

(4) 目標

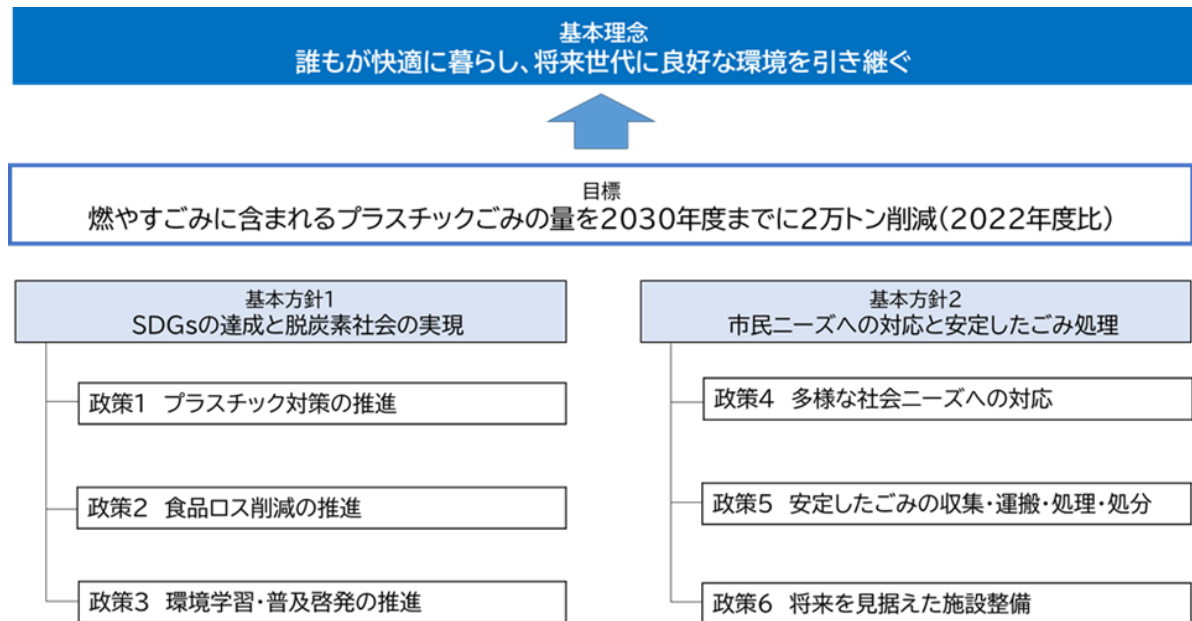
2030(令和12)年度までに燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を2万トン削減※
(2022(令和4)年度比)

※市民1人あたりに換算すると5.3kg削減/年

(5) 体系図

2つの基本方針を設定しており、基本方針1は、主に市民・事業者の皆様に関連するもので、SDGs（持続可能な開発目標）の達成と脱炭素社会の実現に向けて、「プラスチック対策の推進」、「食品ロス削減の推進」、「環境学習・普及啓発の推進」の政策を位置づけています。

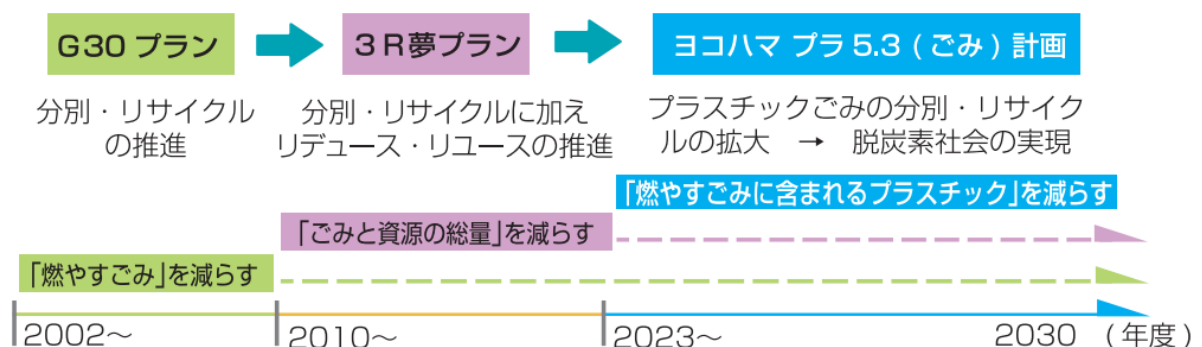
基本方針2は、主に行政編として、市民ニーズへの対応と安定したごみ処理に向けて、「多様な社会ニーズへの対応」、「安定したごみの収集・運搬・処理・処分」、「将来を見据えた施設整備」の政策を位置づけています。



(6) 計画の変遷

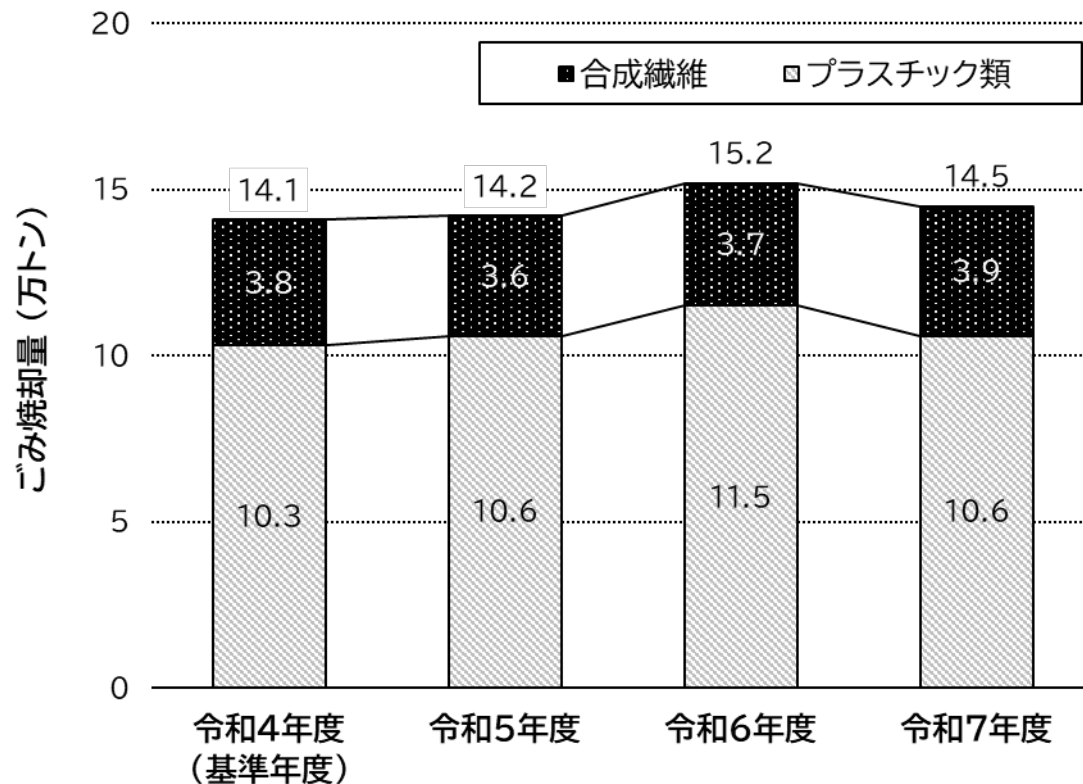
これまで、横浜G30プランでは分別・リサイクル、ヨコハマ3R夢プランではリデュース・リユースの取組を進めるなど、「ごみの量」や「ごみと資源の総量」の削減を目標としていました。

引き続き、市で処理する「ごみの量」や市民・事業者の皆様から排出される「ごみと資源の総量」について、環境負荷やごみ処理コストの低減の観点からも削減を進めます。



(7) 計画の進捗

工場で焼却しているプラスチック量



※ 湿基準で表示。

ごみと資源の処理量

(単位: トン)

		ごみと資源の処理量				
		家庭系			事業系	
			ごみ量	資源化量 ※1	ごみ量	
令和7年度		1,002,561	742,924	518,466	224,458	259,637
4年度比 増減量		▲90,456	▲68,732	▲47,673	▲21,059	▲21,724
		(▲8.3%)	(▲8.5%)	(▲8.4%)	(▲8.6%)	(▲7.7%)
令和4年度 ※2		1,093,017	811,656	566,139	245,517	281,362

※1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。

※2 ヨコハマ プラ5.3計画の基準年度

※ () 内は、令和4年度比の増減割合

※ 表中の数値は端数処理のため、算出した結果が一致しない場合があります。

3 基本理念の実現に向けて

(1) 脱炭素社会の実現

一般廃棄物処理分野の脱炭素化に向けては、焼却工場で燃やしているプラスチックの量を減らすことが重要です。まずは、マイバッグ、マイボトルを利用することや、物を繰り返し使うことなど、リデュース、リユースを市民の皆様に働きかけます。そのうえで、プラスチック資源については適正な分別排出となるよう啓発・指導を強化します。さらに、ゴムとプラスチックでできた複合製品など「現状リサイクルが困難な品目」に対しては、技術の動向を踏まえつつリサイクルの対象の拡大を検討します。

これらの他に、収集車両へのバイオ燃料導入検討や電動車（EV）への切替検討、施設における照明 LED 化など省エネ設備の導入に取り組むとともに、焼却工場で創出する電気や熱など「環境にやさしいエネルギー」を周辺施設等に供給することで市域の脱炭素化にも貢献していきます。

さらに、焼却工場における CO₂ を回収・活用する CCU など最新技術の導入も視野に、市民、企業など関係者が協力し、計画的に進めます。

(2) 循環経済への移行

循環経済（サーキュラーエコノミー）は、新たな資源の使用を最小限に抑え、廃棄物を再利用・再生利用することで持続可能な経済成長を目指すモデルです。その実現には、これまで廃棄物分野が進めてきた 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の考え方が極めて重要であり、市民、事業者、行政、あるいは動脈産業と静脈産業が連携した取組が不可欠です。

具体的には、製造段階においては製品の環境配慮設計や技術開発（発生抑制、長寿命化、リサイクル性向上、再生材活用）が求められます。消費・排出段階では、シェアやリユースなどの工夫や、正しい分別排出が重要です。処理段階においては、再生材の利用促進に向けたリサイクル技術の向上が必要です。

横浜市では、これまでのリデュース、リユース、分別排出によるリサイクルに加え、令和 7 年度にはリサイクルするプラスチックの対象を拡大する「プラスチックごみの分別拡大」の全市展開を行い、更なる資源循環を推進しています。令和 8 年度には、市内の学校で生ごみを堆肥化し横浜グリーンエキスポで活用する取組や衣装ケースを対象とした質の高いリサイクルの取組などを進めています。

また、令和 6 年 10 月に「横浜市資源循環推進プラットフォーム」を市内の廃棄物処理業者 7 社と本市で発足しました。本プラットフォームでは、企業間マッチングや動静脈産業の連携、DX の活用を通じて資源循環に関する新たな取組を創出し、市内における循環経済の推進を図っています。

4 政策1 プラスチック対策の推進

脱炭素社会の実現に向け、使い捨てプラスチックの削減（リデュース）に取り組み、不要になったものは適切に分別・リサイクルするなど、市民・事業者の皆様による主体的なプラスチックの3R＋Renewable（リニューアブル）の取組を促進していくことで、プラスチックごみの焼却量削減を進め、温室効果ガスの排出削減につなげます。

また、プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、海洋流出防止に向けた取組を進めます。

(1) プラスチック資源の分別定着

プラスチックの焼却に伴い発生する温室効果ガスを減らすため、これまで燃やすごみとして回収していたプラスチックのみでできた製品を、プラスチック製容器包装と一緒に「プラスチック資源」として回収し、リサイクルする取組を令和7年4月から全市域で開始しました。

燃やすごみに誤って入っているプラスチック資源が適切に分別されるよう、引き続き、SNSの活用や説明会などの対面による働きかけを行うなど、丁寧な周知に取り組んでいきます。

(2) 事業者等と連携した取組

ア 小売店と連携した広報啓発

市内スーパーマーケットと連携して、ワンウェイプラスチックの削減、資源とごみの分別徹底、店頭回収の促進について啓発を実施しています。

【令和7年度の実績】

市内のイオン・イオンスタイルをはじめとした市内スーパーマーケットでは全区一斉の店頭啓発キャンペーンにより、プラスチック製容器包装の分別ルールの変更について重点的に周知し、一部店舗では店内アナウンス、POP掲出を行いました。

イ マイボトルの利用促進

マイボトルスポットを検索できるウェブサイトの公開や、SNSやイベント等で利用促進に向けた啓発を行っています。

また、令和7年3月にウォータースタンド株式会社と「マイボトル利用促進に向けた協定」を締結し、7年度は横浜市庁舎及び18区役所に給水機を設置しました。今後は、市内中学校、高等学校に給水機を設置していきます。

ウ リユースカップ式自動販売機の設置

ベンチャー企業であるNOMU Enterprise 合同会社とリユースカップ式自動販売機の実証実験について覚書を令和7年8月に締結し、実証実験を行っています。

エ 地域コミュニティを活用したボトル to ボトル実証実験

令和7年度に開始した学校や商店街などの地域コミュニティにペットボトル回収機を設置して、使用済みペットボトルを原料化し、新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」リサイクルの実証実験について、一部設置場所の変更等を行い、市内6か所で実施します。

【実施場所】

- ・ 神奈川大学 横浜キャンパス
- ・ 金沢シーサイド名店会
- ・ 横浜市立三保小学校
- ・ 横浜市立幸ヶ谷小学校
- ・ 横浜市立小田中学校
- ・ 横浜市立東高等学校

オ みなとみらい21地区における「ボトル to ボトル」リサイクル

令和6年に国から脱炭素先行地域に選定されたみなとみらい21地区において、サントリーホールディングス株式会社及び一般社団法人横浜みなとみらい21と連携し、使用済みペットボトルを原料化し、新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」リサイクル実証実験を行いました。

令和7年1月から一般社団法人横浜みなとみらい21が事業者の公募を行い本格運用が開始されました。令和7年4月から横浜市庁舎等も参加し、30施設で取組を進めています（令和8年4月現在）。



(3) 海洋流出対策

プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、海洋流出防止の取組を進めています。

ア ごみ集積場所の改善

地域の方々と協力し、ごみが河川に落ちないようにフェンスと地面の隙間をネットで塞ぐなど、海洋流出対策を講じています。

イ 清掃活動の実施

プラスチック対策にもつながる清掃活動を、繁華街などの美化推進重点地区や市内主要駅周辺などで実施しています。

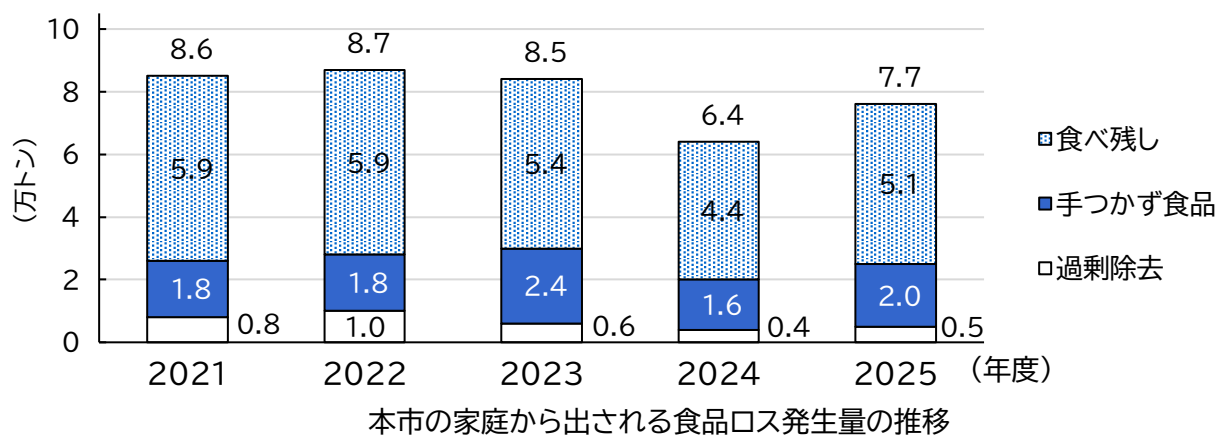
5 政策2 食品ロス削減の推進

食品ロス削減は、国連で採択された SDGs（持続可能な開発目標）の目標に位置づけられた重要課題です。食品ロスは、生産、流通、販売等の過程で消費した資源が無駄になることに加え、それぞれの過程で発生する温室効果ガスは地球温暖化の原因になります。資源の有効活用、環境負荷の低減を進めるためにも、食品ロス削減に向けて取り組む必要があります。

日本では、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、国、事業者、消費者等の多様な主体との連携により、食品ロス削減を推進することが求められています。国内における食品ロスは年間464万トン（令和5年度推計値）発生しており、本市においては、家庭から出される燃やすごみに年間約7万7千トン（令和7年度推計値）もの食品ロスが含まれています。

本市では、市民・事業者の皆様の間で「食」を大切にする価値観が醸成され、食品の製造・流通・販売・消費のあらゆる場面における食品ロスの削減に向けた具体的な取組の実践と定着につながるよう働きかけを行っています。また、先進的な取組の波及・普及を図ることで、市域全体での食品ロス削減につなげていきます。

循環型社会の実現に向け、食品ロス削減の取組を進めてもなお残る生ごみについては堆肥化を促進し、有効利用を進めています。令和8年度は、市内の学校で生ごみを堆肥化し、横浜グリーンエキスポで活用する取組も行っています。



(1) 価値観の醸成ときっかけづくり

ア 広報啓発の推進、イベント等の開催

10月の「食品ロス削減月間」を中心に、横浜F・マリノスと連携して食育教室の開催や選手出演の啓発動画・ポスターの作成・掲出やメディアとの連携、区民まつりなどで、広報啓発を実施しています。また、日常生活でできる食品ロスを減らす工夫の呼びかけ等に取り組んでいます。

イ フードバンク・フードドライブ活動の推進

フードバンク団体や社会福祉協議会と連携し、区役所等の公共施設や小売店舗といった身近な場所に食品を持ち寄っていただける環境づくりを進めています。また、市内の企業や団体にフードドライブ活動に必要な物品の貸出しを行っています。あわせて、活動の認知度を向上させるため、HP や SNS 等を通じて広報啓発を行っています。

(2) 場面に応じた実践行動の推進

家庭にある野菜や余りがちな食材を使い切るレシピの活用など、買い物、保存、調理、食事といった食に関する場面に応じた行動につながるよう、様々な視点で広報啓発を行っています。

(3) 多様な主体との連携

飢餓、貧困、食品ロス削減などに取り組む国際機関等と連携し、世界の食料事情や身近な食品ロスについて考えるイベント、飲食店等の事業者と連携したフードシェアリングサービス等の取組や地域メディアと連携した広報啓発など、様々な主体と連携した取組を行っています。

(4) 事業者への働きかけ

ア 「食べきり協力店」事業の推進

国の公表データに基づく本市の推計では、事業系食品ロスの発生量のうち 23.5%を外食産業が占めています。

そこで、飲食店等の協力をいただきながら、効果的に食べ残しを減らす取組を実践していただける店舗を「食べきり協力店」として登録するとともに、食べきることによって店舗から特典をもらえる「食べきり協力店企画『Clean Plate Yokohama』」を実施しています（18 店舗）。取組内容等をホームページで紹介するとともに、広報等で事業周知を進め、食品ロス削減の機運を高めていきます。

食べきり協力店取組項目（以下の 5 項目のうち 1 つ以上を実践していただいています。）

- ・小盛りメニュー等の導入
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ・ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ・上記以外の食べ残しを減らすための工夫

食べきり協力店登録状況

	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
年度末時点 店舗数	909	948	1,179	953	984	974	970

※令和 4 年度以降、郵便物不達等の登録店を整理し、399 店舗を登録抹消しました。

イ 横浜市食の^{スリーアール}3 R きら星活動賞の表彰

食品廃棄物の発生抑制や再生利用等について、優れた取組を行っている事業者を、「横浜市食の 3 R きら星活動賞」として表彰し、取組内容をホームページで紹介しています。

(5) 生ごみの減量・リサイクル

ア 事業活動で生じる食品廃棄物の減量化・リサイクル促進

食品製造業や食品小売業など、事業活動で生じる食品廃棄物の減量化・リサイクルを促進するため、法や条例に基づく報告をもとに排出量が多い事業所を特定し、その事業所への現地調査等により食品ロス削減やリサイクルの取組状況を把握し、さらなる取組の推進を働きかけます。

イ 土壌混合法の普及啓発

土壌混合法は、プランター等を使用して、家庭から出る生ごみと土を混ぜ合わせ、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな堆肥に変える方法です。堆肥化した土は花や野菜を植える土として使うことができます。

土壌混合法を実施する地域の団体などに大型の生ごみ処理器を貸し出すほか、土壌混合法によってできた堆肥を活用して花壇や菜園を運営する団体などに堆肥の活用に必要な物品を支給するなど、コミュニティの発信力を活用して土壌混合法の普及拡大や街の美化につなげています。

また、生ごみの減量に向けた取組の一つとして、土壌混合法の講習会等を行っています。

(令和7年度実績：各区講習会実施回数 計 581 回、土壌混合法支援制度 受付件数 計 18 件)

6 政策3 環境学習・普及啓発の推進

未来を創る子どもたちに良好な環境を引き継ぐため、ごみの分別・リサイクルの拡大や発生抑制をはじめとした環境行動の必要性について普及啓発します。また、子どもたちが自分事として学び、考え、行動することで、市民全体の行動変容に繋がるよう、様々な環境学習を推進します。

(1) 子どもたちを対象にした事業

ア ヨコハマ3Rポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、「分別と3Rでゴミ減量！きれいなまちに。」をテーマにポスターコンクールを実施し、入賞作品の表彰を行っています。

【令和7年度実績】 表彰総数 150 点（応募総数 1,506 点／応募校数 159 校）

イ 小学4年生用環境学習副読本

小学4年生用環境学習副読本「ミーオ&イーオと学ぼう！ごみと資源と3Rのこと」を作成し、学校の授業の中で市内の小学4年生の児童全員（国、県、私立含む。）に活用されています。令和8年度からデジタル版に切り替えます。

ウ 出前教室の実施

職員が保育園・幼稚園、小学校などに出向き、廃棄物に関する環境学習を実施しています。

【令和7年度実績】 242 回（保育園・幼稚園 109 回／小学校 107 回／その他 26 回）

(2) 啓発拠点

誰もが楽しみながら学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報の展示などを行う啓発拠点を設置し、体験型のメニューを用意しています。

ア ミーオ・イーオひろば鶴見

所在地 鶴見区末広町 1-15-1（鶴見工場内）

TEL 521-2191 FAX 521-2193

イ ミーオ・イーオひろばあさひ

所在地 旭区白根 2-8-1（旭工場内）

TEL 953-4851 FAX 953-4852

ウ ミーオ・イーオひろば金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1（JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）内※）

TEL 784-9711 FAX 784-9714

エ ミーオ・イーオひろばつづき

所在地 都筑区平台 27-1（都筑工場内）

TEL 941-7911 FAX 941-7912

オ 遊んで♪学んで！都筑3R教室

所在地 都筑区平台 27-2（都筑事務所内）

TEL 941-7914 FAX 941-8409

カ プレパーク・さかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1（栄事務所内）

TEL 891-9200 FAX 893-7641

※財源確保及び民間企業団体への地域貢献の場を提供することを目的として金沢工場でネーミングライツ事業を導入し、令和7年度から5年間の事業期間で「JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター」の愛称を使用しています。

(3) 様々な手法による広報啓発

ア 施設見学会

ごみ処理の実態を学ぶことで、ごみ減量の必要性等を理解していただき、3R行動実践のきっかけとなるよう、焼却工場や選別センター等の見学会やイベントに併せた施設見学を実施しています。

また、小学4年生が授業の中でごみについて学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の受入れを実施しています。

令和7年度焼却工場見学会件数 589 件（うち、学校見学 403 件、その他見学 186 件）

イ 環境学習プログラム

地域や学校等で廃棄物に関する環境学習を行う際の参考となるよう、世代別の学習モデルやテーマ別講座内容をまとめた学習プログラムを作成し、それらを冊子にまとめています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/gakushu/program.html>



ウ インターネットホームページによる情報提供

資源循環局の業務に関する情報などを、分かりやすく提供しています。

令和7年度「ごみ・リサイクル」関連ページアクセス件数 約 1,283 万件

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>



エ 分別検索システム

(ア) 横浜市ごみ分別辞典「MIctionary（ミクショナリー）」

出したいごみの品名を入力するだけで分別が分かる検索システムを、インターネット上やスマートフォンアプリで提供しています（日本語、英語、中国語、韓国語）。

令和7年度検索件数 約 656 万件

<https://cgi.city.yokohama.lg.jp/shigen/bunbetsu/>



(イ) 横浜市ごみ分別チャットボット

AIを使ったごみの分別の案内や粗大ごみの予約などができる「横浜市ごみ分別チャットボット」を運用しています。

(ウ) スマートフォンアプリによる情報提供

分別検索機能や収集曜日のカレンダー設定、プッシュ通知機能があり、利便性の高い「横浜市ごみ分別アプリ」と、楽しみながらごみの分別を学べる「横浜市ごみ分別ゲーム」の2種類のスマートフォンアプリを提供しています。

令和7年度ダウンロード数 約 53,500 件

(「横浜市ごみ分別アプリ」約 53,000 件 「横浜市ごみ分別ゲーム」約 500 件)

オ SNS (X、フェイスブック) による情報提供

資源循環局からのお知らせ、イベント情報、食品ロスの削減やプラスチック対策に関する取組、その他環境に関する情報を広く発信しています。

SNS	アカウント名	発信内容	令和7年度当局投稿数
X	YOKOHAMA GO GREEN ^{※1} @yokohama_kankyo ^{※2}	資源・環境に関する豆知識やイベント情報	128 件
Facebook	ヨコハマ3r (横浜市資源循環局)	資源循環局に関する取組	127 件

※1 脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、みどり環境局、下水道河川局と共同運用

カ 横浜DeNAベイスターズとの取組

本市の環境部局 (脱炭素・GREEN×EXPO 推進局、資源循環局、みどり環境局) が合同で、6月の環境月間を中心に、「横浜DeNAベイスターズ」の協力のもと、啓発ポスターの掲出など、本市環境施策に係る広報啓発の取組を行っています。

(4) 環境事業推進委員

環境事業推進委員は、市長の委嘱を受けて自治会町内会等の地域や行政と緊密に連携し、3Rや脱炭素社会の実現に向けた行動など以下のような取組を行っています (任期2年、令和8年3月31日現在 3,425 名)。

- ・ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・3Rや脱炭素社会の実現につながる行動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・清潔できれいな街づくりの推進
- ・地域への情報提供、住民からの相談と行政機関への連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(5) 横浜環境行動賞「3Rまちの美化」功労者表彰

3Rやまちの美化などの推進に功労のあった個人・団体の表彰を行っています。

表彰者数 (令和7年度)

区 分	個 人	団 体	合 計
3Rまちの美化功労者	19	17	36
環境事業推進委員永年在職者	271	—	271
合 計	290	17	307

7 政策4 多様なニーズへの対応

(1) 高齢化に伴う課題への対応

ア ふれあい収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などを対象に、玄関先等まで収集に伺う「ふれあい収集」を平成16年度から実施しています。

また、ごみが出ていない場合の声かけを平成22年度から開始しました。

イ 粗大ごみ持ち出し収集

粗大ごみを持ち出すことができないひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などを対象に、自宅内に入って収集する「粗大ごみ持ち出し収集」を平成13年度から実施しています。

各業務の直近5か年件数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ふれあい収集	8,688 世帯	9,431 世帯	10,226 世帯	10,875 世帯	11,283 世帯
粗大ごみ持ち出し収集	13,320 件	14,467 件	15,154 件	15,840 件	16,022 件

(2) ごみ出しに関する課題への対応

ア 集積場所の維持管理支援

集積場所におけるごみの散乱防止に向けた取組事例の紹介や、カラスよけネットボックスの貸出等の支援を行っています。

また、地域だけでは解決が困難な集積場所の課題について、地域と協働した改善に取り組んでいるほか、ごみの分別や清掃等に積極的に取り組んでいる集積場所を管理されている方々の表彰を行っています。

イ 狭あい道路収集

道路が狭く収集車が通行できないことにより、集積場所を自宅近くに設けられない地域において、軽四輪車でごみを収集しています。

直近5か年の件数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
狭あい	44,051 世帯	45,090 世帯	45,861 世帯	46,992 世帯	47,849 世帯
道路収集	(2,912 か所)	(2,976 か所)	(3,038 か所)	(3,096 か所)	(3,163 か所)

ウ いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、平成28年12月1日に施行された「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」（以下「いわゆる「ごみ屋敷」対策条例」という。）に基づき、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携して福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

いわゆる「ごみ屋敷」対応件数

(単位：件)

年 度	近隣への影響が 解消等された件数	うち、条例に基づく排出支援に よって解消された件数
令和3年度	24	12
令和4年度	20	13
令和5年度	24	15
令和6年度	13	4
令和7年度	5	0

(3) 喫煙対策・まちの美化の推進

「安心かつ安全で清潔な街」の実現に向け、屋外の公共の場所での喫煙による望まない受動喫煙の防止、まちの美観や快適な生活環境を損なう空き缶・吸い殻等の散乱や不法投棄の防止、クリーンアップ活動の支援、放置自動車対策などを行っています。

ア クリーントウン横浜事業

「横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例（以下「屋外喫煙防止条例」という。）※」に掲げた「安心かつ安全で清潔な街」の実現に向けて、受動喫煙対策やまちの美化の取組を推進しています。

※従来の「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」を改正し、屋外喫煙防止条例として、令和9年1月施行予定です。

【条例改正の概要】

現在、路上喫煙禁止となっていない道路等の屋外の公共の場所を新たに喫煙禁止場所（過料は適用しない）として定めます。

また、喫煙禁止の実効性を確保するために、「分煙環境の整備の推進」を市の責務に位置付けます。

なお、現在の「喫煙禁止地区」は「喫煙禁止重点地区」として、引き続き同様の運用を行います。

(ア) 喫煙禁止地区の取組

望まない受動喫煙、吸い殻のポイ捨て防止や、たばこの火による火傷や衣服の焼け焦げなどから市民や来街者の皆様の安全を守るため、特に人通りの多い横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区、日吉駅周辺地区の9地区を喫煙禁止地区に指定し、地区内では職員が巡回し、違反者への注意指導を行っています。（違反者は罰則（過料2,000円）の対象となります。）

喫煙禁止地区以外の駅周辺では、各区美化推進重点地区を中心に、路上喫煙が多い場所のパトロールを実施し、屋外の公共の場所での喫煙禁止やポイ捨ての防止について周知・指導を強化しています。

喫煙禁止地区における取組状況

喫煙禁止地区	横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区、日吉駅周辺地区
合計面積	約 53.1ha
美化推進員数 (喫煙禁止地区等指導員数)	23 人
喫煙を中止させた件数	4,969 件（令和 7 年度）

(イ) まちの美化の推進

空き缶や吸い殻等のポイ捨てを禁止し、まちの美化を推進するため、横浜駅をはじめとした主要駅や繁華街など 29 地区を美化推進重点地区に指定し、委託事業者や行政による歩道等の清掃、駅頭でポイ捨てごみの海洋流出防止などの啓発活動を行っています。また、地域の清掃活動の推進に向け、ごみ拾い活動 SNS「ありがとう！ヨコハマクリーンアップ」の運用、トングやごみ袋等の清掃用具の貸出・提供を行っています。

美化推進重点地区

重点地区数	都心部：6 地区（横浜駅周辺地区、みなとみらい 21 地区、関内地区、山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区、新横浜地区） その他各区主要駅周辺：23 地区
面積	都心部：445ha その他各区主要駅周辺：543.2ha

イ 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として不法投棄されたごみの早期撤去を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールの実施や警報装置の活用などを行っています。

不法投棄防止実績

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
夜間監視パトロールの実施	延 18 日	延 12 日	延 11 日	延 12 日	延 13 日
警報装置	50 台	54 台	54 台	54 台	48 台
防止立て看板の作成	848 枚 (プラスチック製)	23 本 (木製脚有) 25 枚 (木製脚無) 872 枚 (プラスチック製) 200 枚 (ノアルミ製)	24 本 (木製脚有) 21 枚 (木製脚無) 937 枚 (ノアルミ製)	200 枚 (ノアルミ製)	730 枚 (ノアルミ製)
不法投棄回収量	約 1,249 t	約 1,247 t	約 1,039 t	約 990 t	約 927 t

ウ 放置自動車の撤去・処理

放置自動車の撤去・処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し、廃物と判定されたもの及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車撤去・処理実績

(単位：件)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発見・通報	36	45	28	28	42
委員会諮問	23	13	10	5	12
委員会報告	0	0	0	0	0
横浜市撤去	15	7	5	11	7
自主撤去	23	29	22	21	30

※撤去数については、発見・通報年度に関わらず、当該年度に撤去されたものを計上しています。

エ 焼却工場の受入れ拡大

ごみのない美しい街の実現の推進に向けて、夜間営業飲食店等から出される事業系ごみの収集に対応するために、平成31年1月からJFE横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）で24時間受付を実施しています。

(4) 災害に対する備え

ア 防災訓練

東日本大震災、熊本地震などの大規模災害では、大量にがれき等の災害廃棄物が発生し、その処理・処分に時間を要したことが、復旧・復興の妨げになりました。また、災害時にトイレが確保されないと、トイレの使用を抑えるために水を飲まず避難所生活を続けることになり、水分不足によって様々な健康上のリスクが高まります。

そこで、災害廃棄物（し尿を含む。）に対処する手順を確認するため、資源循環局では独自の防災訓練を毎年実施しています。

イ 横浜市災害廃棄物処理計画

大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理について定める「横浜市災害廃棄物処理計画」を平成30年度に策定しました。他都市の災害廃棄物の収集運搬を支援した豊富な経験や、東日本大震災以降の被災地の教訓などを取り入れ、今後発生する各種自然災害（地震、津波及び台風、大雨などによる風水害）への備えや、災害時に発生する災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための応急対策及び復旧・復興対策を進めています。

(ア) 基本目標

市民生活の衛生環境の保全を図り、早期に生活再建や各種インフラ等の復旧、さらには、地域経済の復興支援や災害後の復興まちづくりなどにつなげられるよう、「迅速な処理・処分」を目指します。

(イ) 主な災害廃棄物の種別と処理の考え方

- a し尿
地域防災拠点の生活において重要であるため、早期に収集開始
- b 生活ごみ・避難所ごみ
平時のごみ排出ルール（分別区分）に従って、ごみ集積場所に排出
- c 片付けごみ
生活ごみと混在しないように、分別し、道路交通の妨げにならない場所に排出
- d 災害がれき
発生状況、時期、仮置場及び処理施設の状況などを踏まえ、計画的に対応

(ウ) 平時からの取組

市民への広報、事業者との連携、仮置場候補地の選定、訓練、施設の強化など

ウ 民間団体との災害時の協定

災害時には、大量の災害廃棄物が発生しますが、そのすべてを横浜市単独で処理することは困難です。廃棄物の発生種別の視点では、し尿、生活ごみ・避難所ごみ、路上廃棄物、片付けごみ、災害がれき等の種類があり、また、処理フローの視点では、保管、仮置場整備、収集、運搬、分別、資源化、処分等の段階があるなど、災害廃棄物に関連する事項は多種多様で、民間団体のもつノウハウを活用することは迅速な復旧・復興のために不可欠です。

資源循環局では災害時に備え、事前に想定される課題について、民間団体との間で各種協定を結んでおり、対策の強化を図っています。

災害時の協定一覧（令和7年度末時点）

	名称	民間事業者名	概要
災害廃棄物一般	地震等大規模災害時における建築物等構造物の解体撤去の協力に関する協定	一般社団法人神奈川県建物解体業協会	応急活動、復旧活動に支障となるまたは、本市が必要と認めた家屋等の解体及び災害廃棄物の撤去の協力
	地震等大規模災害時における損壊家屋等解体撤去の協力に関する協定	一般社団法人横浜建設業協会	建築構造物の解体、がれき等の災害廃棄物の撤去等の協力
	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定	公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	生活ごみ及びがれき等の災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等の協力
	災害時における災害廃棄物処理の協力に関する協定	横浜市一般廃棄物許可業協同組合	災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の管理・運営等の協力

焼却処理	横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時における応急措置の協力に関する協定	J F E エンジニアリング株式会社 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 カナデビア株式会社	ごみ焼却施設に重大な被害を受けた場合の応急措置の協力
	横浜市資源循環局ごみ焼却施設及び最終処分場排水処理施設の災害時における応急措置の協力に関する協定	一般社団法人横浜管機設備協会	ごみ焼却施設及び最終処分場排水処理施設に重大な被害を受けた場合の応急措置の協力
	災害時におけるごみ焼却施設への薬品供給の協力に関する協定	エスケー化学株式会社 小林化学産業株式会社	災害時のごみ焼却において必要な薬品供給の協力
	横浜市資源循環局ごみ焼却施設の災害時におけるセメント供給の協力に関する協定	株式会社永島商店 株式会社渡邊商店	災害時のごみ焼却において必要なセメント供給の協力
最終処分場	横浜市資源循環局最終処分場排水処理施設の災害時における応急措置の協力に関する協定	カナデビア株式会社	最終処分場排水処理施設に重大な被害を受けた場合の応急措置の協力
し尿処理	災害時における簡易式トイレパック提供協力に関する協定	株式会社ニード 株式会社ケンユウ 株式会社総合サービス まいにち株式会社	簡易式トイレパックの提供協力
	災害時における仮設トイレの設置協力に関する協定	日野興業株式会社 ベクセス株式会社 株式会社アクティオ 株式会社レンタルのニッケン 旭ハウス工業株式会社 横浜支店 グランド産業株式会社	仮設トイレ設置の協力
	地震等大規模災害時におけるし尿収集運搬業務の協力に関する協定	横浜市生活環境整備協同組合	し尿収集運搬業務の協力
仮置場	大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定	国立大学法人横浜国立大学 学校法人横浜商科大学 公立大学法人横浜市立大学	大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定
自動車	災害時における被災自動車の撤去等に関する協定	神奈川県自動車リサイクル事業協同組合	被災自動車が発生した際の現地調査や撤去・移動、一時保管についての協力
	災害時における被災自動車の移動等に関する協定	エートス協同組合	被災自動車が発生した際の現地調査や撤去・移動、一時保管についての協力

平時の取組	地震等大規模災害時における災害廃棄物処理の円滑化に関する協定	J & T 環境株式会社	大規模災害発生時に備えた事前の取組
-------	--------------------------------	--------------	-------------------

エ 自治体間連携

本市では、他都市で地震や豪雨による甚大な被害が発生した際、被災地で発生した災害廃棄物の処理を行うため、災害復旧支援隊を派遣しています。災害廃棄物の処理を通じて、被災地の早期復興・復旧に貢献するだけでなく、本市職員の災害廃棄物処理に関する経験やノウハウの蓄積にもつながっています。

【令和6年度実績】

令和6年能登半島地震

トイレトレーラー設置（輪島市）（令和5年度～令和6年度）

【令和7年度実績】

派遣案件無し

(5) 廃棄物分野における国際協力

ア アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）を通じた支援

(ア) 概要

平成29年4月、環境省・JICAが、横浜市、国連環境計画（UNEP）、国連人間居住計画（UN-Habitat）、アフリカ各国・都市と共同で、アフリカにおける廃棄物に関する知見の共有、SDGs（持続可能な開発目標）の推進等を行うための場としてプラットフォームを設立しました。

ミッション：2030年までにアフリカ諸国がきれいな街と健康な暮らしを実現し、廃棄物管理に関するSDGs（持続可能な開発目標）を達成する。

構成員：アフリカ各国・都市、環境省、JICA、横浜市、国連環境計画、国連人間居住計画等

(イ) 活動内容

a 全体会合の実施

プラットフォームの中で廃棄物管理の知見・経験の共有をする場として全体会合を開催しています。

直近3年の開催実績

年度	会合	議論の内容
令和元年度	第2回全体会合（横浜） （TICAD7公式サイドイベント）	能力強化・知見の共創、収集・運搬体制の改善等の具体的行動に向けた議論
令和4年度	第3回全体会合（チュニジア） ※オンライン開催 （TICAD8パートナーイベント）	プラスチック廃棄物等の削減の行動等に向けた議論

令和7年度	第4回全体会合（横浜） （T I C A D 9 テーマ別イベント）	投資や資金導入促進に重点を置いて議論 「新・横浜行動指針」の採択
-------	---------------------------------------	-------------------------------------

b 研修の実施

横浜市は、これまでの廃棄物管理の知見や先進的な技術が評価され、アフリカ各国・都市における廃棄物管理部門の責任者を対象とした研修の拠点を担っており、これまでに計19回の研修を実施しています。

研修は、オンラインによる遠隔研修と来日研修のハイブリット形式で実施しています。

目 的：廃棄物管理の政策と計画に関する総合的理解を得ることで、研修員が自身の国・都市の廃棄物管理計画を改善するための方向性を明確にすること。

内 容：横浜市を中心とする日本の実例についての講義及び視察
自国の廃棄物管理の課題分析

廃棄物管理の改善に向けた行動計画（アクションプラン）の作成

研修参加国・参加者： 計41か国186名（平成30年（開始当初）からの累計）

直近3か年の実績

年度	参加者
令和5年度	9か国9名参加（英語）、8か国10名参加（フランス語）
令和6年度	5か国5名参加（英語）、10か国11名参加（フランス語）
令和7年度	9か国10名参加（英語）、6か国7名参加（フランス語）

イ Y-PORT 事業の推進：フィリピン国セブ市への支援

フィリピン国セブ市と横浜市は、「フィリピン共和国セブ市と日本国横浜市との持続可能な都市の発展に向けた技術協力に関する覚書」を締結しています。当局では覚書に基づき、ごみ収集車のセブ市への寄贈（平成26年に10台）や、市内企業によるリサイクル事業の現地展開の後押しなどを行ってきました。

平成29年度には、環境省の支援も受け、市内企業が現地に廃プラスチックのリサイクル工場を整備しました。

令和6年度からは、セブ市における分別・リサイクル推進を支援するため、現地職員とオンラインミーティングや来日研修を実施し、本市の廃棄物管理の仕組みや住民啓発のノウハウ等を共有しています。

ウ 海外からの視察受入れ

廃棄物処理施設等の視察受入れや国際機関等が実施する研修を通じて、本市の廃棄物管理の取組を紹介します。

令和7年度実績：22件316人

8 政策5 安定したごみ収集・運搬・処理・処分

(1) 家庭ごみの安定的な収集運搬と適正排出の推進

市内全域 1,803,669 世帯（令和 8 年 4 月 1 日時点）から排出されるごみと資源物について、行政区ごとに 18 か所の収集事務所や委託事業者（古紙・古布は資源集団回収業者）が収集を行っています。

収集方法は粗大ごみを除き、集積場所に排出されたごみを収集するステーション方式です。

なお、集積場所数は 81,507 か所です（令和 8 年 3 月末時点）。

ア 燃やすごみ

週 2 回（月・金又は火・土）収集し、市内 4 か所の焼却工場及び市内 4 か所の中継輸送施設に搬入しています。

主な対象品目は、台所のごみ、汚れた紙、紙おむつ、少量の木の枝、板などです。中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に燃やすごみだけを入れて排出します。

イ 燃えないごみ

週 2 回（月・金又は火・土）収集し、市内 8 か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、ガラス類、陶磁器類、蛍光灯、電球などで、安全のため新聞紙や購入時の箱などで包み、「ガラス」「陶器」など品名を表示して排出します。

ウ スプレー缶

週 2 回（月・金又は火・土）収集し、市内 8 か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、ヘアスプレー、殺虫剤、カートリッジ式ガスボンベなどです。スプレー缶の中身を完全に出しきり、穴は開けず、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋にスプレー缶だけを入れて排出します。

エ 電池類

週 2 回（月・金又は火・土）収集し、市内 1 か所のストックヤードに搬入しています。

主な対象品目は、乾電池、コイン電池、ボタン電池及びリチウムイオン電池等で、可能な限り電池を使い切って、テープ等で絶縁したうえで中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に電池類だけを入れて排出します。膨張・破損したりリチウムイオン電池等やポータブル電源については、集積場所には出さず、資源循環局収集事務所にお持ち込みいただきます。

オ プラスチック資源

週 1 回（月～土のいずれか）収集し、市内 3 か所の中間処理施設及び市内 2 か所の中継輸送施設に搬入しています。

対象は、プラスチック製容器包装（商品が入っていたもの（容器）や、包んでいたもの（包装）で、中身の商品を取り出した（使った）あと不要になるもので、主にプラスチック製容器包装類のマーク  のあるもの）及びプラスチック製品（ストローやおもちゃなど、プラスチックのみでできているもの）です。

プラスチック製容器包装は中身を使い切り、中を軽くゆすぐ又は拭き取ってから、プラスチック製品とともに中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に入れて排出します。

カ 缶・びん・ペットボトル

週1回（月～土のいずれか）収集し、市内4か所の資源選別施設に搬入しています。

対象品目は、食べ物・飲み物（飲み薬を含む。）が入っていた缶とガラスびん及び飲み物・酒・みりん・しょうゆなどが入っていた  マークのあるペットボトルの3品目です。ふたや中ぶたなどを外して中をゆすいでから、中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に缶・びん・ペットボトルを一緒に入れて排出します。

キ 小さな金属類

週1回（缶・びん・ペットボトルの収集日と同じ日）収集し、市内5か所のストックヤード等に搬入しています。

主な対象品目は、なべ、フライパン、やかんなど、一番長い辺が30cm未満かつ大半が金属でできているもので、袋に入れずに排出します。ただし、細かくて散乱するおそれのあるものは、まとめて透明又は半透明の袋などに入れて排出するほか、刃物など危険なものは新聞紙などで包み、品名を表示して排出します。

ク 古紙（「新聞」「段ボール」「紙パック」「雑誌・その他の紙」）

対象品目は、新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙の4品目で、紐でしばって（大きさのそろわないものや細かいものは袋に入れて）排出します。

※平成17年4月からの分別開始以降、行政による収集を行っていましたが、現在は、資源集団回収により収集されています。ただし、拠点回収（市民利用施設に設置している資源回収ボックスや各区の収集事務所が実施している資源物のセンターリサイクル）や「ふれあい収集」などでは、行政による収集を実施しています。

ケ 古布

主な対象品目は、シャツ・スラックスなどの衣類、シーツ、毛布などで、洗濯してあり、乾いているものを中身がはっきりと確認できる透明又は半透明の袋に古布だけを入れて排出します。

※平成17年4月からの分別開始以降、行政による収集を行っていましたが、現在は、資源集団回収により収集されています。ただし、拠点回収（市民利用施設に設置している資源回収ボックスや各区の収集事務所が実施している資源物のセンターリサイクル）や「ふれあい収集」などでは、行政による収集を実施しています。

コ 粗大ごみ

金属製品は一番長い辺が30cm以上のもの、それ以外（木製品やプラスチック製品など）は一番長い辺が50cm以上のものが対象です。事前申込み制で、インターネットなどのICTツール又は電話により受け付け、原則として戸別に収集を行っています。また、市内4か所に自己搬入場所を設け、受入れを行っています。

処理は有料ですが、生活保護世帯や障がいのある方が属する世帯等に対しては、手数料を減免する制度があります。

なお、家庭から収集した粗大ごみのうち、まだ使うことができる「家具類」などをリユース品としてイベントや一部の資源循環局関連施設などで展示し、市民の皆様に提供しています。

また、粗大ごみのリユースを促進するため、本市のホームページに民間リユース事業者を掲載し、粗大ごみに出す前のリユースを促しています。

リユース品提供状況

(単位：個)

年 度		令和3年度※1	令和4年度※2	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総 提 供 数		0	623	1,724	1,402	1,093
内 訳	常設展示場所	0	570	1,654	1,278	729
	イ ベ ン ト	0	53	70	124	364

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月8日からリユース品の提供を中止。

※2 令和4年6月から再開。

サ 有害・危険ごみへの対応

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の一部施行に伴い、家庭にある不要な水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計について、区役所・収集事務所で拠点回収を行っています。

シ 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例：タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)に基づき、エアコン、テレビ(有機EL・プラズマ・液晶・ブラウン管式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になります。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました(ただし、28年5月から小型家電リサイクルとしての回収を始めました。)

なお、「スプリングマットレス」と「アスベストを含むもの」は処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

(2) 資源化の推進

ア 家庭系ごみの分別事業実績(令和7年度)

資源化量

(単位：トン)

缶		びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	
8,070		14,341	13,964	4,997	3,750	
プラスチック資源		スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	
50,722		645	1,000	442	48	
乾電池	小型充電式電池等	粗大金属	羽毛布団	小型家電	燃えないごみ	選別残さ(袋)
354	33	6,075	9	143	1,081	736

※小型充電式電池等については、ボタン電池やコイン電池も含まれる。

資源化物の売払金額

(単位：千円)

缶		びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	
1,758,532		2,237	787,878	－	107,997	
プラスチック資源		スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	
0		49,890	1,412	31,592	－	
乾電池	小型充電式電池等	粗大金属	羽毛布団	小型家電	燃えないごみ	選別残さ(袋)
－	－	182,987	16,144	32,290	－	－

※ ペットボトルは指定法人からの再商品化合理化拠出金と有償入札拠出金の合計

※ プラスチック製容器包装は指定法人からの再商品化合理化拠出金

資源化物の中間処理及び資源化委託経費

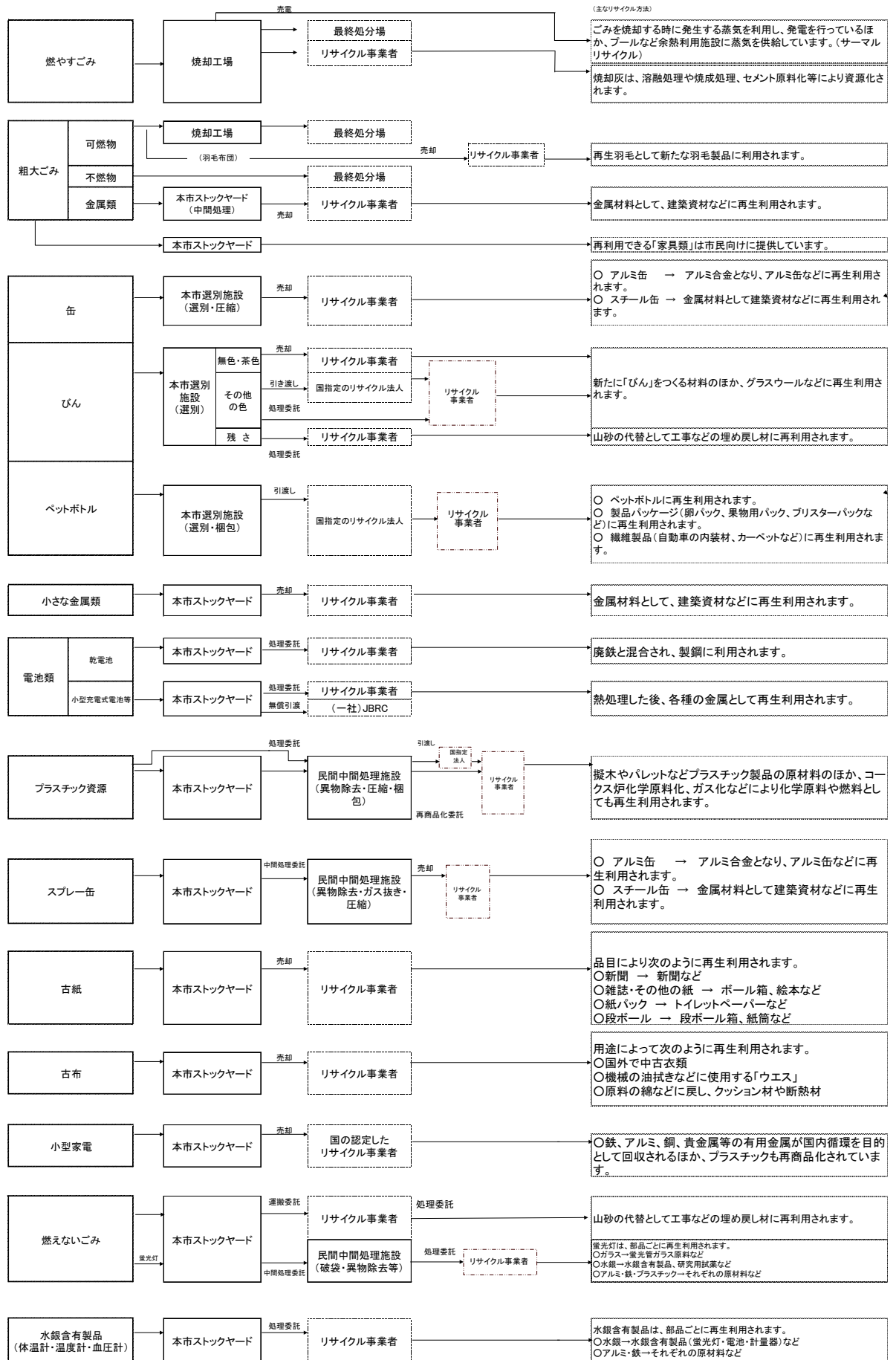
(単位：千円)

缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類		
2, 282, 656			68, 841	－		
プラスチック資源	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球		
2, 276, 388	129, 204	－	－	20, 038		
乾電池	小型充電式電池等	粗大金属	羽毛布団	小型家電	燃えないごみ	選別残さ(袋)
23, 006	8, 316	86, 075	－	－	45, 440	35, 049

※ 収集運搬経費は含まない。

※ 選別残さ（袋）は金沢資源選別センター分の経費

イ 分別収集品目のリサイクルフロー



ウ 缶・びん・ペットボトルのリサイクル

缶・びんの分別収集は、平成5年3月から市内の30%の世帯を対象にスタートし、平成6年10月からは45%の世帯に拡大、平成7年10月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成11年2月から緑区、青葉区、都筑区で実施し、平成12年2月には、港南区、戸塚区、栄区、泉区の4区へも拡大、平成13年2月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成14年3月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外の色のもの（特定事業者負担分）とペットボトルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき国指定のリサイクル法人に引き渡し再商品化しています。

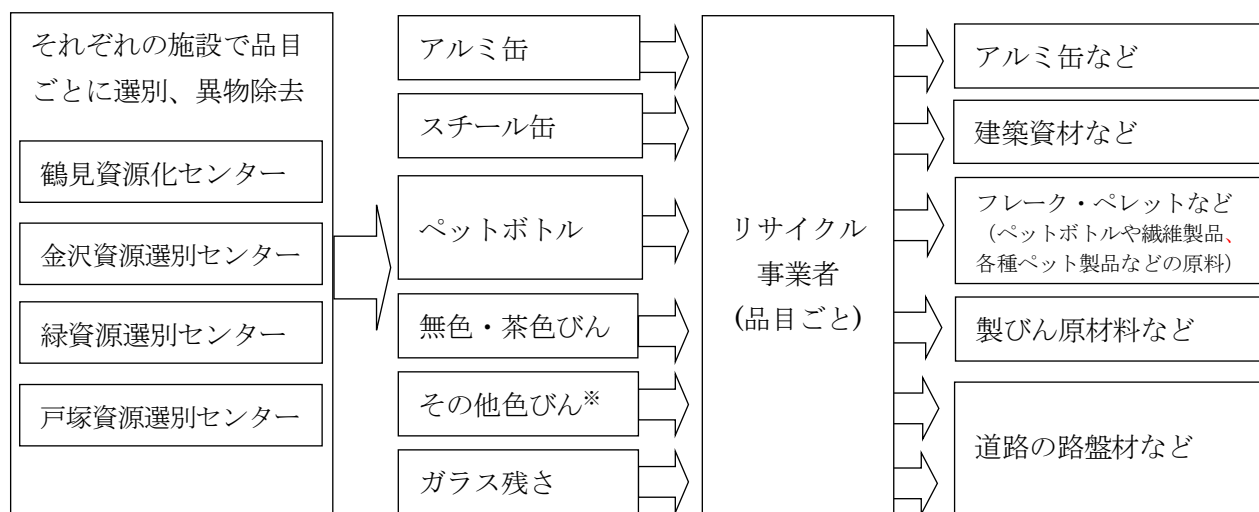
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：トン）

年 度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
処 理 内 訳	アルミ缶	5,783	5,434	5,071	4,940	5,040
	スチール缶	3,750	3,534	3,265	3,027	3,030
	びん	19,566	18,193	16,556	15,534	14,341
	ペットボトル	14,372	14,176	14,032	13,936	13,964
	ガラス残さ	5,098	5,011	5,042	5,146	4,997
	合計	48,569	46,348	43,965	42,583	41,371

※端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトルリサイクルフロー



※その他色のガラスびんの市町村負担分は横浜市が再商品化委託しています。

エ 古紙及び古布のリサイクル

古紙及び古布の分別収集は、平成15年10月のモデル事業から開始し、事業の結果を踏まえて平成16年10月から実施した南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の6区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成17年4月から全市で実施しています。市内の家庭から排出され

る古紙については平成 26 年 4 月から、古布については平成 26 年 11 月から、原則として資源集団回収により回収されています。

なお、資源回収ボックスやセンターリサイクル、「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。収集した古紙及び古布は、行政が再資源化事業者に取り渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は主に海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

オ プラスチック資源のリサイクル

従来のプラスチック製容器包装にプラスチック製品を合わせてプラスチック資源として、令和 6 年 10 月から中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で、令和 7 年 4 月から全市で収集しています。

(プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から開始し、事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しています。)

収集したプラスチック資源は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、「容器包装リサイクル法」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、国指定のリサイクル法人に取り渡し資源化しています。

カ 燃えないごみ、スプレー缶、電池類、小さな金属類、粗大ごみのリサイクル

家庭から排出されたスプレー缶、小さな金属類、粗大ごみのうちの金属類、羽毛布団、衣装ケースはそれぞれ再生資源として売却し、燃えないごみ及び電池類は再資源化事業者へ委託し、ごみの減量化を図っています。

キ 小型家電のリサイクル

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を平成 25 年 10 月から実施しており、平成 28 年 5 月からは回収品目にパソコンを追加しています。

対象は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）施行令」に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口（30cm × 15cm）に入る長さ 30cm 未満の使用済小型家電で、各区の総合庁舎や資源循環局事務所、市内の大型スーパーやホームセンター等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18 区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。回収拠点は市内 79 か所です（令和 8 年 3 月時点）。

回収した小型家電は小型家電リサイクル認定事業者へ売却し、解体・破碎・選別処理を行い、基盤等からの有用金属の再資源化を行っています。

なお、回収ボックスに入らない小型家電は燃やすごみとして収集しています。収集車の火災防止のため、令和 4 年 10 月からリチウムイオン電池が取り外せない小型家電は、他の燃やすごみとは別の袋で排出するよう案内しています。

ク 資源集団回収促進事業

ごみの減量とリサイクル意識の醸成及び地域コミュニティの形成を目的として、紙類、布類、金属類、びん類の回収を、自治会町内会、子ども会、老人会、PTA 等市内約 4,000 団体が実施しています。

横浜市では、昭和 58 年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、登録団体に対して 1 kg 当たり 3 円を、登録業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しています。今後も引き続き奨励金を交付し、安定した回収を図ります。

実施団体数と回収量の推移

年 度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
回収団体（団体数）		4, 111	4, 072	4, 028	4, 008	3, 984
回収量（トン）		142, 784	136, 438	128, 058	122, 491	118, 047
品 目 別 回 収 量	紙類	132, 768	127, 238	119, 352	113, 868	109, 648
	布類	8, 951	8, 202	7, 726	7, 669	7, 479
	金属類	1, 050	984	968	943	911
	びん類	16	14	13	11	10

※端数処理により、内訳の合計と回収量が一致しない場合があります。

ケ 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するための常設の資源回収拠点として、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど 87 か所（令和 8 年 3 月時点）に設置した「資源回収ボックス」で、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

コ センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成 17 年度から、全収集事務所（緑区は長坂谷ストックヤード、栄区は栄ストックヤード）において資源物の受入れをしています。資源物の回収のほか、職員による分別方法の説明やアドバイスをを行い、「ヨコハマ プラ 5.3 計画」等を PR しています。

サ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」では、分別に御協力いただいている多くの市民の皆様が不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導などを行っても分別しない人に対して罰則（過料 2, 000 円）を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

制度適用状況（令和 7 年度）

調査した集積場所数（延べ）	指導	勧告	命令	過料
2, 298 か所	475 件	0 件	0 件	0 件※

※制度施行以降の累計件数：2 件（平成 21 年度）

シ 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることを禁止しており、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。禁止命令に従わない場合、20 万円以下の罰金を規定しています。

(3) 環境に配慮した安定的なごみ処理の推進

ア 焼却処理

横浜市では、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を鶴見工場、旭工場、JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）及び都筑工場の4工場で焼却処理しています。なお、保土ケ谷工場は、現在再整備中であり、令和12年度竣工予定です。

現在稼働中の焼却工場は、高性能な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止に細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

工場別焼却量

（単位：トン）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鶴 見 工 場	214,416	211,152	266,139	244,385	271,932
旭 工 場	131,874	123,085	122,221	121,197	125,645
金 沢 工 場	253,838	273,834	256,080	257,712	189,189
都 筑 工 場	251,935	236,488	176,084	183,181	188,908
合 計	852,063	844,559	820,525	806,476	775,674

※端数処理により、内訳の合計と発生量が一致しない場合があります。

焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度

（単位：ng-TEQ/m³N）

工場名	号炉	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
鶴 見	1	整備中	0.0046	0.00000052	0.000013	0.00077
	2	0.00058	0.0035	0.0010	0.0021	0.0032
	3	0.0011	0.00064	0.00057	0.0059	0.0034
旭	1	0.00063	0.00081	0.0014	0.00000026	0.00000083
	2	0.00011	0.00000063	0.0028	0.000038	0.00000056
	3	0.000081	0.000036	0.000043	0.00011	0.0000011
金 沢	1	0.000013	0.00000045	0.00000031	0.00015	0.00000061
	2	0.00000040	0.00000030	0.000031	0.000018	0.00000067
	3	0.00000029	0.00000075	0.00000038	0.00000026	0.0011
都 筑	1	0.026	0.0062	0.016	0.034	0.029
	2	0.00042	0.00032	0.0063	0.0088	0.031
	3	0.028	0.0092	0.0054	0.0065	0.017

※排出基準 1ng-TEQ/m³ N（JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）は、0.1ng-TEQ/m³ N）

イ 焼却工場で創出する余熱利用（電気・熱）

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場（鶴見工場、旭工場、JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）、都筑工場）では、ごみ焼却に伴い発生する蒸気を活用し、蒸気タービンによる発電を行っています。4工場で創出する電力は、1年間で約2.9億キロワットアワーであり、磯子区の全世帯にほぼ等しい約7.4万世帯の年間消費電力量に相当します。この電力は、工場内で利用するほか、隣接する下水道処理施設や市庁舎等に供給しています。

また、蒸気は工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ））等に供給しています。とりわけ鶴見工場では、令和8年度より蒸気を近隣の東亜合成株式会社横浜工場に供給するための熱供給の実証試験を開始しました。

発電実績（令和7年度）

（単位：kWh）

	総発電電力量	内 訳		
		所 内 消 費 量	余熱利用施設等	売 電 電 力 量
鶴見工場	102,739,350	30,538,442	3,015,518	69,185,390
旭工場	44,661,180	17,802,606	490,050	26,368,524
金沢工場	64,558,580	24,371,660	380,040	39,806,880
都筑工場	74,790,540	21,957,446	2,177,830	50,655,264
計	286,749,650	94,670,154	6,063,438	186,016,058

※鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター消費量、JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）の売電電力量は下水道河川局への売電電力量分を含みます。

ウ 財源創出の新たな取組（容量市場）

鶴見工場及び都筑工場において、令和6年度から新たに容量市場へ参加し、令和7年度に約900万円の歳入を確保しました。当局の歳入に大きく寄与する取組であるため、今後も引き続き、容量市場に参入していく予定です。

※容量市場とは、電力の安定供給を確保するために必要な「発電設備の確保」を目的とした市場です。「将来これだけの電力を発電します」という約束をし、その約束通りに発電した場合に報酬が支払われる仕組みです。

エ 焼却工場の維持管理

焼却工場では排出されるガスなどを適正に処理し、安全で適切な管理を行っています。また、定期的に焼却炉やボイラー、排ガス処理施設等の補修を行い、安定した稼働に努めています。

焼却工場の維持管理費（令和7年度実績）

（単位：千円）

	工場運営費	工場補修費
鶴見工場	628,647	686,056
旭工場	348,886	434,886
金沢工場	834,376	538,278
都筑工場	521,281	660,673

オ 焼却灰の有効利用

ごみの焼却処理により生じる焼却灰を資源化することは、循環型社会の形成に寄与するだけでなく、市内唯一の最終処分場の延命化につながることから継続的に実施していく事が大切です。資源化の手法には、熔融処理や焼成処理、セメント原料化、薬剤固化処理があり、令和7年度は委託による熔融処理を行いました。

焼却灰資源化量 (単位：トン)

年度	令和 7 年度
資源化手法	熔融処理
資源化量	160

カ 埋立処分

横浜市では南本牧ふ頭にある最終処分場で一般廃棄物と産業廃棄物の埋立処分を行っています。平成 29 年 10 月には南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場を開設し、ごみの減量化に取り組むとともに焼却灰の資源化を計画的に行うことで、50 年程度の運用を目指しています。最終処分場（埋立てが終了した場所も含む。）では、発生する浸出水の処理を排水処理施設で行うとともに、水質等の調査を定期的に実施するなど、周辺環境に影響を与えないよう環境保全に努めています。

廃棄物埋立量 (単位：トン)

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
一般廃棄物	123, 864	120, 638	117, 044	112, 352	107, 672
産業廃棄物	7, 895	8, 773	7, 839	6, 395	6, 857
合 計	131, 779	129, 411	124, 883	118, 747	114, 529

キ 放射線対策

東日本大震災による原子力発電所事故を受けて、最終処分場で放射性セシウムの濃度や空間線量の測定、放射性セシウムの溶出防止対策等を行っています。

(ア) 最終処分場での測定結果

排水処理施設及び周辺海水において放射性セシウム（Cs-134 及び Cs-137）の測定を行っており、すべて不検出（検出下限値未満）です。

また、敷地境界で空間線量測定を行っており、市内で継続的にモニタリングしている地点での測定値と同レベルです。

これまでの放射線対策の経緯

平成 23 年度	第 2 ブロック※ ¹ 内水・放流水の測定開始。（6 月～）
	空間線量の測定開始。（7 月～）
	周辺海水※ ² の測定開始。（8 月～）
平成 30 年度	Kanadevia 横浜水循環ステーション※ ³ （第 5 ブロック※ ⁴ 排水処理施設）が平成 30 年 4 月に運転開始したため、第 5 ブロック内水・放流水の測定を開始。また、第 5 ブロックに相当する周辺海水及び空間線量の測定を開始。（4 月～）
令和 2 年度	第 2 ブロック排水処理施設が令和 2 年 3 月末に運転停止したため、第 2 ブロック放流水の測定を終了。（4 月～）

※ 1 南本牧廃棄物最終処分場（第 2 ブロック）

※ 2 周辺海水は、処分場からの影響がないかを確認するため実施。

※ 3 南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設では、ネーミングライツ事業を導入しています。

※ 4 南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場

(イ) 放射性セシウム溶出防止対策

Kanadevia 横浜水循環ステーションにおいて、ゼオライト吸着塔を設置していますが、通常時は使用せず、処分場内水中のセシウム濃度が上昇した場合に稼働させます。

※ごみ焼却工場で発生した焼却灰（主灰、飛灰）の放射性セシウム濃度は、継続して国が示した埋立基準である 8,000Bq/kg を大幅に下回っていることから、飛灰へのゼオライトの噴きつけ及びベントナイトの添加について、平成 30 年 3 月をもって終了しました。また、焼却工場の敷地境界等における空間線量とあわせ、焼却灰（主灰、飛灰）の放射性セシウム濃度測定についても、平成 31 年 3 月をもって終了しました。

(4) 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）により「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。この規定を受け、事業者が自己処理するか、地方自治体から許可を受けた業者（許可業者）と契約して、資源化又は適正処理することとしています。

なお、事業系ごみは、廃棄物の種類や排出事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれに応じた許可業者と契約して処理する必要があります。

本市の焼却工場では、資源化可能な古紙等を除く一般廃棄物を受け入れています。

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

立入調査や本市が開催する事業者向けの講習会等、様々な機会を捉えて、ごみ減量・リサイクルの実践について働きかけを行っています。

事業者への働きかけ（令和 7 年度実績）：4 回及び youtube 配信 1,115 名

イ 立入調査

事業用大規模建築物の所有者は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき年 1 回、減量化・資源化等計画書を提出することになっています。これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。

事業用大規模建築物等立入調査等実績

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
大規模建築物数	2,819	2,825	2,823	2,858	2,945
立入調査等件数	2,670	1,581	3,419	3,391	2,851

ウ 一般廃棄物収集運搬業及び処分業にかかる許可

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を本市から受ける必要があります。これらの許可に関する審査及び指導を行っています。

(ア) 一般廃棄物処理業者数の推移

（各年度 3 月末時点）

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
収集運搬業	131	133	133	132	130
処分業	13	13	13	13	13

※平成 30 年度から、一部を除き新たな許可は行っていない。

※浄化槽汚泥等の一般廃棄物収集運搬業者を除く。

(イ) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可

一般廃棄物収集運搬業のうち、取扱廃棄物の種類が「ごみ（横浜市が収集するものを除く）」又は「浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥及びディスポーザ排水処理システム汚泥」である場合は、現在の許可事業者による適正処理が確保されているため、新規許可は行っていない。

ただし、取扱廃棄物の種類が「木くず」等に限定され、本市処理施設に搬入しない場合や、「車道清掃に伴い収集するごみ」に限定されている場合にあっては、許可を行っています。

(ウ) 一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集運搬車両表示

平成 31 年 4 月に許可車両の車体色を自由化し、許可業者による資源循環産業のイメージアップに向けた取組を促進しています。

(エ) 一般廃棄物収集運搬業優良事業者の認定

3 R 活動や脱炭素社会の実現に向けた積極的な取組等、他の模範となる一般廃棄物収集運搬業者を「一般廃棄物収集運搬業優良事業者」として認定しています。

認定実績

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
一般廃棄物収集運搬業 優良事業者数	14	11	13	17	13

エ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を常に行い、古紙等の資源物や廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰りを指示し、適切な処理や資源化を行うよう指導しています。また、排出した事業者等が特定できた場合は立入検査を行い、分別を徹底するよう指導しています。

搬入物検査実績

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
検査台数	173, 610	172, 009	157, 339	169, 556	161, 368
指導台数	428	424	436	839	955
持ち帰り台数	28	38	105	124	136

オ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけています。ルールを守らない事業者に対しては指導や勧告、命令等、改善を図る手続きを行い、それでも違反を繰り返す事業者に対しては、最終的に罰則（過料 2, 000 円）を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

カ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も排出事業者として全職員がごみの発生抑制や分別に取り組み、ごみの減量・適正処理を推進しています。

(ア) ルート回収

市施設等の廃棄物処理のとりまとめにより、分別・排出のルールの徹底を図っています。

市役所ごみゼロルート回収 排出量・参加施設数の推移

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
排出量（トン）	8,143	8,244	7,942	7,674	7,336
参加施設数	1,262	1,248	1,245	1,232	1,209

(イ) 各職場における3R行動の推進

研修等を通じて、3R行動を推進しています。

(5) 動物死体処理

犬や猫などの動物死体については、市民からの処理依頼（飼育）、又は通報（遺棄）により受け付けたものを処理しています。

飼育で合同火葬（出張回収）を希望する場合は、手数料（6,500円／個）を徴収しています。

犬・猫等動物の死体処理状況（令和7年度）

（単位：個）

種類 \ 区分	処理個数	内 訳	
		飼 育	遺 棄
犬	230	229	1
猫	1,937	544	1,393
その他	6,634	170	6,464
計	8,801	943	7,858

9 政策6 将来を見据えた施設整備

(1) 将来を見据えた施設整備

当局所管施設の多くは昭和後期から平成初期にかけて建設され、老朽化が進んでいます。

将来にわたり安定的なごみ処理体制を確保していくため、老朽化が進む焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設について、計画的な整備が必要となっています。

焼却工場においては、保土ヶ谷工場の再整備を進めており、令和8年度は新工場の建築工事に着手します。また、JFE 横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）では、老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の長寿命化対策を進めています。さらに、保土ヶ谷工場に続き、老朽化により更新が必要な都筑工場の再整備に向けた検討も進めます。

その他、民設民営方式により鶴見資源化センターを再整備するほか、PFI方式により磯子検認所を金沢工場内へ移転整備する取組を進めています。

(2) 脱炭素化への新たな取組

ア 照明LED化ESCO事業

令和7年度は3,000台以上を更新し、LED等高効率照明の100%化を達成しました。

イ 太陽光発電設備の設置

これまで、PPA 事業を活用し、太陽光発電設備を 5 か所設置してきました。令和 7 年度には、新たな施設に太陽光発電設備を設置できるよう、屋上防水工事などの準備工事を実施しました。今後さらなる設置可能施設の拡大に向け、新たな PPA 事業の公募を行い、新たに 6 か所設置する計画です。

ウ 「環境にやさしいエネルギー（電気）」の地産地消の推進

ごみ焼却に伴い発生する電気や熱は、石炭などの化石燃料を使わないことから、社会全体の脱炭素化につながる CO₂ を排出しない、いわゆる「環境にやさしいエネルギー（電気）」です。環境にやさしいエネルギー（電気）の活用として、令和 3 年度からは小売電気事業者と連携し、CO₂ 排出ゼロの電気を市内事業者へ供給する「はまっこ電気」を開始しました。市庁舎・区庁舎や横浜市営地下鉄グリーンラインでの活用に加え、令和 6 年度からはみなとみらい 21 やクリーンセンターにも拡大しています。

また、令和 5 年度以降、環境にやさしいエネルギー（電気）の市内 100% 活用を継続しています。

エ 「環境にやさしいエネルギー（熱）」の新たな有効利用

ごみ焼却に伴う化石燃料を使用しない「環境にやさしいエネルギー（熱）」については、鶴見工場で作られる蒸気を近隣の東亜合成株式会社横浜工場に供給し、熱エネルギーの地域利用を図ることで、工場の周辺地域の CO₂ 排出量の削減に向けた取組を進め、令和 8 年度から熱エネルギーを供給する実証試験を開始しました。

オ ごみ焼却工場の排ガスから CO₂ を分離・回収・利用

令和 6 年度は、鶴見工場の排ガスから分離・回収された CO₂ を原料に東京ガス株式会社のメタネーション実証設備で e-メタンを製造し、クリーンガス証書制度に基づく認証を受けました。

また、日本で初めてとなるクリーンガス証書の環境価値を移転し、山下公園通りのガス灯に活用しました。

令和 7 年度は、2025 年大阪・関西万博の「ガスパビリオン」及び「迎賓館」等において、横浜市内で製造された e-メタン由来のクリーンガス証書の環境価値を移転し活用しました。

令和 8 年度は、CO₂ の新たな活用方法として、鹿島建設株式会社と締結した協定に基づき、コンクリートに CO₂ を吸収・固定させた製品を製造し、市内での活用に向け検討を進めます。

今後も引き続き、公民連携により、回収された CO₂ を新たに活用する取組を進めていきます。

(3) 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化、適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

第4 し尿処理

1 収集処理の状況

本市のし尿処理方法は、「くみ取りで処理するもの」と「水洗化処理（下水道処理又は浄化槽処理）によるもの」に大別されます。

令和7年度末におけるし尿処理状況は、本市人口約375万人のうち、くみ取り処理約0.03%、浄化槽処理約0.19%と推計されます。

2 終末処理の状況

令和7年度のし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は33,356k1で、全量を磯子検認所で受け入れ、前処理をした後、下水道河川局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

3 浄化槽

浄化槽は、微生物の働きによりし尿等を浄化し、公共用水域に放流するための設備であり、主に下水道処理区域外における水洗化処理を担っています。令和7年度末の設置累計基数は4,254基です。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるよう「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行い、生活環境の保全に努めています。

(1) 浄化槽設置等にかかる審査及び指導

浄化槽の設置・変更について、関係法令等に基づき人員算定及び浄化槽の構造等の審査・指導を行っています。令和7年度に行った浄化槽設置の審査・指導件数は35件です。

(2) 維持管理指導

浄化槽の機能を最大限に発揮させ、悪臭・水質汚濁等を未然に防ぎ、生活環境の保全を図るため、維持管理指導を行っています。また、これらの維持管理指導の際にはリーフレット「浄化槽を管理している方へ」を有効に活用し、市民の啓発に努めています。

また令和8年4月1日時点で、浄化槽の清掃業許可業者18社が清掃を実施しており、清掃の励行と確認のため、清掃後にステッカー「浄化槽清掃済証」を貼るように指導しています。

【令和7年度実績】

- ・浄化槽立入指導
浄化槽管理者に対する改善等立入指導（76基）
- ・大型浄化槽を主体とした水質検査の実施・指導（9基）

4 し尿・浄化槽等汚泥収集状況

(単位：kl)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
し 尿 収 集 量	7,250	6,269	6,478	6,185	6,400
浄化槽汚泥等収集量	26,049	26,531	26,808	28,165	26,956
総 収 集 量	33,299	32,800	33,286	34,350	33,356

5 公衆トイレ・災害対策用トイレ

(1) 公衆トイレの維持管理

市内には資源循環局管理の公衆トイレが73か所あります(令和8年3月末時点)。利用状況に応じて週4～7日、1日1～2回の清掃を行うとともに、利用者にマナーの向上を呼びかけ、清潔の保持に努めています。また、一部の公衆トイレでは地元の企業や団体から清掃やネーミングライツの御協力をいただいています。

(2) 公衆トイレの整備

洋式化をはじめ、床の段差解消や手すりの設置等のバリアフリー化等により、市民や来街者が安心して利用できる環境を計画的に整備しており、令和8年度は、横浜グリーンエキスポアクセス駅である十日市場駅前公衆トイレ及び瀬谷駅北口公衆トイレ改修工事を行うとともに、和田町駅前公衆トイレの洋式化のための改修を行います。

また、公共的な位置づけのトイレを増やし市民が安心して外出できる環境を整えることを目的とし、「横浜市公共トイレ協力店」の取組を実施しています。

【公共トイレ協力店一覧】

ローソン上郷八軒谷戸店、ローソンLTF三ツ境店

(3) 災害対策用トイレ

災害時のトイレ対策として地域防災拠点等に仮設トイレやトイレパック等の配備を行っています。

個室タイプの下水直結式仮設トイレ(通称：災害用ハマッコトイレ)について、建替え中の地域防災拠点を除き、令和5年度に整備が完了しました。令和7年度からは、新たに男性用小便器を導入しているほか、令和8年度からはくみ取り式仮設トイレの更新を行います。

また、災害時のトイレ対策の充実を目的として、災害用トイレトレーラー7台(うち、5台は避難生活支援のためのTKB(トイレ・キッチン・ベッドの頭文字)ユニットのトイレ)を配備しており、令和8年度は、災害用トイレトレーラーを災害時に円滑に運用できるよう牽引が可能な車両を追加購入します。

そのほか、家庭でのトイレパックの備蓄が進むよう、関係局と連携し、飲料水や食料のほかカセットコンロなど在宅避難に必要な備蓄品とあわせた、一体的な啓発を行っています。

第5 産業廃棄物

1 産業廃棄物

(1) 発生状況と処理状況（推計）

産業廃棄物は大企業や大規模工場だけでなく、身近にある様々な事業所からも排出され、種類が多く処理方法も多様です。

産業廃棄物の発生量は、事業者が本市へ提出した届出書等を基に、本市が独自に推計しています。令和6年度の横浜市内で発生した産業廃棄物量は約825万トン（前年度比0.4%増）です。このうち、中間処理等による減量化量は約546万トン、再生利用量は約249万トン、最終処分される量は約29万トンと推計しています（市外で中間処理、再生利用、最終処分した量を含む）。

産業廃棄物の発生量（推計）

（単位：万トン）

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発生量	888	846	901	822	825
減量化量	599	551	600	554	546
再生利用量	275	272	287	241	249
最終処分が必要な量	14	22	14	27	29

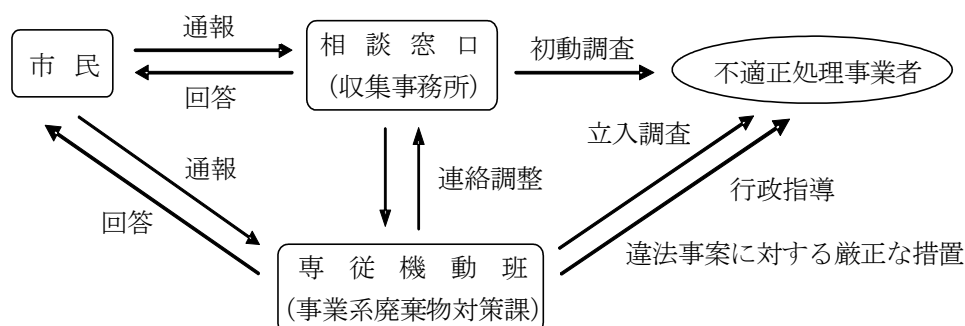
※端数処理により、内訳の合計と発生量が一致しない場合があります。

(2) 産業廃棄物の処分状況（実績）

令和7年度に市内で埋立処分された産業廃棄物の量は、12,741トンです。内訳は、市による処分（南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場への埋立）が6,857トン、処分業者による処分が5,884トンです。

2 不適正処理の監視・指導

不適正処理に対して迅速な対応を図るため、平成17年4月1日から各区の収集事務所に相談窓口を設置しています。また、事業系廃棄物対策課に元神奈川県警察職員を中心とする専従機動班を設置し、事務所と連携しながら不適正処理事案に対し厳正な措置を講じていくなど事業系廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。



苦情件数の推移

(単位：件)

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
件 数	67	70	74	73	71

専従機動班の出動回数

(単位：回)

年 度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
出動回数	596	452	411	382	441

3 排出事業者指導

市内にある事業所の中から、特に重点的に指導する事業所を定め、計画的に立入指導を行っています。有害な物質を含む汚泥・燃え殻等の廃棄物を排出する可能性のある事業所や、感染性廃棄物・石綿（アスベスト）等特殊な廃棄物を発生する事業所、産業廃棄物の発生量が多い事業所などを中心に立入検査を行い、廃棄物の発生状況の確認や適正処理のための指導を行います。令和 7 年度の事業所立入数は 476 件です。また、汚泥・燃え殻等については必要に応じて抜取調査を行い、処分基準を超えていないかどうかを確認しています。

また、神奈川県、川崎市、相模原市及び横須賀市と協働で、廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化及び適正処理に向け、多量に産業廃棄物を排出する事業者を対象とした廃棄物自主管理事業を実施しています。報告等で得られた情報は県内全体で集計・分析し、参考となる取組事例を提供することなどにより、事業者の自主的な取組を促進しています。加えて市内約 400 事業者から得られた情報は、本市において、産業廃棄物の発生量・処分量の把握や将来推計等に使用しています。

事業所への指導では、プラスチック資源循環法の施行を受け、一般廃棄物への廃プラスチック類の混入防止を重点的に進めていきます。焼却工場の搬入物検査で廃プラスチック類の混入実態を把握し、事業者へ分別等の指導を行います。併せて、先進的取組を行っている事業者への取組内容のヒアリングや多量の廃プラスチック類を排出する事業者への働きかけを進めていきます。

建設業者への指導では、工事現場等への立入を実施し、石綿（アスベスト）含有産業廃棄物の適切な処理の指導を行います。また、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を行います。

4 PCB 廃棄物適正処理の推進

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、変圧器・コンデンサー・安定器などの電気機器等に広く使用されていましたが、人体への影響から昭和 47 年に製造が中止されました。その後、長らく処理されてきませんでしたが、平成 13 年に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB 特措法」という。）に基づき、国が処分を推進してきました。

PCB 廃棄物は濃度により、「高濃度」と「低濃度」に分類されています。

高濃度 PCB 廃棄物については、国が整備した国内唯一の処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処分することとなっていました。令和 7 年度末をもって JESCO での処理事業は終了しました。

しかし、全国的にこれまで把握されていなかった高濃度ＰＣＢ廃棄物が発見される事例が生じていることから、新たに発見された高濃度ＰＣＢ廃棄物を確実に処分するため、ＰＣＢ特措法の改正が予定されています。具体的には、処分期限が「発見後５年以内」へ、処分先が「民間の処理施設」へ改正されます。これに伴い、新たに高濃度ＰＣＢ廃棄物を発見した事業者に対しては、ＰＣＢ特措法の改正が施行されるまでの間は、適正な保管が行われるよう指導するとともに、施行後については、発見後５年以内に処分するよう指導を徹底します。

低濃度ＰＣＢ廃棄物については、処分期限が令和８年度末までであることから、保管のおそれがある事業者に対し、改めて、低濃度ＰＣＢ廃棄物となる電気機器等がないか調査を促すとともに、処分に向けた手順を説明するなど、処分期限までの処分を進めていきます。

市内で処分した高濃度ＰＣＢ廃棄物

(令和８年３月末時点)

	変圧器・コンデンサー (台)	安定器・小型コンデンサー等 (台)	合計 (台)
市役所以外	9,123	153,051	162,174
横浜市役所	365	22,104	22,469
合計	9,488	175,155	184,643

市内で保管している低濃度ＰＣＢ廃棄物

(令和７年３月末時点)

	変圧器 (台)	コンデンサー (台)	合計 (台)
市役所以外	234	224	458
横浜市役所	26	55	81
合計	260	279	539

５ 産業廃棄物処理業

産業廃棄物処理業は、産業廃棄物の収集運搬業と処分業、特別管理産業廃棄物の収集運搬業と処分業の４種類の許可区分に分類されます（処分業には、焼却・破碎などの中間処理業及び埋立の最終処分業があります。）。

(1) 許可件数の推移

(単位：件)

年 度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新 規	１ (０)	７ (０)	６ (１)	９ (０)	５ (０)
変 更	８ (１)	１０ (０)	１０ (０)	８ (２)	７ (２)
更 新	９０ (１０)	６２ (１１)	５２ (９)	５６ (５)	７６ (４)
合 計	９９ (１１)	７９ (１１)	６８ (１０)	７３ (７)	８８ (６)

※許可件数は許可内容（業の種類）ごとに集計。

※（ ）内は、許可件数のうち、特別管理産業廃棄物処理業の件数。

(2) 処理業の許可件数及び処理業者数

(令和8年3月末時点)

産業廃棄物処理業許可件数							
	収集運搬業			処分業			合計
	積替保管除く	積替保管含む	計	中間処理	最終処分	計	
産業廃棄物	89	109	198	125	1	126	324
特別管理 産業廃棄物	13	18	31	13	1	14	45
計	102	127	229	138	2	140	369
横浜市の許可を有する業者数							267

※横浜市の許可を有する業者数の推移（収集運搬業と処分業の両方を有する者は1で計上）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
294	289	281	277	267

(3) 実績の報告

処分業者から実績報告書の提出を求め、廃棄物の処理量等処理実績の把握を行っています。

(4) 立入指導

産業廃棄物の適正処理推進のため、処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

(5) 優良産廃処理業者認定制度

産業廃棄物処理業の実施に関し、「優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）」に適合する優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

認定実績

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
産業廃棄物優良事業者数	29	28	27	27	27

6 最終処分に関する指導

市内で埋立処分される産業廃棄物のうち、汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析報告書により基準を満たしていることを確認してから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令等に基づく処分基準、承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、浸出液処理設備の維持管理や跡地整備に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

7 公共関与による処理施設

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場において、公共事業や市内中小企業から発生する産業廃棄物の受入れを行っています。

8 建設リサイクル法等に係る事務

工事で発生するコンクリート塊や木材等の建設廃棄物の分別及び再資源化を促進するため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、一定の要件を満たした建築物又は建築物以外の工作物の解体工事や新築工事等を行う場合には、届出を行うことが義務付けられています。

床面積が 80 ㎡未満の建築物の解体についても横浜市では、平成 17 年 11 月に定めた「建築物の解体工事に係る指導要綱」により別途届出を求めています。

また、審査及び現場パトロール等により、分別解体等の指導を行っています。

なお、建築物等の解体における石綿（アスベスト）対策については、関係部局と連携して対応しています。

届出等の件数

（単位：件）

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法	届 出	7,485	7,627	7,472	7,728	8,024
	通 知	1,217	1,167	1,132	1,056	1,049
計		8,702	8,794	8,604	8,784	9,073
要 綱		1,483	1,480	1,367	1,384	1,381
計		10,185	10,274	9,971	10,168	10,454
パトロール件数		178	140	193	406	340

9 自動車リサイクル法に係る事務

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行され、使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度、使用済自動車の引取業の登録制やリサイクル料金の預託制度などが導入されました。

許可を取得した事業者に対しては、許可基準を遵守し、環境への影響が起きないように指導しています。

登録・許可業者数

（令和 8 年 3 月末時点）

登 録 業 者		許 可 業 者	
引 取 業	309	解 体 業	23
フロン類回収業	49	破 砕 業	11

10 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを除去するため、行政代執行として、平成 20 年度から安全対策を行っています。令和 4 年度までは、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく「実施計画」に従い、地下水汚染の拡散防止、廃棄物の崩落防止などの対策を実施しました。

令和 5 年度からは、環境省の産業廃棄物適正処理推進費補助金（特定支障除去等維持事業補助金）の交付を受け、処分場内外に設置されている井戸で汚水をくみ上げ、浄化する一連の処理施設の維持管理及びモニタリング等を実施しています。これら「地下水汚染の拡散防止」の措置は、当面の間、継続する見込みです。

なお、行政代執行に要した費用については、引き続き原因者への費用求償を行います。

11 有害使用済機器（雑品スクラップ）対策

有害物質を含む使用済みの電気電子機器等がその他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる雑品スクラップ）の保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、国内における火災の発生を含めた生活環境保全上の支障が指摘されています。

このため平成 30 年 4 月 1 日から廃棄物処理法の改正により、以下の家電製品等（本来の使用用途を終了し収集されたもので廃棄物を除く。）が「有害使用済機器」として指定され、それらを扱う事業者へ届出、保管・処分に関する基準の遵守等が義務付けられました。

届出書の審査及び現場パトロール等により適正保管の指導を行います。

【対象品目】

(1) 家電リサイクル法対象 4 品目

エアコン、テレビ（プラズマ・液晶・ブラウン管式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

(2) 小型家電リサイクル法対象 28 品目

デジタルカメラ、ハードディスク、ジャー炊飯器、電子レンジ、扇風機、電気アイロン、掃除機、電気こたつ、電気ストーブ、パソコン、プリンター、ゲーム機など

第6 研 修 ・ 厚 生

1 職員研修

各種研修を実施することにより、職員の資質向上に努めています。

- ・ 技能職員研修
- ・ 資源循環局指導員研修
- ・ 人権啓発研修
- ・ 新採用及び局転入職員研修
- ・ 普通救命講習（平成 16 年 2 月から、救急救命技術をマスターするために実施）
- ・ 応急手当普及員講習（平成 16 年 5 月から実施し、各事務所に配置）
- ・ 工場技術研修
- ・ 委託積算基礎研修
- ・ 安全作業研修
- ・ 工事・委託に関する（設計積算、安全管理等）研修

2 衛生管理

資源循環局の業務特性から、職員の健康確保のため、総務局にて実施する定期健康診断・特別健康診断に加え、作業内容に応じた予防接種等を実施します。

(1) 予防接種等

破傷風予防接種、腰痛予防体操、作業環境測定

(2) その他

熱中症予防のための夏季対策物品や救急薬品の配付

3 事故防止対策

交通事故や公務災害等の防止や安全衛生に係る諸施策を講じ、事故防止に努めています。

(1) 研修等

交通事故防止座学研修、交通事故防止実地研修、安全作業研修

(2) 諸施策

安全衛生委員会、交通事故防止連絡会、運転者適性診断の受診

第7 公益財団法人横浜市資源循環公社

公益財団法人横浜市資源循環公社は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理等並びに地球温暖化対策に関する諸事業を行うことにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与することを目的に、事業を行っています。

1 概要

(1) 設立年月日

昭和 55 年 10 月 1 日

(2) 所在地

横浜市中区尾上町 1 丁目 8 番地
関内新井ビルディング 4 階

(3) 基本財産

10,000 千円（令和 8 年 4 月 1 日時点）

2 業務内容

(1) 資源選別施設管理運営業務

分別収集により集められた資源物（缶・びん・ペットボトル等）の選別・資源化施設の管理運営を行っています。

(2) 南本牧最終処分場管理運営業務

埋立てが終了した第 2 ブロック処分場及び埋立て中である第 5 ブロック処分場の管理運営（搬入物検査・検量、処分費の徴収等）及び排水処理施設の維持管理を行っています。

(3) 粗大ごみ自己搬入ヤード等管理運営業務

市民が直接粗大ごみや資源物を持ち込むストックヤードの管理運営を行っています。

(4) 輸送事務所管理運営業務

横浜市が収集した家庭ごみを効率的に搬送するため、大型車に積み替えて焼却工場へ運搬する輸送事務所の管理運営を行っています。

(5) 廃棄物処理施設を建設する地方自治体への技術支援業務

焼却施設や資源化施設等の廃棄物処理施設を建設する地方自治体から依頼を受け、施設の建設や運転等に精通する職員を派遣して技術的な助言や支援を行っています。

(6) 開発途上国への技術支援業務

開発途上国より研修員を受け入れ、廃棄物処理等に関する技術的な助言や支援を行っています。

(7) 神明台処分地等管理運営業務

埋立てが終了した最終処分場の管理運営（資源物ヤード含む）及び排水処理施設の維持管理を行っています。

(8) 搬入土砂監視検査業務

大黒ふ頭及び幸浦の中継所において、建設発生土の受入れ・監視・検査を行っています。

(9) 検認所管理運営業務

検認所において、市内で収集されるし尿・浄化槽汚泥等の検認及び施設の運転・維持管理等を行っています。

第8 手数料関係

1 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

種 別	取 扱 区 分	手 数 料 及 び 処 分 費 用			徴 収 方 法
		通常の場合		特別に加算する場合	
		額	基準	額	
動物の死体		1 個につき 6,500 円			その都度徴収する。
し尿	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 26 条第 1 項第 3 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	便器 1 基につき 3,000 円			収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書（第 50 号様式）または納入通知書により徴収する。
動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物	(1) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 26 条第 1 項第 4 号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	(1) 事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額	処理が通常の方法により難しい場合	5 割相当額	(1) その都度徴収する。
	(2) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	(2) 1 キログラムにつき 26 円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については第 44 条第 3 項の規定に基づき規則で定める額を加算する。			(2) 収集し、運搬し、及び処分する前に、粗大ごみ納付書（第 50 号様式）により徴収する。
	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合 (2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき	(1) 1 キログラムにつき 13 円 (2) 1 立方メートルにつき 3,250 円			その都度徴収する。
産業廃棄物	(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	(1) 1 キログラムにつき 13 円	処理が通常の方法により難しい場合	5 割相当額	その都度徴収する。
	(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	(2) 1 立方メートルにつき 3,250 円			
	(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第 6 条第 1 項第 3 号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥 (2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	(1) 1 キログラムにつき 13 円 (2) 1 キログラムにつき 15 円 50 銭			

2 ごみ処理手数料の推移

区分 施行年月	単 位	ごみ処理手数料	備 考
昭和 26. 9	2 斗入(4. 5kg)	5 円	昭和 26. 8 市じん芥条例の制定
29. 10	〃	5 円	昭和 29. 10 清掃法施行に伴う市条例の制定
33. 12	5 キログラム	5 円	昭和 33. 10 計量法改正に伴う改正
37. 4	1 キログラム	70 銭	昭和 37. 4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料)
40. 8	〃	1 円	昭和 40. 8 市清掃規則の一部改正
41. 4	〃	2 円	昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	〃	〔処分地搬入 1 円 50 銭 工場搬入 2 円〕 6 円	昭和 46. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
49. 4	〃	〔処分地搬入 2 円 工場搬入 3 円〕 7 円	昭和 49. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
51. 4	〃	(施設搬入 3 円 50 銭) 11 円	昭和 50. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 51. 1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	〃	(施設搬入 5 円) 15 円	昭和 52. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	〃	(施設搬入 6 円) 17 円	昭和 58. 10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和 58. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5. 4	〃	(施設搬入 9 円 50 銭) 26 円	平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の制定
9. 1	〃	粗大ごみ 1 キログラムにつき 26 円を基準として規則で定める	平成 8. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正
13. 4	〃	(施設搬入 13 円)	平成 12. 12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 平成 13. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正

3 動物死体処理手数料の推移

区分 施行年月	単 位	動物死体処理手数料	備 考
昭和 26. 9	1 個につき	200 円	昭和 29. 10 清掃法 昭和 30. 1 業者委託
41. 4	〃	400 円	昭和 41. 4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	〃	500 円	昭和 46. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例、規則の制定
51. 4	〃	1, 200 円	昭和 50. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 の一部改正
52. 4	〃	1, 500 円	昭和 52. 2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 の一部改正
53. 4	〃	2, 000 円	昭和 52. 12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則 の一部改正
59. 2	〃	2, 500 円	昭和 58. 10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 の一部改正
平成 5. 4	〃	3, 000 円	平成 4. 9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処 理等に関する条例の制定
13. 4	〃	4, 500 円	平成 12. 12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正 処理等に関する条例の一部改正 平成 13. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正 処理等に関する規則の一部改正
17. 4	〃	6, 500 円	平成 17. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正 処理等に関する条例の一部改正

資料編

第1 条例・規則

1 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

制 定 平成4年 9月25日条例第44号
最近改正 令和5年 12月21日条例第39号

目 次

第1章 総則（第1条—第6条）
第2章 市民の参加及び協力（第7条—第13条）
第3章 減量化及び資源化の推進（第14条—第22条）
第4章 廃棄物の適正処理（第23条—第38条）
第4章の2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続及び管理
第1節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続（第38条の2—第38条の6）
第2節 技術管理者の資格（第38条の7）
第5章 一般廃棄物処理計画（第39条・第40条）
第6章 地域の清潔の保持等（第41条—第43条）
第7章 手数料等（第44条—第47条の5）
第8章 雑則（第48条—第50条）
第9章 罰則（第51条—第53条）
附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の健康で文化的な生活を確保するためには、資源を循環利用し、かつ、廃棄物の発生を限りなく抑制する社会の実現を目指して総合的な廃棄物対策を的確に実施する必要があることにかんがみ、これに対応するため、横浜市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- (2) 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。
- (3) 資源物 廃棄物のうち紙類、布類、金属類、びん類その他規則で定めるものをいう。
- (4) 資源集団回収 自治会、町内会等の営利を目的としない団体が、循環型社会の形成に寄与することを目的とし、自主的に資源物の収集又は運搬を行うことをいう。
- (5) 資源集団回収登録団体 規則で定めるところにより市長が行う登録を受け、資源集団回収を行う団体をいう。（平24条例31・一部改正）

（横浜市の責務）

第3条 横浜市は、あらゆる施策を通じて、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に必要な措置を講じなければならない。

2 横浜市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講じなければならない。

3 横浜市は、前2項に定める責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究、技術の開発等に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物（以下「事業系廃棄物」という。）を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する横浜市の施策に積極的に協力しなければならない。

(相互協力)

第6条 横浜市、事業者及び市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持の推進に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

第2章 市民の参加及び協力

(市民の参加及び協力)

第7条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理を推進するために必要な施策の策定及び実施に当たっては、市民の参加及び協力の下で行われるよう必要な措置を講じなければならない。

(啓発活動)

第8条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の意識の啓発を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(市民の活動への援助)

第9条 市長は、減量化、資源化及び廃棄物の適正処理の推進に関する市民の自主的な活動に対し、情報、技術等の提供その他必要な援助を行わなければならない。

(横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会)

第10条 減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第11条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
2 委員は、学識経験のある者、横浜市の住民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(平16条例74・一部改正)

(委員の任期等)

第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境事業推進委員)

第13条 市長は、社会的信望があり、かつ、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、環境事業推進委員を委嘱することができる。
2 環境事業推進委員は、減量化、資源化、一般廃棄物の適正処理、地域の清潔の保持等の推進に関する横浜市の施策への協力その他の活動を行う。

第3章 減量化及び資源化の推進

(横浜市の減量化及び資源化)

第14条 横浜市は、その業務の遂行に当たっては、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

(事業者の減量化及び資源化)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生利用等の容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再生利用等の方法を市民に周知し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に定める再生資源をいう。)及び再生品を利用すること等により、資源化に努めなければならない。

(平12条例81・一部改正)

(再生利用等促進物)

第16条 市長は、再生利用等を促進する必要があると認められる製品、容器等を再生利用等促進物として指定することができる。

2 再生利用等促進物の製造、加工、販売等を行う事業者は、自ら再生利用等促進物の回収を行うこと等により、その再生利用等の促進に努めなければならない。
3 市長は、再生利用等促進物の再生利用等が促進されるよう、事業者及び市民と協力して、再生利用等促進物の周知、その再生利用等の啓発等に努めなければならない。

(適正包装の推進)

第17条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装材等を使用するように努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行うこと等により、減量化及び資源化の推進に努めなければならない。

2 市長は、事業者が物の販売等を行う場合の適正な包装の指針(以下「適正包装指針」という。)を策定し、これを告示するものとする。
3 事業者は、物の販売等に当たっては、適正包装指針に従うよう努めなければならない。
4 市長は、適正な包装の推進を図るため、第2項に規定する適正包装指針を策定するほか、事業者に対し必要と認める協力を求め、事業者及び市民の意識の啓発並びに適正な包装の実施に努めている事業者の周知を図ること等の措置を講じなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第18条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、当該事業用大規模建築物から発生する事業系廃棄物の減量化及び資源化を図らなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量化及び資源化に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(計画書の提出)

- 第 19 条 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から発生した事業系廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化・資源化等計画書」という。)を毎年 1 回、市長に提出しなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の所有者は、減量化・資源化等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃棄物管理責任者)

- 第 20 条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(改善勧告及び公表)

- 第 21 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第 18 条第 1 項、第 19 条又は前条の規定に違反しているとき、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、改善その他必要な措置を講ずよう勧告することができる。
- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

- 第 22 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第 2 項の規定による公表の後においても、同条第 1 項の規定による勧告に従わなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

第 4 章 廃棄物の適正処理

(土地占有者等の自己処分の原則)

- 第 23 条 土地又は建築物の占有者及び使用者(事業者を除き、占有者及び使用者がない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)は、容易に処分することができる一般廃棄物を生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

(平 19 条例 53・一部改正)

(事業者の自己処理責任等)

- 第 24 条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

- 第 25 条 占有者等又は事業者は、自ら一般廃棄物の運搬(横浜市の処理施設における排出を除く。)又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)第 3 条又は第 4 条の 2 に定める基準に従わなければならない。

(平 10 条例 53・平 19 条例 53・一部改正)

(家庭から排出される廃棄物の排出)

- 第 25 条の 2 占有者等は、法第 6 条第 1 項の規定により横浜市が定めた一般廃棄物処理計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に定める分別の区分及び排出方法に従い、家庭から排出される廃棄物を排出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 19 条例 53・追加)

(事業系廃棄物の排出)

- 第 25 条の 3 事業者は、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、事業系廃棄物を一般廃棄物処理計画に定める排出場所に排出しなければならない。

(平 19 条例 53・追加)

(改善勧告等及び命令)

- 第 25 条の 3 の 2 市長は、占有者等が第 25 条の 2 の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずよう勧告することができる。

- 2 市長は、占有者等が第 25 条の 2 の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出していると認めるときは、当該占有者等に対し、改善その他必要な措置を講ずよう命ずることができる。

(平 19 条例 53・追加)

- 第 25 条の 3 の 3 市長は、事業者が第 25 条の 3 の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、改善その他必要な措置を講ずよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定により公表された者が、第 1 項の規定による勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平 19 条例 53・追加)

(受入拒否)

- 第 25 条の 3 の 4 市長は、前条第 3 項の規定により命令を受けた者が、第 25 条の 3 の規定に違反して自ら搬入した事業系廃棄物を横浜市の処理施設に排出したとき

は、期限を定めて、その者が搬入する事業系廃棄物（その者が排出する事業系廃棄物に限る。）の受入れを拒否することができる。

（平 19 条例 53・追加）

（廃棄物の持ち去りの禁止等）

第 25 条の 4 横浜市又は市長が指定する事業者以外の者は、一般廃棄物処理計画に従って所定の場所に排出された廃棄物を持ち去ってはならない。

2 資源集団回収登録団体を構成する者又は資源集団回収登録団体が資源物を譲渡する契約をした者以外の者は、資源集団回収登録団体が資源集団回収を実施するために指定した場所に排出された資源物を持ち去ってはならない。

3 市長は、第 1 項に規定する者が同項の規定に違反して廃棄物を持ち去ったとき、又は前項に規定する者が同項の規定に違反して資源物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう命じることができる。

（平 24 条例 31・全改）

（横浜市が処理する事業系廃棄物）

第 26 条 横浜市は、事業系廃棄物で産業廃棄物以外のもの（以下「事業系一般廃棄物」という。）について、一般廃棄物処理計画に基づき、その処分を行うほか、次に掲げるものに限り、収集及び運搬を行うものとする。

（1）住居に併置する事業所で規則で定めるものにおいて排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの

（2）規則で定める福祉関係事業所において排出される事業系一般廃棄物で、その排出量が規則で定める量を超えないもの

（3）仮設便所から排出されるし尿（事業系一般廃棄物に限る。）

（4）緊急かつやむを得ない事情があると市長が認めた事業系一般廃棄物

2 法第 11 条第 2 項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と合わせて処分することができる産業廃棄物で、事業者処分にすることが生活環境の保全上支障があると認められるものその他公益上横浜市が処分する必要があると認められるものとする。

3 前項の規定により横浜市が処分する産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

（平 12 条例 81・平 16 条例 74・平 30 条例 32・一部改正）

（事業者の届出等）

第 27 条 前条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、規則で定めるところにより、当該事業系一般廃棄物の種類、予測数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。この場合において、一の建築物内で事業を営む事業者のうち 2

以上の事業者が届け出るときは、それらの事業者に代わり、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者が届け出ることができる。

2 前項の規定により届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第 1 項の規定により届出をした者は、当該事業系一般廃棄物を、市長が定める方法により排出しなければならない。

（平 12 条例 81・全改、平 30 条例 32・一部改正）

（製品等の適正処理の確保）

第 28 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物となった場合に適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めること、当該製品、容器等の使用者等に対しその適正な処理方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその処理が困難になることがないようにしなければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第 29 条 市長は、製品、容器等で、廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

（排出禁止物）

第 30 条 占有者等及び事業者は、法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき横浜市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

（1）有害性物質を含むもの

（2）著しく悪臭を発するもの

（3）危険性のあるもの

（4）容積又は重量の著しく大きいもの

（5）前各号に定めるもののほか、横浜市の行う処理に著しい支障を及ぼすもの

2 占有者等又は事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の保管、運搬、処分等を行おうとするとき、又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（廃棄物の保管場所の設置）

第 31 条 事業用の建築物を所有する者又は建設しようとする者（以下「建築物所有者等」という。）は、その建築物又は建築物の敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物建設者」という。）は、前項の保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長

に届け出なければならない。

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置)

第 32 条 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再生利用等の対象となる事業系廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び公表)

第 33 条 市長は、建築物所有者等若しくは事業用大規模建築物建設者が第 31 条の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物建設者が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者に対し、保管場所の設置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(受入拒否)

第 34 条 市長は、建築物所有者等又は事業用大規模建築物建設者が前条第 2 項の規定による公表の後においても、同条第 1 項の規定による勧告に従わなかったときは、当該建築物又は事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(開発事業に関する事前協議)

第 35 条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、その開発事業を行う区域から当該開発事業の完了後に生じる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(廃棄物搬入の届出)

第 36 条 占有者等又は事業者は、一般廃棄物又は第 26 条第 2 項に規定する横浜市が処理する産業廃棄物を横浜市の処理施設に搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその種類、数量その他市長が必要と認める事項を市長に届け出なければならない。

第 37 条 削除

(令 5 条例 39)

(産業廃棄物管理票)

第 38 条 規則で定める事業者は、その産業廃棄物を横浜市の処理施設に搬入する(運搬を他人に委託する場合を含む。以下同じ。)ときは、規則で定めるところにより、搬入する産業廃棄物の種類、数量その他の事項について、

産業廃棄物管理票(以下この条において「管理票」という。)に記載して市長に提出し、又は電子情報処理組織を使用して情報処理センターに登録することができる。

2 市長は、前項の規定により管理票が提出された場合において、搬入された産業廃棄物の処分が終了したときは、規則で定めるところにより、管理票に必要な事項を記載し、当該産業廃棄物を搬入した事業者又は当該産業廃棄物の運搬を委託された者(次項において「受託産廃運搬業者」という。)に管理票の写し(同項において「写し」という。)を送付しなければならない。

3 前項の規定により市長から写しの送付を受けた受託産廃運搬業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、写しを送付しなければならない。

4 市長は、第 1 項に規定する事業者が搬入する産業廃棄物の種類、数量その他の事項を情報処理センターに登録した場合において、当該産業廃棄物の処分が終了した旨の報告を求められたときは、規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して、情報処理センターにその旨を報告しなければならない。

5 市長は、提出された管理票に虚偽の記載があると認めるとき、又は情報処理センターに登録された内容に虚偽があると認めるときは、当該産業廃棄物の横浜市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(令 5 条例 39・全改)

第 4 章の 2 市が行う一般廃棄物処理施設の設置等に関する手続及び管理

(平 10 条例 53・追加、平 24 条例 102・改称)

第 1 節 生活環境影響調査の結果の縦覧等の手続

(平 24 条例 102・節名追加)

(対象施設の種類)

第 38 条の 2 法第 9 条の 3 第 2 項(同条第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による同条第 1 項に規定する調査の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、政令第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場とする。

(平 10 条例 53・追加、平 23 条例 26・令 5 条例 39・一部改正)

(縦覧等の公告)

第 38 条の 3 市長は、法第 9 条の 3 第 2 項の規定により調査書を公衆の縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与しようとするときは、その旨を公告するものとする。

(平 10 条例 53・追加)

(縦覧の場所及び期間)

第 38 条の 4 法第 9 条の 3 第 2 項の規定による調査書の縦覧の場所は、市長が前条の公告において指定するものとする。

2 法第 9 条の 3 第 2 項の規定による調査書の縦覧の期間は、前条の公告の日から起算して 1 月間とする。

(平 10 条例 53・追加)

(意見書の提出先及び提出期限)

第 38 条の 5 法第 9 条の 3 第 2 項の規定による意見書の提出先は、市長が第 38 条の 3 の公告において指定するものとする。

2 法第 9 条の 3 第 2 項の規定による意見書の提出期限は、前条第 2 項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までとする。

(平 10 条例 53・追加)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設に関する特例)

第 38 条の 5 の 2 法第 9 条の 3 の 2 第 1 項の規定による同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における第 38 条の 2、第 38 条の 4 及び前条の規定の適用については、第 38 条の 2 中「同条第 9 項」とあるのは「法第 9 条の 3 の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 9 条の 3 第 9 項」と、第 38 条の 4 第 2 項中「1 月間」とあるのは「1 月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間」と、前条第 2 項中「2 週間を経過する日」とあるのは「2 週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する日」とする。

(令 5 条例 39・追加)

第 38 条の 5 の 3 法第 9 条の 3 の 3 第 1 項の規定により横浜市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「災害廃棄物処分受託者」という。)が当該処分を行うための一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合においては、第 38 条の 2 から第 38 条の 4 までの規定は法第 9 条の 3 の 3 第 2 項(同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公衆への縦覧について、第 38 条の 5 の規定は法第 9 条の 3 の 3 第 2 項の規定による意見書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第 38 条の 2 中「第 9 条の 3 第 2 項(同条第 9 項)」とあるのは「第 9 条の 3 の 3 第 2 項(同条第 3 項において読み替えて準用する法第 9 条の 3 第 9 項)」と、「同条第 1 項」とあるのは「法第 9 条の 3 の 3 第 1 項」と、同条から第 38 条の 4 までの規定中「調査書」とあるのは「受託に係る調査書」と、同条及び第 38 条の 5 中「第 9 条の 3 第 2 項」とあるのは「第 9 条の 3 の 3 第 2 項」と、同条第 1 項中「第 38 条の 3」とあるのは「第 38 条の 5 の 3 において読み替えて準用する第 38 条の 3」と、同条第 2 項

中「前条第 2 項」とあるのは「第 38 条の 5 の 3 において読み替えて準用する前条第 2 項」と、「を経過する」とあるのは「以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する」と、第 38 条の 2 中「縦覧及び意見書を提出する機会の付与」とあるのは「縦覧」と、「焼却施設及び同条第 2 項に規定する一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「焼却施設」と、第 38 条の 3 の見出し中「縦覧等」とあるのは「縦覧」と、同条中「法第 9 条の 3 第 2 項」とあるのは「災害廃棄物処分受託者が法第 9 条の 3 の 3 第 2 項」と、「供し、意見書を提出する機会を付与しよう」とあるのは「供しよう」と、第 38 条の 4 中「前条」とあるのは「第 38 条の 5 の 3 において読み替えて準用する前条」と、同条第 2 項中「1 月間」とあるのは「1 月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間」と読み替えるものとする。

(令 5 条例 39・追加)

(環境影響評価との関係)

第 38 条の 6 対象施設の設置又は変更(法第 9 条の 3 第 8 項の規定による届出を要する場合に限る。)に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、第 38 条の 3 から第 38 条の 5 までに定める手続を経たものとみなす。

(1) 環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)に基づく環境影響評価の手続において、同法第 27 条の規定による評価書の公告があったとき。

(2) 横浜市環境影響評価条例(平成 22 年 12 月横浜市条例第 46 号)に基づく環境影響評価の手続において、同条例第 33 条の規定による評価書の公告があったとき(同条例附則第 3 項の規定により、同条例第 32 条に規定する評価書とみなされた書類の公告があったときを含む。)

(平 10 条例 53・追加、平 22 条例 46・平 23 条例 26・令 5 条例 39・一部改正)

第2節 技術管理者の資格

(平 24 条例 102・追加)

第 38 条の 7 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2

年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- （平24条例102・追加、令元条例10・一部改正）

第5章 一般廃棄物処理計画

（一般廃棄物処理計画）

第39条 横浜市は、一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

（平19条例53・一部改正）

（一般廃棄物処理計画の策定等）

第40条 市長は、一般廃棄物処理計画の策定に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。

3 前2項の規定は、一般廃棄物処理計画を変更する場合に準用する。

第6章 地域の清潔の保持等

（公共の場所の清潔の保持等）

第41条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所に公衆用ごみ容器を設けること等により、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

3 第1項に規定する公共の場所の管理者は、資源化を推進するため、再生利用等が可能な廃棄物を分別して回収できるような施設、設備等を備えるよう努めなければならない。

（土地の管理）

第42条 土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項の規定に違反している場合で、当該土地の周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地所有者等に対して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（あき缶等の散乱防止）

第43条 市長は、あき缶等の散乱を防止するため、市民に対して意識の啓発を図るとともに、市長が指定する区域内において市長が指定する製品、容器等の回収を促進するよう必要な措置を講ずることができる。

第7章 手数料等

（一般廃棄物処理手数料）

第44条 横浜市が一般廃棄物を収集し、運搬し、又は処分する場合は、別表第1に定める額の手数料を徴収する。

2 前項の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 特別の取扱いを要する場合又は処理作業が困難な場合は、第1項の手数料の5割以内において規則で定める額を加算することができる。

（平5条例57・平8条例18・平12条例45・平12条例81・一部改正）

（手数料の減免等）

第45条 市長は、災害その他やむを得ない事情があると認める場合は、前条第1項又は第3項に定める手数料を減免することができる。

2 前条第1項又は第3項の規定により徴収した手数料は、

返還しない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

- 3 前条及び前2項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平8条例18・平12条例81・一部改正)

(産業廃棄物処分費用)

第46条 法第13条第2項の規定に基づき横浜市が産業廃棄物を処分した場合に徴収する処分に要する費用(以下「処分費用」という。)の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、処分費用の徴収については、第44条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定を準用する。

(平8条例18・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第47条 法第7条第1項若しくは第6項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料
1件につき 10,000円
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料
1件につき 10,000円
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料
1件につき 10,000円
- (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料
1件につき 10,000円
- (5) 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000円
- (6) 一般廃棄物処分業許可証再交付申請手数料
1件につき 5,000円

(平15条例53・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)

第47条の2 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第9条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の許可に係る法第8条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)の認定を受けようとする者、同条第2項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする

者、法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第9条の6第1項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料
ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円
イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの
1件につき 110,000円
 - (2) 一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料
ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円
イ その他の一般廃棄物処理施設に係るもの
1件につき 100,000円
 - (3) 一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証再交付申請手数料 1件につき 5,000円
 - (4) 熱回収施設認定申請手数料 1件につき 33,000円
 - (5) 熱回収施設認定更新申請手数料 1件につき 20,000円
 - (6) 一般廃棄物処理施設/譲受け/借受け/許可申請手数料 1件につき 73,000円
 - (7) 一般廃棄物処理施設/合併/分割/認可申請手数料
1件につき 73,000円
- (平12条例45・追加、平12条例81・平13条例24・令5条例39・一部改正)

(2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等)

第47条の3 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者又は同条第7項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料 1件につき 147,000円
 - (2) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例変更認定申請手数料 1件につき 134,000円
- (平30条例32・追加)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等)

第47条の4 法第14条第1項若しくは第6項、法第14条の4第1項若しくは第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者、法第14条第2項若しくは第7項、法第14条の4第2項若しくは第7項の規定により産業廃棄物収集運

搬業等の許可の更新を受けようとする者、法第 14 条の 2 第 1 項若しくは法第 14 条の 5 第 1 項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者又はこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
1 件につき 81,000 円
 - (2) 産業廃棄物処分業許可申請手数料
1 件につき 100,000 円
 - (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料
1 件につき 81,000 円
 - (4) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料
1 件につき 100,000 円
 - (5) 産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
1 件につき 73,000 円
 - (6) 産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
1 件につき 94,000 円
 - (7) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料
1 件につき 74,000 円
 - (8) 特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料
1 件につき 95,000 円
 - (9) 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料
1 件につき 71,000 円
 - (10) 産業廃棄物処分業変更許可申請手数料
1 件につき 92,000 円
 - (11) 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料
1 件につき 72,000 円
 - (12) 特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料
1 件につき 95,000 円
 - (13) 産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料
1 件につき 5,000 円
 - (14) 産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料
1 件につき 5,000 円
 - (15) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料 1 件につき 5,000 円
 - (16) 特別管理産業廃棄物処分業許可証再交付申請手数料
1 件につき 5,000 円
- (平 12 条例 45・追加、平 15 条例 53・一部改正、平 30 条例 32・旧第 47 条の 3 繰下)
- (産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等)**
- 第 47 条の 5 法第 15 条第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けようとする者、法第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の許可に係る法第 15 条第 2 項第 4 号から第 7 号までに掲げる事項の変更の許可を受けようとする者、これらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするもの、法第 15

条の 3 の 3 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下この条において「熱回収施設」という。)の認定を受けようとする者、同条第 2 項の規定により熱回収施設の認定の更新を受けようとする者、法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 5 第 1 項の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けようとする者又は法第 15 条の 4 において準用する法第 9 条の 6 第 1 項の規定により法人の合併若しくは分割の認可を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料
ア 法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1 件につき 140,000 円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの
1 件につき 120,000 円
 - (2) 産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料
ア 法第 15 条第 4 項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1 件につき 130,000 円
イ その他の産業廃棄物処理施設に係るもの
1 件につき 110,000 円
 - (3) 産業廃棄物処理施設／設置／変更／許可証再交付申請手数料 1 件につき 5,000 円
 - (4) 熱回収施設認定申請手数料 1 件につき 33,000 円
 - (5) 熱回収施設認定更新申請手数料 1 件につき 20,000 円
 - (6) 産業廃棄物処理施設／譲受け／借受け／許可申請手数料 1 件につき 73,000 円
 - (7) 産業廃棄物処理施設／合併／分割／認可申請手数料
1 件につき 73,000 円
- (平 12 条例 45・追加、平 12 条例 81・平 13 条例 24・平 15 条例 53・平 23 条例 26・一部改正、平 30 条例 32・旧第 47 条の 4 繰下)

第 8 章 雑則

(報告の徴収等)

第 48 条 市長は、法第 18 条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者等又は事業者その他必要と認める者に対し、質問をし、報告を求め、又は指示をすることができる。

(平 24 条例 31・一部改正)

(立入調査)

第 49 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、占有者等又は事業者その他必要と認める者の土地、建物、車両、船舶その他の場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を

示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平24条例31・一部改正)

(委任)

第50条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

(平24条例31・章名追加)

第51条 第25条の4第3項の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

(平24条例31・追加)

第52条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(平24条例31・追加)

第53条 詐欺その他不正の行為により、手数料及び処分費用の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

2 第25条の3の2第2項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の2の規定に違反して一般廃棄物処理計画に定める分別の区分に従わずに家庭から排出される廃棄物を排出した者は、2,000円以下の過料に処する。

3 第25条の3の3第3項の規定による命令を受けた日から1年以内に、第25条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

(平19条例53・一部改正、平24条例31・旧第51条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、平成4年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に事業系一般廃棄物の収集、運搬又は処分を横浜市に依頼している事業者に関する第27条第1項の規定の適用については、第27条第1項中「依頼しようとするときは」とあるのは、「既に依頼している場合においては、この条例の施行の日から3箇月以内に」とする。

3 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手

料又は処分費用について適用し、同日前の廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料又は処分費用については、なお従前の例による。

附 則(平成5年9月条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第27条第2項の改正規定は、平成8年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新条例別表第1の家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分するときの手数料に係る規定は、この条例の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成10年12月条例第53号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成11年5月規則第60号により同年6月12日から施行)

附 則(平成12年3月条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月条例第81号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資

源化及び適正処理等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定(第 47 条の 2 第 4 号及び第 5 号並びに第 47 条の 4 第 4 号及び第 5 号の規定を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分費用について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料及び産業廃棄物の処分費用については、なお従前の例による。

- 3 新条例第 47 条の 2 第 4 号及び第 5 号並びに第 47 条の 4 第 4 号及び第 5 号の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用する。

附 則(平成 13 年 3 月条例第 24 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 10 月条例第 53 号)

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月条例第 13 号)

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月条例第 74 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 26 条第 1 項及び別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に横浜市にし尿の収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用し、同日前に横浜市にし尿の収集・運搬及び処分を依頼する場合の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月条例第 56 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月条例第 53 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 25 条の次に 5 条を加える改正規定(第 25 条の 2 及び第 25 条の 3 に係る部分を除く。)及び第 51 条に 2 項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(平成 20 年 2 月規則第 6 号により同年 5 月 1 日から施行)

附 則(平成 22 年 12 月条例第 46 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月条例第 26 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月条例第 31 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 25 年 1 月規則第 1 号により同年 4 月 1 日から施

行する。ただし、目次の改正規定、第 51 条の見出しの改正規定並びに同条を第 53 条とし、第 50 条の次に章名及び 2 条を加える改正規定は、同年 7 月 1 日から施行)

附 則(平成 24 年 12 月条例第 102 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月条例第 32 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 6 月条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月条例第 39 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第44条第1項)

(平5条例57・平8条例18・平12条例81・平16条例74・平17条例56・平30条例32・一部改正)

種別	取扱区分	手数料の額
動物の死体		1個につき 6,500円
し尿	第26条第1項第3号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	便器1基につき 3,000円
動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物	(1) 第26条第1項第4号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合	事業系一般廃棄物の性状、排出方法等を勘案して市長がその都度定める額
	(2) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合	1キログラムにつき26円を基準として品目別に規則で定める額。ただし、適正処理困難物については、第44条第3項の規定に基づき規則で定める額を加算する。
	(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合	1キログラムにつき13円
	(2) 前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき。	1立方メートルにつき 3,250円

備考 動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物の手数料を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき、又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

別表第2(第46条第1項)

(平10条例53・平12条例81・一部改正)

取扱区分	費用の額
(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	1キログラムにつき 13円
(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの	1立方メートルにつき 3,250円
(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	1キログラムにつき 13円
(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの	1キログラムにつき 15円50銭

備考 産業廃棄物の処分に要する費用の額を算出する基礎となる数量が1キログラム若しくは1立方メートル未満のとき、又はその数量に1キログラム若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その数量を1キログラム又は1立方メートルとして計算する。

2 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則

制 定 平成 5 年 2 月 25 日規則第 5 号
最近改正 令和 6 年 3 月 29 日規則第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 4 年 9 月横浜市区条例第 44 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(登録の申請)

第 2 条の 2 条例第 2 条第 2 項第 5 号の規定による登録(以下「登録」という。)を受けようとするものは、資源集団回収団体登録申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書には、資源回収場所等申出書(第 2 号様式)を添付しなければならない。

(平 25 規則 2・追加)

(登録票の交付)

第 2 条の 3 市長は、前条第 1 項の規定による申請書(同条第 2 項の規定により申出書が添付されたものに限る。)を受理した場合において、資源集団回収登録団体としての登録を行ったときは、登録票を申請者に交付するものとする。

(平 25 規則 2・追加)

(登録事項の変更の届出等)

第 2 条の 4 資源集団回収登録団体は、第 2 条の 2 第 1 項の規定による申請書の記載事項(この項の規定により届け出た事項を含む。)に変更があったときは、資源集団回収団体登録事項変更届出書(第 3 号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 資源集団回収登録団体は、第 2 条の 2 第 2 項の規定による申出書の記載事項(この項の規定により届け出た事項を含む。)又は資源集団回収を実施するために指定した場所を変更したときは、資源回収場所等変更届出書(第 4 号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

3 資源集団回収登録団体は、登録の取消しを受けようとするときは、資源集団回収団体登録取消届出書(第 5 号様式)に前条の規定による登録票を添付して市長に提出しなければならない。

(平 25 規則 2・追加)

(環境事業推進委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(指導員)

第 4 条 土地又は建築物の占有者(占有者がいない場合には、管理者とする。以下「占有者等」という。)及び事業者に対し、廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関して、主として啓発指導の職務を行わせるため、資源循環局に指導員を置く。

2 指導員は、横浜市職員のうちから市長が任命する。

3 指導員は、第 1 項の職務を行う場合は、その身分を示す証明書(第 6 号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平 17 規則 54・平 25 規則 2・一部改正)

第 5 条 削除

(平 7 規則 34)

(事業用の大規模建築物)

第 6 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める事業用の大規模建築物は、次のとおりとする。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗

(2) 小売店舗のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの

(3) 前 2 号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が 3,000 平方メートル以上(同一敷地内に 2 以上の建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。))がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が 3,000 平方メートル以上)の建築物

(平 12 規則 111・一部改正)

(減量化・資源化等計画書)

第 7 条 条例第 19 条第 1 項に規定する減量化・資源化等計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ床面積

(2) 廃棄物及び再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所

(3) 廃棄物収集運搬業者及び再生資源回収業者の名称

(4) 前年度の処理実績及び当該年度の処理計画

(5) その他市長が必要と認める事項

2 事業用大規模建築物の所有者は、毎年 5 月 31 日までに減量化・資源化等計画書を市長に提出しなければならない。

(平 17 規則 54・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第 8 条 条例第 20 条の規定に基づき選任する廃棄物管理責任者は、当該建築物の所有者又は当該建築物の維持管理について権限を有する者とする。

2 条例第 20 条の規定により廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出をしようとする者は、選任又は変更のあった日から 14 日以内に、次に掲げる事項を記載した廃棄物管理責任者選任(変更)届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の名称及び所在地
- (2) 選任又は変更前及び変更後の廃棄物管理責任者の職名及び氏名

(平 17 規則 54・一部改正)

(禁止命令)

第 8 条の 2 市長は、条例第 25 条の 4 第 3 項の規定により禁止命令を行うときは、禁止命令書(第 7 号様式)により行うものとする。

(平 25 規則 2・追加)

(横浜市が収集及び運搬を行う事業系一般廃棄物排出事業所の要件)

第 9 条 条例第 26 条第 1 項第 1 号に規定する住居に併置する事業所で規則で定めるものは次のとおりとし、規則で定める排出量は 7 日間を平均して常時 1 日当たり(以下この条及び第 12 条において「1 日平均」という。)3 キログラム(事業系一般廃棄物を含む一般廃棄物の排出量が 1 日平均 5 キログラム以下であるときは、5 キログラム)とする。

- (1) 事業主のみの事業所で、当該事業主が当該住居に居住しているもの
- (2) 事業主及び従業員の全部又は一部が当該住居に居住している事業所
- (3) 従業員が主として事業主の親族により構成される事業所で、当該事業主又は当該事業主の親族である従業員のいずれかが当該住居に居住しているもの

2 条例第 26 条第 1 項第 2 号に規定する福祉関係事業所は次のとおりとし、規則で定める排出量は 1 日平均 5 キログラムとする。

- (1) 横浜市が運営費等の補助金を交付している障害者地域作業所、障害者地域活動ホーム又は中途障害者地域活動センター
- (2) 横浜市が運営費等の助成金を交付し、横浜保育室として認定している事業所
- (3) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者が同項に規定する特定地域型保育を行う場所

(平 13 規則 54・追加、平 17 規則 54・旧第 9 条の 2 繰上・一部改正、平 24 規則 84・平 27 規則 29・一部改正)

(事業者の届出等)

第 10 条 条例第 27 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、条例第 26 条第 1 項第 1 号に定める一般廃棄物を排出する場合にあつては事業系一般廃棄物(住居併置事業所)処理届出書を、同項第 2 号に定める一般廃棄物を排出する場合にあつては事業系一般廃棄物(福祉関係事業所)処理届出書を、それぞれ次に掲げる事項を記載して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物(住居併置事業所)処理届出書

- ア 住居及び事業所の状況
- イ 事業主及び従業員の居住の状況
- ウ 廃棄物の排出量並びに廃棄物及び資源となるものの種類

- (2) 事業系一般廃棄物(福祉関係事業所)処理届出書

- ア 福祉事業所の種類
- イ 廃棄物の排出量並びに廃棄物及び資源となるものの種類

(平 8 規則 101・平 13 規則 54・平 17 規則 54・平 30 規則 30・一部改正)

(一般廃棄物の新規処理の届出)

第 11 条 占有者等は、一般廃棄物(動物の死体を除く。)の収集、運搬又は処分を新たに受けようとする場合又は動物の死体を自ら処分することが困難な場合は、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

(多量の一般廃棄物の運搬の指示)

第 12 条 市長は、1 日平均 10 キログラム以上又は一時に 100 キログラム以上の一般廃棄物を生ずる占有者等又は事業者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

(平 17 規則 54・一部改正)

(廃棄物の保管場所の設置基準)

第 13 条 条例第 31 条第 1 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。
- (2) 廃棄物を十分に収納することができる広さであること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- (4) 給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。
- (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。

(平 12 規則 111・一部改正)

(廃棄物保管場所等の設置の届出)

第 14 条 条例第 31 条第 2 項及び第 32 条第 2 項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した廃棄物保管場所設置届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 建築物の名称、所在地及び事業の用に供する部分の延べ床面積
 - (2) 建築物の所有者
 - (3) 廃棄物の保管場所及び保管設備
 - (4) 再生利用等の対象となる廃棄物の保管場所
- (平 17 規則 54・全改)

(再生利用等の対象となる廃棄物保管場所の設置基準)

第 15 条 条例第 32 条第 2 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 再生利用等の対象となる廃棄物の運搬車等の通行及び収集作業を適正に行うことができる場所であること。
 - (2) 再生利用等の対象となる廃棄物を十分に収納することができる広さであること。
 - (3) 再生利用等の対象となる廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
 - (4) 給排水、換気、採光等保管場所を衛生的かつ安全に維持管理するために必要な措置を講ずること。
 - (5) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
 - (6) 保管容器は、運搬車等への廃棄物の積替えが容易な構造とすること。
 - (7) 再生利用等の対象となる廃棄物の再生利用等が不可能とならないような構造とすること。
- (平 12 規則 111・一部改正)

第 16 条 削除

(平 17 規則 54)

(開発事業)

第 17 条 条例第 35 条の規則で定める開発事業は、次の各号のうち開発面積が 1 ヘクタール以上のものとする。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項の開発行為
- (2) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項の土地区画整理事業

(廃棄物搬入の届出)

第 18 条 条例第 36 条の規定による届出は、一般廃棄物及び条例第 26 条第 2 項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定めるものにあつては一般廃棄物等搬入届出書(第 12 号様式)により搬入しようとする日の 10 日前から 6 日前までの間に、産業廃棄物(市長が定めるものを除く。)にあつては産業廃棄物搬入届出書(第 13 号様式)

により市長が定める日までに行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般廃棄物及び条例第 26 条第 2 項の規定に基づき横浜市が処理する産業廃棄物のうち、市長が定める廃棄物を横浜市の処理施設に継続して搬入しようとする者の条例第 36 条の規定による届出は、一般廃棄物等継続搬入届出書(第 14 号様式)により市長が定める日までに行わなければならない。

(平 6 規則 99・平 7 規則 34・令 6 規則 45・一部改正)

第 19 条 削除

(令 6 規則 45)

(産業廃棄物管理票)

第 20 条 条例第 38 条第 1 項の規則で定める事業者は、横浜市内において産業廃棄物を排出する事業者その他特に市長が適当と認める事業者とする。

- 2 条例第 38 条第 1 項の産業廃棄物管理票の様式は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)様式第 2 号の 15 を適用する。

- 3 条例第 38 条第 2 項又は第 4 項の規定により、市長が記載し、又は報告する事項は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物を受け入れた処理施設の名称
- (2) 産業廃棄物を受け入れた年月日

(平 17 規則 54・平 23 規則 26・令 6 規則 45・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請等)

第 21 条 法第 7 条第 1 項若しくは第 6 項の規定により一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可を受けようとする者又は法第 7 条第 2 項若しくは第 7 項の規定により許可の更新を受けようとする者は、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／／許可／許可更新／変更許可／申請書(第 18 号様式)を市長に提出しなければならない。

(平 15 規則 105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の変更許可申請)

第 22 条 法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)-で、法第 7 条の 2 第 1 項の規定による事業範囲の変更の許可を受けようとするものは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／／許可／許可更新／変更許可／申請書を市長に提出しなければならない。

(平 15 規則 105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請事項の変更)

第 23 条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前 2 条の申請書に記載した事項のうち、車両、船舶その他の運搬施設の種類及び数量を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を記載した許可申請事項変更申出書を市長に提出し

て、承認を受けなければならない。

- 2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前2条の申請書に記載した事項(取扱廃棄物の種類、収集、運搬及び処分の別並びに前項に掲げるものを除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、その旨を記載した許可申請事項変更届出書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(許可基準)

- 第24条 法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第7条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 申請者が横浜市内に住所を有する者(法人にあっては、横浜市内に主たる事務所又は営業所を有する者)であること。
- (2) 申請者が自ら業務を実施する者であること。
- (3) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であること。

- 2 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の2第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業(以下「産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第14条第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第14条の2第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、申請者が政令第6条に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であることとする。

- 3 法第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は事業範囲の変更の許可をする場合の基準は、法第14条の4第5項各号又は第10項各号(これらの規定を法第14条の5第2項において準用する場合を含む。)に掲げるもののほか、申請者が政令第6条の5に定める事項を実施するために必要な人員、車両その他の施設、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、事業を的確に遂行することができる能力を有する者であることとする。

(平13規則54・平15規則105・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)

- 第25条 市長は、第21条又は第22条の規定による申請書を受理した場合において、一般廃棄物収集運搬業等の許可又は事業範囲の変更の許可をしたときは、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証を申請者に交付するものとする。

- 2 市長は、第23条第1項の規定により承認したときは、変更承認書を申請者に交付するものとする。

- 3 市長は、第23条第2項の規定により受理した許可申請事項変更届出書が／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証を交付するものとする。

- 4 /一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平17規則54・一部改正)

(産業廃棄物収集運搬業等の許可証の交付)

- 第26条 市長は、法第14条の2第3項の規定により受理した産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(省令第10条の10第2項に定める産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書をいう。)又は法第14条の5第3項の規定により受理した特別管理産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書(省令第10条の23第2項に定める特別管理産業廃棄物処理業／廃止／変更／届出書をいう。)がそれぞれ該当する許可証の記載事項に係るものであるときは、それぞれ該当する新たな許可証(省令第10条の2、第10条の6、第10条の14及び第10条の18に定める許可証をいう。次項及び次条第1項において同じ。)を交付するものとする。

- 2 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平12規則142・平17規則54・一部改正)

(処理業の許可証の再交付)

- 第27条 一般廃棄物収集運搬業等、産業廃棄物収集運搬業等又は特別管理産業廃棄物収集運搬業等(以下「処理業」という。)の許可を受けた者(以下「処理業者」という。)は、／一般廃棄物収集運搬業／一般廃棄物処分業／許可証及び許可証(以下「処理業の許可証」という。)を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出て、処理業の許可証の再交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により処理業の許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(第23号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の廃止及び休止)

- 第28条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、その事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を記載した事業廃止届出書を市長に提出しな

ればならない。

- 2 処理業者は、その事業を休止したときは、休止した日から10日以内に、その旨を記載した事業休止届出書を市長に提出しなければならない。

(平17規則54・一部改正)

(処理業の許可の取消し等)

- 第29条 市長は、処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 法、条例若しくはこの規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 第24条に規定する基準に該当しなくなったとき。
- (4) 正当な理由がないのに1箇月以上事業の全部又は一部を休止したとき(産業廃棄物収集運搬業等及び特別管理産業廃棄物収集運搬業等を除く。)

- 2 市長は、前項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、処理業の許可取消通知書(第26号様式)又は事業停止命令書(第27号様式)により行うものとする。

(処理業の許可証の返還)

- 第30条 処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、処理業の許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 処理業を廃止したとき。

- 2 処理業者は、事業の全部を休止した場合又は前条第1項の規定により事業の全部の停止を命ぜられた場合は、当該休止又は停止の期間、処理業の許可証を市長に返還しなければならない。

- 3 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、第25条第1項の規定による事業範囲の変更の許可又は同条第3項の規定による許可申請事項の変更に伴う許可証の交付を受けるときは、変更前の許可証を市長に返還しなければならない。

- 4 法第14条第1項又は第6項の規定により産業廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「産業廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)又は法第14条の4第1項又は第6項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業等の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物収集運搬業等許可業者」という。)は、法第14条の2第1項若しくは第14条の5第1項の規定による事業範囲の変更の許可又は法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項の規定による許可申請事項の変更に伴い、それぞれ該当する許可証の交付を受けるときは、変更前のそれぞれ該当する許可証を市長に返還

しなければならない。

(平12規則142・平15規則105・一部改正)

(実績報告書の提出)

- 第31条 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する前月の実績を毎月20日までに、書面をもって、市長に報告しなければならない。

- 2 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、前項の規定により4月分及び10月分の報告を行う場合においては、同項に規定する事業実績総括報告書を提出するとともに、当該月分のすべての排出事業所ごとの実績を、書面をもって、市長に報告しなければならない。

- 3 一般廃棄物収集運搬業等許可業者は、第1項の規定により報告を行う場合において排出事業所に異動があるときは、当該異動が生じた排出事業所ごとの実績を前項に規定する事業実績報告書により市長に報告しなければならない。この場合において、当該異動が生じた排出事業所ごとの実績について、同項の規定による報告を行ったときは、この項の規定による報告を要しないものとする。

(平13規則54・平17規則54・一部改正)

(再生利用個別指定業)

- 第32条 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号の指定を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(第29号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号又は第9条第2号若しくは第10条の3第2号の規定により指定を受けた者(以下「指定業者」という。)で、その事業範囲を変更しようとするものは、再生利用個別指定業変更指定申請書(第30号様式)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項に規定する申請書を受理した場合において、再生利用個別指定業の指定又は事業範囲の変更の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(第31号様式)を申請者に交付するものとする。

- 4 指定業者は、第1項及び第2項の申請書に記載した事項(事業範囲の変更を除く。)を変更したときは、変更した日から10日以内に、再生利用個別指定業申請事項変更届出書(第32号様式)を市長に提出しなければならない。

- 5 市長は、前項の規定により受理した再生利用個別指定業申請事項変更届出書が再生利用個別指定業指定証の記載事項に係るものであるときは、新たな再生利用個別指定業指定証を届出者に交付するものとする。

- 6 指定業者は、再生利用個別指定業指定証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、遅滞なく、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(第33号様式)を市長に提出して、再生利用個別指定業指定証の再交付を受けなければならない。

7 指定業者は、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から 10 日以内に、再生利用個別指定業廃止(変更)届出書(第 34 号様式)を市長に提出しなければならない。

8 市長は、指定業者が省令第 2 条第 2 号若しくは第 2 条の 3 第 2 号又は第 9 条第 2 号若しくは第 10 条の 3 第 2 号に該当しなくなったときは、再生利用個別指定業指定取消通知書(第 35 号様式)により、指定を取り消すことができる。

9 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、再生利用個別指定業指定証を市長に返還しなければならない。

(1) 指定を取り消されたとき。

(2) 指定業を廃止したとき。

(3) 第 2 項の規定による事業範囲の変更の指定又は第 4 項の規定による指定申請事項の変更に伴う指定証の交付を受けるとき。

(平 5 規則 102・一部改正)

第 33 条 削除

(平 17 規則 54)

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第 33 条の 2 市長は、一般廃棄物処理施設の設置の許可又は変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を申請者に交付するものとする。

2 市長は、省令第 5 条の 4 の 2 第 1 項及び第 5 条の 9 の 2 第 1 項に規定する届出書の記載事項が、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証の記載事項に係るものであるときは、新たな一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を交付するものとする。

3 一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平 12 規則 142・追加、平 17 規則 54・旧第 33 条の 6 繰上・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の許可証の交付)

第 33 条の 3 市長は、省令第 12 条の 10 の 2 第 1 項に規定する届出書の記載事項が、産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証(省令第 12 条の 5 に規定する許可証をいう。以下同じ。)の記載事項に係るものであるときは、新たな産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証を交付するものとする。

2 産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(平 27 規則 29・追加)

(処理施設の使用前の検査申請書)

第 34 条 市長は、省令第 4 条の 4 第 1 項又は第 12 条の 4 第 1 項に規定する申請書により一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設(以下第 38 条までにおいて「処理施設」と

いう。)の使用前の検査の申請があった場合において、法第 8 条第 2 項又は第 15 条第 2 項の申請書に記載した設置に関する計画に適合すると認めるときは、処理施設検査済通知書により申請者に通知するものとする。

(平 12 規則 142・全改、平 17 規則 54・一部改正)

(処理施設に係る許可証の再交付)

第 35 条 第 27 条の規定は、処理施設に係る許可証の再交付について準用する。

(処理施設の維持管理状況の報告)

第 36 条 処理施設の設置者又は管理者は、当該処理施設の維持管理状況を記録するとともに、次に掲げる期日までに、又は市長の請求があったときはその都度、処理施設維持管理状況報告書(第 38 号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 処理施設が最終処分場である場合にあっては、前 3 箇月の状況をその月の末日

(2) 処理施設が焼却施設である場合にあっては、前 6 箇月の状況をその月の末日

(3) 前 2 号以外の一般廃棄物処理施設にあっては、前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの状況を毎年 6 月 30 日

(平 10 規則 53・一部改正)

(処理施設の許可の取消し等)

第 37 条 市長は、法第 9 条の 2、第 9 条の 2 の 2、第 9 条の 3 第 10 項、第 15 条の 2 の 7 又は第 15 条の 3 の規定により、処理施設の許可を取り消し、改善を命じ、又は使用の停止を命ずるときは、処理施設の許可取消通知書(第 39 号様式)、処理施設の改善命令書(第 40 号様式)又は処理施設の使用停止命令書(第 41 号様式)により行うものとする。

(平 6 規則 93・平 10 規則 53・平 15 規則 105・平 23 規則 26・一部改正)

(処理施設の許可証の返還)

第 38 条 処理施設の設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、処理施設設置(変更)許可証(第 33 条の 2 第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証及び産業廃棄物処理施設/設置/変更/許可証をいう。)を市長に返還しなければならない。

(1) 許可を取り消されたとき。

(2) 処理施設の全部を廃止したとき。

(平 12 規則 142・平 17 規則 54・平 27 規則 29・一部改正)

(産業廃棄物処理施設実績報告書の提出)

第 38 条の 2 産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、前年の 4 月 1 日からその年の 3 月 31 日までの当該処理施設ごとの産業廃棄物の処理実績を毎年 6 月 30 日までに、産業廃棄物処理施設実績報告書(第 41 号様式の 2)により市長に報告しなければならない。

(平 13 規則 54・追加)

(届出台帳の調製等)

第 39 条 法第 19 条の 12 第 3 項の規定による閲覧の請求は、最終処分場届出台帳閲覧請求書(第 43 号様式)により行うものとする。

(平 10 規則 53・平 12 規則 111・平 13 規則 54・平 17 規則 54・平 23 規則 26・平 30 規則 30・一部改正)

(排出事業者の届出等)

第 40 条 産業廃棄物を排出する事業者(工作物の新築、改築又は除去(以下「工作物の新築等」という。))を行う事業者にあつては、次に掲げる産業廃棄物を排出する事業者(以下「特定建設事業者」という。))に限る。))は、その事業を開始した日から 14 日以内(工作物の新築等にあつては、当該工作物の新築等に着手する日の 7 日前まで)に産業廃棄物排出事業所届出書(第 44 号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 特別管理産業廃棄物

(2) 石綿含有産業廃棄物(政令第 6 条第 1 項第 1 号ロに規定する石綿含有産業廃棄物をいい、石綿を含有する建設資材(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 2 条第 1 項に規定する建設資材をいう。))の使用面積の合計が 1,000 平方メートル以上である工作物の新築等に伴って生じたものに限る。))

2 前項の規定により届出書を提出した事業者は、当該届出書に係る事業所を廃止し、又は当該届出書の記載事項に変更を生じたときは、その日から 14 日以内に産業廃棄物排出事業所廃止(変更)届出書(第 45 号様式)を市長に提出しなければならない。

3 特定建設事業者は、その工作物の新築等に伴って生じた産業廃棄物のすべての処分が終了したことを確認した日から 30 日以内に産業廃棄物の排出の状況を産業廃棄物排出状況報告書(第 46 号様式)により市長に報告しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進のために市長の請求があつたときはその都度、産業廃棄物の排出の状況を同項の報告書により市長に報告しなければならない。

(平 20 規則 22・全改)

(改善命令)

第 41 条 市長は、法第 19 条の 3 の規定により改善命令を行うときは、改善命令書(第 47 号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第 42 条 市長は、法第 19 条の 4、第 19 条の 4 の 2、第 19 条

の 5 又は第 19 条の 6 の規定により措置命令を行うときは、措置命令書(第 48 号様式)により行うものとする。

(平 6 規則 93・平 15 規則 105・一部改正)

(証明書等の提示)

第 43 条 市長は、市長が指定する横浜市の施設に粗大ごみを搬入しようとする排出者に対し、条例の施行に必要な限度において、運転免許証その他市長が必要と認める書類の提示を求めることができる。

(令 2 規則 72・全改)

(一般廃棄物処理手数料等の徴収の基礎)

第 44 条 条例別表第 1 動物の死体及びし尿以外の一般廃棄物の取扱区分の欄中「同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるとき」とは、1 立方メートルの重さが 250 キログラム以下で、重さによることが適当でないと市長が認めるときをいう。

2 条例別表第 2 取扱区分の欄中「同号の算定基準によることが著しく実情にそわないと市長が認めるもの」とは、1 立方メートルの重さが 250 キログラム以下で、重さによることが適当でないと市長が認めるものをいう。

(平 5 規則 102・平 8 規則 101・平 13 規則 54・平 17 規則 54・一部改正)

(粗大ごみの処理手数料)

第 44 条の 2 条例別表第 1 の規定により規則で定める家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分する場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ごみを横浜市が処分する場合の手数料の額(条例第 44 条第 3 項の規定に基づき適正処理困難物について加算する額を含む。))は、別表第 1 のとおりとする。

(平 8 規則 101・追加、平 13 規則 54・一部改正)

(手数料等の加算の基準)

第 45 条 条例第 44 条第 3 項の規定により同条第 1 項の一般廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。))に加算する場合及び額は、別表第 2 のとおりとする。

2 条例第 46 条第 2 項において準用する条例第 44 条第 3 項の規定により条例第 46 条第 1 項の産業廃棄物処分費用(以下「処分費用」という。))に加算する場合及び額は、別表第 3 のとおりとする。

(平 8 規則 101・平 13 規則 54・一部改正)

(手数料等の徴収)

第 46 条 動物の死体に係る手数料は、その都度徴収する。

2 次の各号に掲げる動物の死体以外の一般廃棄物に係る手数料は、それぞれ当該各号に定めるところにより徴収する。

(1) 削除

(2) 仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。))及び家庭から排出される粗大ごみ 収集し、運搬し、

又は処分する前に、粗大ごみ納付書(第 50 号様式)により徴収する。ただし、仮設便所から排出されるし尿(事業系一般廃棄物に限る。)においては、市長が特に認めたものに限り、横浜市の会計規則(令和 6 年 3 月横浜市規則第 26 号)第 23 条第 1 項の納入通知書により徴収することができる。

(3) 市長の指定する施設へ搬入される一般廃棄物 その都度徴収する。

(4) 市長が特に前各号に掲げる方法以外の方法により手数料を徴収することが適当と認める一般廃棄物 市長が適当と認める方法により徴収する。

3 処分費用は、その都度徴収する。ただし、市長が特に他の徴収区分によることが適当と認めるときは、その徴収区分により徴収する。

4 条例第 47 条に規定する一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等、条例第 47 条の 2 に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等、条例第 47 条の 3 に規定する 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等、条例第 47 条の 4 に規定する産業廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料等又は条例第 47 条の 5 に規定する産業廃棄物処理施設の設置許可申請手数料等は、その都度徴収する。

5 手数料及び処分費用(その都度徴収するものを除く。)の納期限は、別表第 4 のとおりとする。

6 市長は、手数料及び処分費用を集金の方法により徴収したときは、領収書(第 51 号様式)を納入に交付しなければならない。

(平 5 規則 102・平 8 規則 101・平 12 規則 10・平 13 規則 54・平 15 規則 59・平 17 規則 54・平 30 規則 30・令 6 規則 45・一部改正)

(手数料の減免)

第 47 条 条例第 45 条第 1 項の規定により手数料の減免を受けようとする者は、あらかじめ市長にその旨を申請しなければならない。ただし、災害等の場合で、特に市長が認めるときは、この限りでない。

(平 8 規則 101・全改、平 13 規則 54・部改正)

(身分証明書)

第 48 条 条例第 49 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第 52 号様式)とする。

(委任)

第 49 条 この規則の施行について必要な事項は、資源循環局長が定める。

(平 16 規則 46・平 17 規則 54・一部改正)

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年 9 月規則第 102 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 5 年 11 月規則第 122 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月規則第 41 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 6 年 9 月規則第 93 号)

この規則は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 10 月規則第 99 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 6 年 11 月規則第 109 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 11 月 6 日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、横浜市心身障害者の医療費の援助に関する条例施行規則、横浜市老人及び心身障害者の看護料の援助に関する条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、横浜市保健所条例施行規則及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 7 年 1 月規則第 14 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則第2条の規定による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年3月規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成7年3月規則第40号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成8年10月規則第101号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則第44条の2及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成10年6月規則第53号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年6月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成11年3月規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成12年3月規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成12年5月規則第111号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成12年9月規則第142号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年1月規則第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市市税条例施行規則、横浜市国民健康保険条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規則、理容師法施行細則、美容師法施行細則、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、浄化槽法施行細則、土地区画整理法第72条の規定による土地立入測量調査員の身分証票等規則、横浜市都市計画法施行細則及び横浜市営住宅条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年3月規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市
廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の
規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適
宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 13 年 10 月規則第 95 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市
廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の
規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適
宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 15 年 4 月規則第 59 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処
理については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 4 月規則第 65 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市
廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の
規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適
宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 15 年 9 月規則第 88 号)

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 11 月規則第 105 号)

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月規則第 19 号)

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月規則第 46 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処
理については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 3 月規則第 54 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下
「旧規則」という。)の規定により作成されている様式書類
は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されて
いる環境事業指導員の証明書は、この規則による改正後の
横浜市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規
則の規定により交付された指導員の証明書とみなす。

附 則(平成 19 年 3 月規則第 60 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市
廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、
横浜市物品規則、横浜市予算、決算及び金銭会計規則、横
浜市定期支出金支出事務の特例に関する規則及び横浜市収
入証紙条例施行規則の規定により作成されている様式書類
は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 19 年 10 月規則第 100 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市
議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条
例施行規則、横浜市市税条例施行規則、横浜市保育費用徴
収事務の特例に関する規則、横浜市国民健康保険条例施行
規則、横浜市介護保険条例等施行規則、横浜市廃棄物等の
減量化、資源化及び適正処理等に関する規則、横浜市営住
宅条例施行規則、横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付
事務取扱規則及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則の規
定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜
修正の上使用することができる。

附 則(平成 20 年 3 月規則第 22 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日から起算して 7 日を経過する日まで
の間にこの規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、
資源化及び適正処理等に関する規則第 40 条第 1 項各号に
掲げる産業廃棄物が生じる工作物の新築、改築又は除去の
着手を予定している同項に規定する特定建設事業者に対す
る同項の規定の適用については、同項中「当該工作物の新
築等に着手する日の 7 日前まで」とあるのは、「横浜市廃
棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一
部を改正する規則(平成 20 年 3 月横浜市規則第 24 号)の施
行後、速やかに」と読み替えるものとする。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 21 年 3 月規則第 44 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市に粗大ごみの収集、運搬又は処分を依頼する場合の手数料について適用し、同日前に横浜市に粗大ごみの収集、運搬又は処分を依頼する場合の手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月規則第 15 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後に横浜市にし尿の収集、運搬及び処分を依頼する場合の手数料について適用する。

附 則(平成 23 年 3 月規則第 26 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月規則第 84 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月規則第 2 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例(平成 24 年 6 月横浜市条例第 31 号)による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号。以下「新条例」という。)第 2 条第 2 項第 4 号に規定する資源集団回収に相当する資源物の収集又は運搬を行うものとして市長の登録を受けているものは、施行日から平成 25 年 4 月 30 日までの間においては、施行日にこの規則による改正後の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則(以下「新規則」という。)第 2 条の 2 第 1 項の規定による申請書を提出したものとみなす。
- 3 前項の規定により申請書を提出したものとみなされたものであって、新条例第 2 条第 2 項第 5 号の規定による登録を受けようとするものは、新規則第 2 条の 2 第 2 項の規定

による申請書を平成 25 年 4 月 30 日までに市長に提出しなければならない。

- 4 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 1 号様式による指導員の証明書は、新規則第 6 号様式による指導員の証明書とみなす。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 29 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月規則第 30 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和元年 12 月規則第 41 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和 2 年 11 月規則第 72 号)

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 9 月規則第 60 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和 6 年 3 月規則第 45 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第44条の2)

(平8規則101・追加、平13規則54・旧別表第2繰上・一部改正、平15規則88・平16規則19・平成21規則44・一部改正)

種目	品目	単価
電気・ガス・石油・ちゅう屋器具	アンテナ	200円
	ウインドファン	1,000円
	映像・音響機器(単体のもの。アンプ・チューナー・プレーヤー・ビデオデッキ等。ただし、スピーカー及びテレビを除く。)	200円
	オープンレンジ	500円
	ガス台	500円
	ガステーブル(ガスこんろ)	500円
	カラオケ演奏装置(一体型)	1,500円
	こたつ(板とセットのものを含む。)	500円
	米びつ	200円
	照明器具	200円
	除湿機	500円
	食器乾燥機	1,000円
	食器乾燥機	200円
	ステレオセット(最も長い辺が80センチメートル未満のもの)	500円
	ステレオセット(最も長い辺が80センチメートル以上のもの)	1,500円
	ストーブ類(ヒーターを含む。)	200円
	スピーカー(2本まで)	500円
	扇風機	200円
	掃除機	200円
	調理台(流し台と一体となったものを含む。)	1,000円
	電子レンジ	500円
	電子レンジ台	500円
	流し台	1,000円
	プリンター	200円
	ファクシミリ	200円
	布団乾燥機	200円
	ふろがま	500円
	ポータブル発電機	1,000円
	マッサージ機	1,000円
	ミシン	500円
	湯沸器	500円
	レンジフードファン(換気扇を除く。)	500円
	ワードプロセッサ	200円

家具・寝具	アコーディオンカーテン	500円
	いす(応接用いすを除く。)	200円
	応接用いす・ソファ(一人用のもの)	500円
	応接用いす・ソファ(二人以上用のもの)	1,000円
	オーディオラック	500円
	カーペット類(ホットカーペットを含む。)	500円
	カラーボックス	200円
	鏡台	500円
	げた箱	500円
	サイドボード	1,500円
	書棚(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	書棚(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	食器棚(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	食器棚(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	スプリングマットレス	2,200円
	畳	1,000円
	たんす(最も長い辺が1メートル未満のもの)	1,000円
	たんす(最も長い辺が1メートル以上のもの)	1,500円
	机(両そで机)	1,500円
	机(両そで机を除く。)	1,000円
	テーブル(座卓を含む。)	1,000円
	テレビ台	500円
	戸棚(オーディオラック、げた箱、サイドボード、書棚及び食器棚を除く。)	500円
	布団(マットレス(2枚まで))	200円
	ブラインド	200円
	ベット(枠のみ)	1,000円
	ベットマットレス(スプリング無し)	1,000円
	ベビーベッド	500円
	ワゴン	200円
趣味用品	電子オルガン	1,500円
	オルガン(電子オルガンを除く。)	1,000円
	キーボード(楽器)	200円
	健康器具	500円
	ゴルフ用具	200円
	スキー用具・スノーボード	200円

その他	編み機	500 円
	衣装箱	200 円
	一輪車	200 円
	家庭用焼却炉	1,000 円
	子供用遊具（自転車を除く。）	200 円
	三輪車	200 円
	自転車	500 円
	芝刈機	200 円
	水槽	500 円
	スーツケース	200 円
	洗面化粧台	1,000 円
	建具	200 円
	仏壇	1,000 円
	ペット小屋	500 円
	ベビーカー	200 円
	物置(最も長い辺が1メートル未満で、解体済みのもの)	1,000 円
	物置(最も長い辺が1メートル以上で、解体済みのもの)	1,500 円
	物干竿(2本まで)	200 円
	物干台	1,000 円
	浴槽	1,000 円
	その他のもの(金属製品 30 センチメートル以上のもの、木製品など 50 センチメートル以上のものを目安とする。)	200 円

別表第 4(第 46 条第 5 項)

(平 5 規 102・平 5 規則 122・一部改正、平 8 規則 101・旧別表第 3 繰下、平 13 規則 54・旧別表第 5 繰上、平 30 規則 30・一部改正)

区分	納期限
1 箇月分を徴収する場合	処 理 に 係 る 月 の 翌 月 末 日

別表第 2(第 45 条第 1 項)

(平 8 規則 101・追加、平 13 規則 54・旧別表第 3 繰上、平 17 規則 54・平 22 規則 15・一部改正)

種別	加算基準	加算額
動物の死体 以外の一般 廃棄物	処理が通常の方法により 難しい場合	5 割相当額

別表第 3(第 45 条第 2 項)

(平 8 規則 101・旧別表第 2 繰下、平 13 規則 54・旧別表第 4 繰上)

加算基準	加算額
処分が通常の方法により難しい場合	5 割相当額

3 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例

制 定 平成 3 年 9 月 25 日条例第 31 号
最近改正 平成 16 年 12 月 24 日条例第 75 号

目 次

第 1 章	総則(第 1 条―第 7 条)
第 2 章	通報及び調査(第 8 条―第 11 条)
第 3 章	勧告及び措置命令(第 12 条―第 14 条)
第 4 章	廃物認定(第 15 条)
第 5 章	放置自動車及び沈船等廃物判定委員会 (第 16 条―第 19 条)
第 6 章	処分等(第 20 条―第 23 条)
第 7 章	雑則(第 24 条・第 25 条)
第 8 章	罰則(第 26 条―第 28 条)
附則	

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理について必要な事項を定め、放置自動車及び沈船等により生ずる障害を除去することにより、地域的美観を保持し、良好な都市環境を形成するとともに、市民の快適な生活環境の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。
- (2) 船舶 海上交通安全法(昭和 47 年法律第 115 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する船舶をいう。ただし、第 7 条、次章、第 3 章及び第 7 章においては、船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失ったものをいう。
- (3) 放置 自動車又は船舶が正当な権原に基づき置くことを認められた土地又は水面以外の場所に、相当の期間にわたり置かれていることをいう。
- (4) 放置自動車 自動車で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (5) 沈船等 船舶が沈没したもの及び船舶で、その機能の一部又は全部を失った状態で放置されているものをいう。
- (6) 事業者等 自動車又は船舶の製造、輸入又は販売を

業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。

(7) 所有者等 自動車又は船舶の所有権、占有権又は使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自動車又は船舶を放置した者又は放置させた者をいう。

(8) 廃物 放置自動車又は沈船等で、自動車又は船舶として本来の用に供することが困難な状態にあるものをいう。

(9) 処分等 廃物を撤去し、及び最終処分すること並びに処理するために必要な措置をいう。

(横浜市の責務)

第 3 条 横浜市は、放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合的な施策(以下「総合施策」という。)を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者等の責務)

第 4 条 事業者等は、自動車又は船舶が放置自動車又は沈船等とならないよう回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、横浜市が策定し、及び実施する総合施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第 5 条 市民(市の区域内において自動車又は船舶を所有し、又は使用する者を含む。次条において同じ。)は、横浜市が策定し、及び実施する総合施策に協力する責務を有する。

(総合施策)

第 6 条 総合施策には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画
- (2) 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画
- (3) 事業者等及び市民の協力に関する計画

2 総合施策は、告示するものとする。

(放置の禁止)

第 7 条 何人も、故なく自動車及び船舶を放置し、若しくは放置させ、又はこれらを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

第 2 章 通報及び調査

(通報)

第 8 条 放置されている自動車又は船舶を発見した者は、市長にその旨を通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合において必要があると認めるときは、その内容を関係機関に通報する等適切な措置を講ずるものとする。

(調査の依頼)

第 9 条 土地を所有し、占有し、若しくは管理し、又は水面を管理し、若しくは占用する者(以下「土地所有者

等」という。)は、その土地又は水面に自動車又は船舶が放置されていると認めるときは、市長に調査を依頼することができる。

(調査)

第 10 条 市長は、第 8 条第 1 項の規定による通報があったときその他必要があると認めるときは、当該職員に、当該自動車又は船舶の状況、所有者等その他の事項を調査させることができる。

2 市長は、前条の規定による依頼を受けたときは、前項に規定する調査をさせるものとする。ただし、当該自動車又は船舶が放置されたものに当たらないと認めるときは、この限りでない。

(立入調査)

第 11 条 市長は、前条の規定による調査を実施するため必要がある場合には、当該職員に、自動車又は船舶が放置されている土地又は水面に立ち入り、当該自動車又は船舶の調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 3 章 勧告及び措置命令

(所有者等への勧告)

第 12 条 市長は、第 10 条第 1 項の規定による調査の結果、放置されている自動車又は船舶の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その自動車又は船舶を撤去するよう勧告することができる。

(土地所有者等への勧告)

第 13 条 市長は、土地又は水面に自動車又は船舶が放置されている場合において、当該土地所有者等が自動車又は船舶の放置を防止する措置を容易に講ずることができるにもかかわらず、その措置を講じていないと認めるときは、その土地所有者等に対し、適切な措置を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第 14 条 市長は、放置自動車又は沈船等の所有者等に対し、当該放置自動車又は沈船等を撤去するよう命ずることができる。

(平 7 条例 16・一部改正)

第 4 章 廃物認定

(廃物認定)

第 15 条 市長は、第 10 条第 1 項の規定による調査を行ったにもかかわらず所有者等を確認できなかったとき

は、当該放置自動車又は沈船等を、次条に規定する委員会の判定を経て、廃物として認定することができる。ただし、本来の用に供することが困難な状態にあることが明らかであるものとして規則で定める基準に該当する放置自動車については、当該委員会の判定を経ずに廃物として認定することができる。

2 市長は、前項の認定を行おうとするときは、あらかじめ、その旨を公告しなければならない。

(平 16 条例 75・一部改正)

第 5 章 放置自動車及び沈船等廃物判定委員会

(放置自動車及び沈船等廃物判定委員会)

第 16 条 放置自動車及び沈船等の廃物認定その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、審査し、及び判定するため、横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第 17 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 自動車又は船舶について専門的知識を有する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 横浜市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 18 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員等)

第 19 条 委員会に、専門の事項を調査し、及び審査させるため必要があるときは、専門委員及び部会を置くことができる。

第 6 章 処分等

(処分等)

第 20 条 市長は、放置自動車又は沈船等を廃物として認定したときは、処分等を行うことができる。

(事業者等への協力要請)

第 21 条 市長は、事業者等に対し、廃物の撤去等の実施及び処分等に関するその他の協力を要請することができる。

(事業者等の報告)

第 22 条 前条の要請に応じた事業者等は、その実施内容について、市長に報告しなければならない。

(費用の徴収)

第 23 条 市長は、廃物の処分等を行った後に、その所有者等が判明したときは、その者に対し、その処分等に要した費用を請求することができる。

第 7 章 雑則

(関係法規の活用)

第 24 条 市長は、自動車及び船舶の放置の防止並びに放置自動車及び沈船等の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第 8 章 罰則

(罰則)

第 26 条 第 14 条の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

(平 7 条例 16・一部改正)

第 27 条 第 11 条第 1 項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 28 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 8 章の規定は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年 3 月条例第 16 号)

この条例は、横浜市行政手続条例(平成 7 年 3 月横浜市条例第 15 号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成 7 年 7 月 1 日)

附 則(平成 7 年 6 月条例第 26 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月条例第 75 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則

制 定 平成 3 年 9 月 25 日規則第 76 号
最近改正 令和 8 年 3 月 31 日規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成 3 年 9 月横浜市条例第 31 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(放置となる期間)

第 3 条 条例第 2 条第 3 号に規定する相当の期間は、自動車にあつては 10 日間、船舶にあつては 1 箇月間とする。ただし、これによりがたい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(土地所有者等の調査の依頼)

第 4 条 条例第 9 条の規定により調査を依頼しようとする者は、調査依頼書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

(調書の作成)

第 5 条 市長は、条例第 10 条第 1 項又は第 2 項の規定により当該職員に調査させたときは、調査調書(自動車)(第 2 号様式)又は調査調書(船舶)(第 3 号様式)を作成するものとする。

(身分証明書)

第 6 条 条例第 11 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第 4 号様式)とする。

(関係機関との協議)

第 7 条 市長は、条例第 12 条の規定により勧告し、又は条例第 14 条の規定により措置を命じようとするときは、当該自動車又は船舶について、関係機関に、その処置方法に関する協議を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する関係機関が警察又は海上保安機関である場合には、当該自動車又は船舶が放置されている場所を管轄する警察署長又は海上保安機関に、前項の規定による協議を行わなければならない。

(平 7 規則 81・一部改正)

(所有者等への勧告)

第 8 条 条例第 12 条の規定による勧告は、撤去勧告書(第 5 号様式)により行うものとする。

(土地所有者等への勧告)

第 9 条 条例第 13 条の規定による勧告は、放置防止措置勧告書(第 6 号様式)により行うものとする。

(措置命令)

第 10 条 条例第 14 条の規定による措置命令は、措置命令書(第 7 号様式)により行うものとする。

(平 7 規則 81・一部改正)

第 11 条 削除

(平 7 規則 81)

(廃物認定)

第 12 条 市長は、条例第 15 条第 2 項の規定による公告を行った日から起算して 10 日を経過したときは、同条第 1 項の規定による認定を行うことができる。

2 条例第 15 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める基準は、次のいずれにも該当し、かつ、走行するための機能の喪失の程度、放置の状況等を総合的に考慮して、自動車として本来の用に供することが困難な状態にあることが明らかであると認められることとする。

(1) 自動車登録番号標(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 11 条第 1 項に規定する自動車登録番号標をいう。)又は車両番号標(同法第 73 条第 1 項に規定する車両番号標をいう。)が滅失し、又はこれらに記載された自動車登録番号若しくは車両番号の識別が困難であること。

(2) 打刻された車台番号(道路運送車両法第 7 条第 1 項第 2 号に規定する車台番号をいう。)の識別が困難であること。

(平 16 規則 108・一部改正)

(委員長等)

第 13 条 条例第 16 条の規定による横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会(以下「委員会」という。)に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 14 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門委員)

第 15 条 条例第 19 条に規定する専門委員は、当該調査し、及び審査する事項に関し専門的知識を有する者のうちから市長が任命する。

2 前項の専門委員は、当該事項の調査及び審査が終わったときに解任されたものとする。

(部会)

第 16 条 条例第 19 条に規定する部会は、委員会の委員をもって組織する。

2 前項に規定する委員会の委員は、委員長が委員会に諮って定める。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会員の互選によって定める。

(庶務)

第 17 条 委員会の庶務は、資源循環局において処理する。
(平 17 規則 70・一部改正)

(委員会の運営)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第 19 条 この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が関係局長と協議して定める。

(平 17 規則 70・一部改正)

附 則

この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月規則第 41 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から 1 年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 7 年 6 月規則第 81 号)

この規則は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月規則第 89 号) 抄

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月規則第 108 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月規則第 70 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に第 31 条の規定による改正前

の横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則、第 52 条の規定による改正前の横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則、第 72 条の規定による改正前の租税特別措置法に基づく横浜市優良宅地造成認定規則及び第 74 条の規定による改正前の横浜市開発登録簿閲覧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 24 年 3 月規則第 37 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 3 月規則第 48 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(令和 6 年 3 月規則第 28 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に第 28 条の規定による改正前の横浜市下水道事業公共料金等支出事務の特例に関する規則、第 30 条の規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則及び第 38 条の規定による改正前の横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(令和 8 年 3 月規則第 21 号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に第 37 条の規定による改正前の横浜市公有財産規則及び第 53 条の規定による改正前の横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

4 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

5 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則

制 定 平成4年10月23日規則第103号
最近改正 平成17年4月1日規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成4年9月横浜市条例第44号)第10条の規定に基づき、横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等)

第2条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(小委員会)

第4条 審議会に、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。
- 3 小委員会に、委員長を置き、委員長は、小委員会の委員の互選によって定める。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に、出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、資源循環局において処理する。
(平17規則70・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成4年11月1日から施行する。

附 則(平成17年4月規則第70号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

6 横浜市屋外の公共の場所における喫煙の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例

制 定 平成7年9月25日条例第46号

最近改正 令和8年6月12日条例第41号

目 次

第1章 総則（第1条―第7条の2）

第2章 投棄の禁止（第8条）

第3章 美化推進重点地区等（第9条―第11条）

第3章の2 喫煙禁止重点地区等（第11条の2・第11条の3）

第3章の3 屋外の公共の場所における喫煙の制限（第11条の4）

第4章 自動販売機の設置届出等（第12条―第19条）

第5章 雑則（第20条―第25条）

第6章 罰則（第26条―第30条）

附則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止等並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、横浜市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、屋外の公共の場所における喫煙の禁止等並びに空き缶等及び吸い殻等の投棄の禁止、空き缶等の回収及び資源化その他の必要な事項を定めることにより、安心かつ安全で清潔な街をつくり、かつ、資源の有効な利用を促進し、もって快適な都市環境を確保することを目的とする。

（平19条例37・令8条例41・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、広場その他の公共の用に供される場所をいう。
- (2) たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第1号に規定するたばこをいう。
- (3) 喫煙 人が吸入するためにたばこを燃焼させ、若しくは加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること又は火の付いたたばこを持つことをいう。
- (4) 空き缶等 飲料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。

(5) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する空き缶等以外の物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。

(6) 事業者 事業活動を行う全ての者をいう。

(7) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

（平19条例37・令8条例41・一部改正）

（横浜市の責務）

第3条 横浜市は、この条例の目的を達成するため、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止並びに空き缶等の資源化の促進についての施策を総合的に実施しなければならない。

2 横浜市は、市民及び事業者と連携し、及び協力して、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに吸い殻等の散乱の防止を図る観点から、必要な分煙環境の整備を推進するものとする。

3 横浜市は、屋外の公共の場所での喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害の防止並びに空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、環境に関する教育を充実し、及び学習が促進されるよう努めなければならない。

（平19条例37・令8条例41・一部改正）

（事業者の責務）

第4条 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実等に努めなければならない。

2 飲料、たばこその他のごみの散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、消費者に対する意識の啓発その他の必要な措置を講じなければならない。

3 自動販売機により飲料を販売する者は、空き缶等の回収及び資源化について、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰り、又は適切な回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）、吸い殻入れ等に収納しなければならない。

2 市内に居住する者は、その居住する地域において、空

き缶等及び吸い殻等の散乱の防止について、連帯して意識の醸成を図るとともに、清掃活動の充実等に努めなければならない。

3 市民等は、自動車を運転する場合は、当該自動車の車内に回収容器等を設けるよう努めなければならない。

4 市民等は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第6条 市民等は、歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等は、屋外で喫煙をする場合は、携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地を所有し、占有し、又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶等及び吸い殻等が捨てられないために、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、横浜市が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等への協力要請)

第7条の2 市長は、この条例の目的を達成するために必要な施策について、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

第7条第1項に規定する鉄道事業者並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者に対して、その旅客への啓発その他の協力を要請することができる。

（平19条例37・追加）

第2章 投棄の禁止

(投棄の禁止)

第8条 何人も、空き缶等及び吸い殻等をみだりに捨ててはならない。

第3章 美化推進重点地区等

(美化推進重点地区の指定)

第9条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、清潔できれいな街をつくることが特に必要と認められる地区を美化推進重点地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

(施策の重点実施)

第10条 市長は、美化推進重点地区において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(美化推進員)

第11条 市長は、美化推進重点地区内の空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する啓発、指導その他の活動を行わせるため、美化推進員（以下「推進員」という。）を任命することができる。

2 推進員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章の2 喫煙禁止重点地区等

（平19条例37・追加・令8条例41・改称）

(喫煙禁止重点地区の指定)

第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につながるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公共の場所での喫煙を特に禁止する必要があると認められる地区を喫煙禁止重点地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

（平19条例37・追加・令8条例41・一部改正）

(喫煙の禁止)

第11条の3 何人も、喫煙禁止重点地区内において、喫煙をしてはならない。

（平19条例37・追加・令8条例41・一部改正）

第3章の3 屋外の公共の場所における喫煙の制限

（令8条例41・追加）

第11条の4 何人も、次に掲げる屋外の公共の場所（第11条の2第1項の規定により指定された喫煙禁止重点地区を除く。）において、喫煙をしてはならない。ただし、当該公共の場所を管理する権原を有する者が喫煙のために設置し、又は設置を許可した喫煙場所においては、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路
- (2) 横浜市が管理する交通広場（都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第1号に規定するその他の交通施設として定められた交通広場をいう。）
- (3) 国、神奈川県又は横浜市が管理する河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川

及び同法第 100 条第 1 項に規定する準用河川

- (4) 横浜市が管理する道路、河川、水路、緑地その他これらに類する場所で、道路法、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）、河川法又は都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の適用を受けないもの
 - (5) 不特定多数の者が通行するため、喫煙による市民等の身体及び財産に対する被害を防止し、並びに吸い殻等の散乱を防止する必要がある場所として市長が指定するもの
- 2 前項第 5 号の規定による指定は、当該公共の場所を管理する権原を有する者との合意に基づき、その区域を告示することにより行うものとする。
- (令 8 条例 41・追加)

第 4 章 自動販売機の設置届出等

(自動販売機の設置届出)

- 第 12 条 市長の指定する地区（以下「届出対象地区」という。）内において、自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 自動販売機の設置場所
 - (3) 回収容器の設置場所及び管理方法
 - (4) 回収された空き缶等の資源化等の方法
 - (5) 第 18 条第 1 項に規定する散乱防止責任者の氏名
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 前項に規定する届出対象地区の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。
- 3 第 1 項の規定により市長が届出対象地区を指定した場合において、既に当該届出対象地区内において自動販売機により飲料を販売している者は、その指定の日から 30 日以内に、同項に規定する届出を行わなければならない。

(変更等の届出)

- 第 13 条 前条第 1 項又は第 3 項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る事項（同条第 1 項第 1 号及び第 5 号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 届出者は、当該届出に係る前条第 1 項第 1 号又は第 5 号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、その日から 30

日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

- 第 14 条 届出者から当該届出に係る自動販売機を譲り受け、又は借り受けて、当該自動販売機により飲料を販売する者は、当該届出者の地位を承継する。
- 2 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(届出済証)

- 第 15 条 市長は、第 12 条第 1 項若しくは第 3 項、第 13 条第 2 項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は前条第 3 項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を交付するものとする。
- 2 前項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出に係る自動販売機の見やすい箇所に、当該届出済証をちょう付しておかなければならない。
- 3 第 1 項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証を亡失し、汚損し、又はき損したときは、その事実を知った日から 15 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした者に対し、届出済証を再交付するものとする。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

(回収容器の設置及び管理)

- 第 16 条 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
- 2 前項の規定により、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等の資源化に努めなければならない。

(啓発シールのちょう付)

- 第 17 条 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機（第 15 条第 2 項（同条第 4 項後段において準用する場合を含む。）の規定により届出済証をちょう付している自動販売機を除く。）ごとに、市長が交付する啓発シールを、見やすい箇所にちょう付しておかなければならない。

(散乱防止責任者の選任)

- 第 18 条 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を選任しなければならない。

- 2 散乱防止責任者は、当該自動販売機に設置されている回収容器を適正に管理し、及び当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 自動販売機により飲料又はたばこを販売する者は、第15条第1項若しくは第4項の規定による届出済証又は前条の規定による啓発シールに、第1項の規定により選任した散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載しなければならない。

(空き缶等の資源化等計画書の提出)

第19条 市内において規則で定める台数以上の自動販売機により飲料を販売する者は、第16条第1項の規定により設置した回収容器に回収される空き缶等について、回収及び資源化の実績及び計画を、規則で定める計画書により、毎年1回、市長に報告しなければならない。

第5章 雑 則

(勧告)

第20条 市長は、第15条第2項（同条第4項後段において準用する場合を含む。）、第16条第1項、第17条、第18条又は前条の規定に違反している者に対して、期限を定めて、各条項に定める措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第21条 市長は、第16条第1項の規定に違反して前条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第22条 市長は、第20条の規定による勧告を受けた者（第16条第1項の規定に違反して勧告を受けた者を除く。）が、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(報告の徴収等)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は土地所有者等に対し、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止及び空き缶等の資源化の促進について、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入調査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰 則

(罰則)

第26条 第21条の規定による命令に違反した者は、200,000円以下の罰金に処する。

第27条 第12条第1項若しくは第3項、第13条第1項若しくは第2項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は第14条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000円以下の罰金に処する。

第28条 第8条の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第26条又は第27条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第30条 第11条の3の規定に違反した者は、2,000円以下の過料に処する。

(平19条例37・追加)

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（令和19年5月条例第37号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（令和8年6月条例第41号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

7 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

制定 平成19年8月3日規則第86号

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年5月横浜市条例第37号）は、平成19年9月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第7条」を「第7条の2」に改める部分を除く。）、第3章の次に1章を加える改正規定及び第29条の次に1条を加える改正規定は、平成20年1月21

日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

※「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の一部改正（令和 8 年 6 月条例第 41 号）に伴い、条例の施行期日を定める規則についても、今後制定予定。

8 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例施行規則

制 定 平成 8 年 3 月 5 日規則第 7 号
最近改正 平成 29 年 6 月 5 日規則第 48 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（平成 7 年 9 月横浜市条例第 46 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平 19 規則 87・一部改正）

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（美化推進員証）

第 3 条 条例第 11 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、美化推進員証（第 1 号様式）とする。

（喫煙禁止地区標識等の設置）

第 3 条の 2 市長は、条例第 11 条の 2 第 1 項の規定により喫煙禁止地区を指定したときは、当該地区内に喫煙禁止地区標識（第 1 号様式の 2）及び喫煙禁止地区路面標示（第 1 号様式の 3）を設置するものとする。

（平 29 規則 48・追加）

（届出を要しない自動販売機）

第 4 条 条例第 12 条第 1 項に規定する規則で定める自動販売機は、次のとおりとする。

- (1) 囲障により囲まれていること等により自由に立ち入ることが認められていない土地に設置される自動販売機で、当該土地に立ち入らなければ利用することができないもの
- (2) 建築物の内部（地下街の公衆の用に供する通路その他これに類すると認められるものを除く。）に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) その他市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

（自動販売機設置届出書等）

第 5 条 条例第 12 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出は、自動販売機設置届出書（第 2 号様式）により行わなければならない。

2 条例第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、自動販売機設置届出事項変更・使用廃止届出書（第 3 号様式）により行わなければならない。

3 条例第 14 条第 3 項の規定による届出は、自動販売機設置届出者地位承継届出書（第 4 号様式）により行わなければならない。

（設置届出書記載事項）

第 6 条 条例第 12 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機を設置し、又は設置しようとする年月日
- (2) 自動販売機の型式及び製造番号
- (3) 回収容器の材質及び容積

（軽微な変更）

第 7 条 条例第 13 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 自動販売機の設置場所の変更で、届出に係る場所から 5 メートル以内におけるもの
- (2) 前号の変更に伴う回収容器の設置場所の変更
- (3) 回収容器の設置場所の変更で、自動販売機の設置場所の変更を伴わないもの
- (4) その他市長が認める軽微な変更

（届出済証）

第 8 条 条例第 15 条第 1 項又は第 4 項の規定により届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証に条例第 18 条第 3 項の規定により散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載するほか、条例第 12 条第 1 項若しくは第 3 項、第 13 条第 2 項（廃止の届出に係る部分を除く。）又は第 14 条第 3 項の規定による届出をした者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載しなければならない。

（届出済証の亡失等の届出）

第 9 条 条例第 15 条第 3 項の規定による届出は、届出済証亡失・汚損・き損届出書（第 5 号様式）により行わなければならない。

（回収容器の設置及び管理）

第 10 条 条例第 16 条第 1 項に規定する規則で定める回収容器の設置及び管理については、次のとおりとする。

- (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 回収容器の容積は、自動販売機 1 台につき 30 リット

ル以上であること。

- (3) 自動販売機から 5 メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に回収容器を設置すること。

(空き缶等の資源化等計画書)

第 11 条 条例第 19 条に規定する規則で定める台数は、第 4 条各号に掲げる場所に設置されるものを除き 30 台とする。

2 条例第 19 条に規定する計画書は、空き缶等の資源化等計画書(第 6 号様式)とする。

3 前項の空き缶等の資源化等計画書は、毎年 5 月 31 日までに提出しなければならない。

(勧告)

第 12 条 条例第 20 条の規定による勧告は、勧告書(第 7 号様式)により行うものとする。

(命令)

第 13 条 条例第 21 条の規定による命令は、命令書(第 8 号様式)により行うものとする。

(立入調査員証)

第 14 条 条例第 24 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(第 9 号様式)とする。

(過料)

第 15 条 市長は、条例第 30 条の規定による過料の処分をしようとする場合においては、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書(第 10 号様式)により告知し、弁明の機会を与えるものとする。

2 市長は、前項の処分をする場合は、当該処分を受ける者に対し、過料処分決定通知書(第 11 号様式)を交付するものとする。

(平 19 規則 87・追加)

(委任)

第 16 条 この規則の施行に関し必要な事項は、資源循環局長が定める。

(平 17 規則 70・一部改正、平 19 規則 87・旧第 15 条繰下)

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月規則第 70 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

7 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 8 月規則第 87 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 1 月 21 日から施行する。ただし、第 1 条の規定(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則第 15 条を第 16 条とし、第 14 条の次に 1 条を加える改正規定及び第 9 号様式の次に 2 様式を加える改正規定を除く。)及び次項の規定は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成 26 年 7 月規則第 55 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月規則第 48 号)

この規則は、公布の日から施行する。

※「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の一部改正(令和 8 年 6 月条例第 41 号)に伴い、条例施行規則についても、今後一部改正予定。

9 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止を図るための支援及び措置に関する条例

制 定 平成 28 年 9 月 26 日条例第 45 号

目 次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
第 2 章 支援（第 6 条）
第 3 章 措置（第 7 条—第 9 条）
第 4 章 調査等（第 10 条—第 12 条）
第 5 章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止に関する審議会（第 13 条—第 17 条）
第 6 章 雑則（第 18 条）
附則

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 この条例は、住居その他の建築物等における不良な生活環境の発生を未然に防止するとともに、それを解消し、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物及びその敷地（これに隣接し、物の堆積又は放置（以下「物の堆積等」という。）が一体となつてなされている私道その他の土地を含む。）をいう。
- (2) 不良な生活環境 物の堆積等に起因する害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれその他これらに準ずる影響により、当該物の堆積等がされた建築物等又はその近隣における生活環境が損なわれている状態をいう。
- (3) 堆積者 物の堆積等をする事により建築物等における不良な生活環境を生じさせている者（自然人に限る。）をいう。
- (4) 堆積物 建築物等における不良な生活環境の原因となっている当該物をいう。

2 この章及び第 4 章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援 次章の規定による支援その他の横浜市（以下「市」という。）又は地域住民、関係機関その他関係者（以下「地域住民等」という。）が講ずる建築物等における不良な生活環境の解消及び発生（再発を含む。以下同じ。）の防止を図るための対策（措置を除く。）をいう。
- (2) 措置 第 3 章の規定による建築物等における不良な生活環境の解消を図るための対策をいう。

（基本方針）

第 3 条 建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止は、次に掲げる基本方針に基づき推進されるものとする。

- (1) 建築物等における不良な生活環境は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。
- (2) 建築物等における不良な生活環境の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者（第 6 条第 1 項及び第 2 項において「当事者」という。）に寄り添った支援を行うこと。
- (3) 市と地域住民等とが協力して、建築物等における不良な生活環境の発生防止に努めるとともに、堆積者が自ら当該不良な生活環境を解消することが困難であると認められる場合は、市と地域住民等とが協力して解消に向けたあらゆる対策を行うこと。
- (4) 建築物等における不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずること。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、地域住民等と協力して、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止に努めるとともに、第 1 条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとする。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、その所有し、管理し、又は占有する建築物等において不良な生活環境を生じさせないように努めなければならない。

第 2 章 支援

第 6 条 市長は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止を図るため、自ら当事者及び地域住民等からの相談に適切に応じるとともに、関係機関が相談を受けた場合においても、必要な対応がなされるよう、支

援を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により自ら相談を受けた場合又は建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るために必要があると認める場合は、当該建築物等における物の堆積等の状態を可能な限り把握した上で、当事者及び地域住民等に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。この場合において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）その他の法令（条例等を含む。）の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援で、当事者が抱える地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に資するものがあると認めるときは、当該支援とこの項前段の支援とを一体的に行うものとする。
- 3 市長は、前項前段の支援に係る建築物等における不良な生活環境（当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるもの又は当該建築物等における生活環境が損なわれ、かつ、その近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあるものに限る。）を堆積者が自ら解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境の原因となっている堆積物のうち、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物（事業活動に伴って生じたものを除く。）をいう。第 5 項において同じ。）に該当するものの排出の支援を行うことができる。
- 4 市長は、前項の支援を行おうとする場合は、あらかじめ、堆積者に対し必要な説明を行い、その同意を得なければならない。
- 5 市長は、第 3 項の規定により排出された一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。この場合において、当該一般廃棄物は、市長が指定する市の施設に搬入された一般廃棄物とみなして、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 4 年 9 月横浜市条例第 44 号）第 44 条、第 45 条及び別表第 1 の規定を適用する。
- 6 市長は、前 3 項の規定により建築物等における不良な生活環境が解消された場合は、再び建築物等における不良な生活環境が生じないようにするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支援を行うものとする。

第 3 章 措置

（指導及び勧告）

- 第 7 条 市長は、前条の支援によって建築物等における不良な生活環境（当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるものに限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）を解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境を生じさせている堆積者（堆積者を確知することができない場合は、当該建築物等の所有者。次項、次条第 1 項及び第 12 条第 1 項において同じ。）に対し、書面により必要な指導をすることができる。
- 2 市長は、前項の指導を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合は、当該堆積者に対し、期限を定めて、堆積物の適切な処分その他の当該不良な生活環境を解消するための措置（以下「解消措置」という。）を行うよう、書面により勧告することができる。

（命令）

- 第 8 条 市長は、前条第 2 項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお建築物等における不良な生活環境が解消されない場合であって、当該物の堆積等がされた建築物等の近隣における生活環境が著しく損なわれている状態にあると認めるときは、当該堆積者に対し、期限を定めて、解消措置を行うよう、書面により命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ、第 13 条第 1 項に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

（代執行）

- 第 9 条 前条第 1 項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて同項の期限までに当該命令に係る解消措置を講じない場合は、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定により、市長は、自ら当該解消措置をなし、又は第三者をして当該解消措置をなさしめ、その費用について当該命令を受けた者から徴収することができる。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による代執行をしようとする場合について準用する。
 - 3 第 6 条第 6 項の規定は、前 2 項の規定により建築物等における不良な生活環境が解消された場合について準用する。

第4章 調査等

(調査及び報告)

第10条 市長は、支援の実施に必要な限度において、建築物等における物の堆積等の状態、当該建築物等の使用若しくは管理の状況又は所有関係その他必要な事項について、調査をし、又は当該建築物等の所有者その他関係者に対して報告を求めることができる。

2 市長は、前項の調査又は報告の結果、建築物等における不良な生活環境の解消を図るために必要があると認める場合は、官公署に対し、物の堆積等がされた建築物等の所有関係又は堆積者の親族関係若しくは福祉保健に関する制度の利用状況その他の堆積者に関する事項に関して、報告を求めることができる。

(調査結果等の提供等)

第11条 市長は、市と民生委員及び規則で定める関係機関とが協力して支援を行うに当たって必要があると認める場合は、それらの者に対し、当該支援の実施に必要な範囲内で、前条の調査又は報告の結果を提供することができる。

2 前項の規定による調査若しくは報告の結果の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該支援の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(立入調査等)

第12条 市長は、措置の実施に必要な限度において、その職員に、物の堆積等がされた建築物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は堆積者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会

(横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会)

第13条 市長の附属機関として、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、又は答

申する。

(1) 第8条第1項の規定による命令及び第9条第1項の規定による代執行に関すること。

(2) その他建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し市長が必要と認める事項

3 審議会は、建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第14条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会長への委任)

第17条 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6章 雑 則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

10 横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生を防止を図るための支援及び措置に関する条例施行規則

制定 平成 28 年 11 月 25 日規則第 103 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生を防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成 28 年 9 月横浜市条例第 45 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める関係機関)

第 2 条 条例第 11 条第 1 項に規定する規則で定める関係機関は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会及び同条第 2 項に規定する地区社会福祉協議会
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条の 2 第 3 項の規定により、横浜市から同条第 1 項の事業及び業務の実施の委託を受けた者
- (3) 横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第 30 号）第 1 条第 1 項に規定する地域ケアプラザの指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。次号において同じ。）
- (4) 横浜市精神障害者生活支援センター条例（平成 11 年 3 月横浜市条例第 21 号）第 1 条第 1 項に規定する精神障害者生活支援センターの指定管理者
- (5) その他前各号に準じて支援（条例第 2 条第 2 項第 1 号に規定する支援をいう。）を実施することのできる者として市長が認める関係機関

(身分証明書)

第 3 条 条例第 12 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

(委任)

第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長及び資源循環局長が定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

第2 主要な告示

1 一般廃棄物処理実施計画

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画区域

横浜市全域

3 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 処理計画量（詳細は別表参照）

(1) ごみと資源の処理計画量（家庭系のごみ量と資源化量及び事業系のごみ量）

約 99.8 万トン

(2) し尿等処理計画量（し尿及び浄化槽等汚泥）

約 33,479 キロリットル

5 重点的な取組

(1) グリーン社会の実現

循環型社会への移行や脱炭素化につながる取組を推進し、新たな投入資源や温室効果ガスの削減を図ることで、環境と共生するグリーン社会の実現を目指す。循環型社会への移行に向けては、更なるリサイクルの推進や動静脈連携の強化などに取り組む。また、脱炭素化の取組については、市民・事業者との協働によるプラスチック対策の推進や焼却工場が生み出す環境にやさしいエネルギーの最大化、回収したCO₂の利活用を着実に進める。

(2) 屋外の受動喫煙対策の推進

多くの方が集うGREEN×EXPO 2027の開催も見据え、屋外における受動喫煙対策の検討を進める。市内全域の屋外の公共の場所（路上等）での喫煙を禁止する条例改正をはじめ、意識醸成のための広報・啓発、分煙環境の整備・向上などソフト・ハード両面での取組を進め、誰もが快適に暮らせる受動喫煙がないまちの実現を目指す。

(3) 持続可能な廃棄物処理の実現

ごみの収集・運搬・処理・処分を着実に行うとともに、将来を見据えた施設の再整備を進め、安定的で持続可能な廃棄物処理を実現していく。また、暮らしを取り巻く環境の変化に対応するため、高齢者等へのごみ出し支援や、災害時に備えたトイレ環境の充実も図るなど、「市民生活の安心・安全」につなげる。

6 主な事業内容

(1) 循環型社会への移行

ア 更なるリサイクルの推進

(ア) 粗大ごみのリサイクル

衣装ケースは単一素材でできており、回収後の選別やリサイクルが容易で、再商品化に適した高品質な素材であることが令和7年度の実証実験で確認できた。8年度は本格実施に移行し、リサイクルをさらに進める。

(イ) 分別収集した資源物の売却・リサイクル

家庭で分別された缶・びん・ペットボトル等の資源物を再生資源として売却・リサイクルし、資源の価値を高めていくことにより、収益の創出による経済性の向上や投入資源の削減につなげる。

(ウ) リチウムイオン電池等の分別収集・リサイクル

全国各地の廃棄物処理施設や収集車において、リチウムイオン電池等を原因とする火災が発生していることを受け、令和7年12月から集積場所での分別収集を開始した。収集したリチウムイオン電池等は、一般社団法人JBRCや再資源化事業者を通じてリサイクルする。

(エ) 焼却灰の資源化

これまで埋立処分していた焼却灰を、セメント原料や道路の路盤材等として積極的に有効利用（資源化）する。令和8年度は資源化量を約1,800トン（7年度：約150トン）へと大幅に拡大する。焼却灰の資源化は、循環型社会の形成に寄与するだけでなく、市内唯一の最終処分場の延命化にもつながることから継続的に実施する。

(オ) 循環型作業服の導入実証実験

収集職員の作業服について、繊維から繊維へリサイクル可能なものを新たに導入し、作業服を循環させる取組を行う。焼却処分を減らし、CO₂削減にも貢献する。あわせて、作業上の安全性や快適性なども検証する。

(カ) 市役所で発生する廃棄物の更なる再資源化

学校や地域ケアプラザなど市役所の関連施設約1,200か所で発生するプラスチックごみについて、環境負荷の低い方法での再資源化を進める。

廃棄物の発生場所、種類や数量などの情報を一元管理するシステムを市役所関連施設約1,200か所へ導入し、事務を効率化するとともに廃棄物の処理状況を可視化する。このシステムを活用し、更なる再資源化に向けたデータ解析や運搬ルート最適化などの施策立案につなげていく。

イ 食品廃棄物の削減

(7) 生ごみで堆肥づくり ～GREEN×EXPO 2027の花壇で活用～

市内の学校の子どもたちが土壌混合法（※1）により生ごみを堆肥化し、GREEN×EXPO 2027会場の花壇で活用する。これにより、食の循環を実感する機会の創出とGREEN×EXPO 2027の機運醸成につなげる。また、生ごみを保育園や学校、地域などの敷地を使って堆肥化し、花や野菜を育てる「スリム農園」の普及に取り組む。

※1 土壌混合法：電気等のエネルギーを使わず、生ごみと土を混ぜ合わせ微生物の力で生ごみを分解する方法

(イ) 家庭から出される食品ロスの削減

適量購入や余りがちな食材を用いたレシピの活用などを働きかけるほか、10月の食品ロス削減月間では、区民まつりでの呼びかけやプロスポーツチーム、国際機関などと連携した集中的な広報啓発を実施する。また、公共施設でのフードドライブを引き続き実施するとともに、企業や団体の方へ物品の貸出しや実施情報の発信を行う。

(ウ) 事業者から出される食品ロスの削減等

食品製造・小売業においては現地訪問等で食品ロスの削減を働きかけ、外食産業には食べきり協力店（※2）やClean Plate Yokohama（※3）の登録・利用拡大を進め、食品ロスを削減する。また、食品ロス削減に意欲的に取り組む事業者の皆様等を表彰し、他の事業者への取組を促していく。削減に努めてもなお発生する調理くずなどの食品廃棄物については、リサイクル・有効活用を促進する。

※2 食べきり協力店：料理の量の調整や持ち帰り対応など来店客の食べ残しを減らす取組を行う飲食店を登録する制度

※3 Clean Plate Yokohama：一部の食べきり協力店で実施している条件を満たすことで特典がもらえるお客様参加型の取組

ウ 動静脈連携の強化

(7) 横浜市資源循環推進プラットフォームによる取組

リニアエコノミーからサーキュラーエコノミーへの転換を見据え、市内の廃棄物処理業者7社との連携によるプラットフォームの取組を進める。プラットフォームでは、様々な事業者の参画を促しながら、公民一体での議論・コンサルティング等を通じて、動脈産業と静脈産業を結びつける事業化（マッチング）や施策を推進する。

(2) 脱炭素化に向けた施策の推進

ア 市民に向けた取組

(7) プラスチック資源の分別定着に向けた周知

燃やすごみに誤って入っているプラスチックごみが適切に分別されるよう、引き続き、SNSの活用や説明会などの対面による働きかけを行うなど、丁寧な周知を行う。

(イ) プラスチックの発生抑制・リサイクルの取組

スプーンやフォーク等の使い捨てプラスチックを削減するため、小売店等と啓発キャンペーンを実施する。また、マイボトルの利用を促進していく。さらに、学校や商店街等の地域コミュニティにペットボトル回収機を設置し水平リサイクルを行うボトルもボトルについて、市内6か所（※4）に場所を拡大し実施する。

※4 市内6か所: 令和7年度は三保小学校・神奈川大学・星川商店会・京急金沢八景駅・金沢センターシーサイド名店会の市内5か所で実施

イ 事業者に向けた取組

(7) 搬入物検査による不適正排出事業者への指導等

焼却工場において事業系一般廃棄物の搬入物検査を実施し、プラスチック等の混入をはじめとした不適正な搬入を防止するとともに、排出事業者を特定します。搬入物検査の結果に基づき、排出事業者に対して立入指導を実施するほか、口頭や文書による指導、事業者との協議を行う。

(イ) 事業系一般廃棄物へのプラスチック混入対策の強化

プラスチック混入防止を目的に、「事業者への分別指導」と「店舗や施設の利用者（市民・来街者）への分別啓発」の両面から対策を強化する。具体的な取組は、プラットフォーム幹事社である収集運搬事業者との意見交換や排出事業者への指導状況を踏まえて進めていく。

ウ 行政が主体となる取組

(7) 市庁舎内における取組

市庁舎で開始したリユースカップ式自動販売機の実証実験や市庁舎商業施設でのスプーンやフォーク等の使い捨てプラスチックの発生抑制の取組など、市役所の率先行動を進める。

(イ) 資源物の選別時に発生する可燃残渣（袋）のリサイクル

従来焼却処理していた缶・びん・ペットボトルを入れていたごみ袋のリサイクルを、令和7年度から一部の資源選別施設で始めている。8年度も継続して実施する。

(ウ) 環境にやさしいエネルギーの推進

化石燃料を使用しないごみ発電による電力は、CO₂排出を増やさない環境にやさしいエネルギーであり、このエネルギーを最大限創出するための取組を進める。この環境にやさしいエネルギーを、市内の民間事業者や市庁舎等にて活用し、市内での100%活用を継続する。

(エ) 焼却工場における省エネ化及び発電効率の向上

金沢工場では、省エネ化を目的とした設備改修を進める。蒸気タービンバイパス装置の更新により、ごみ焼却時に発生する蒸気を効率的に発電に活用できるようになり、より多くの環境にやさしいエネルギーを生み出す。

(3) 環境学習・普及啓発の推進

ア 子どもたちへの環境学習

(7) 環境学習副読本の配布、工場見学・出前教室の実施

廃棄物の処理等について学ぶ市内小学4年生を対象に、授業の教材として副読本を作成する。令和8年度からはデジタル教材として動画や音声などを取り入れ、分かりやすく学べるようにしている。また、ごみ焼却工場などでの社会科見学の受け入れや、保育園・幼稚園・小学校等で、ごみと資源と3Rについて学ぶ出前教室、収集車を使った収集体験などを行う。

(イ) ポスターコンクールの実施

分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施する。応募いただいた作品は、子どものメッセージを広くお伝えするために受賞作品を収集車に掲示することや商業施設などへの展示を行っている。

イ 普及啓発の取組

(7) 説明会・イベント実施などによる普及啓発

市民の皆様へ正しい分別ルールや3R行動をご理解いただくため、子育て世代や高齢者など対象者に合わせた普及啓発を行う。地域での説明会や小売店の店頭、区民まつり等を活用し、対面により実施する。また、区役所での転入手続き時に、「ごみの分け方・出し方」の冊子やごみ分別検索システム「Mlctionary（ミクシヨナリー）」を案内するパンフレットなどを配布する。

(4) 外国人へのごみ出しルールの周知

区役所での転入手続時に外国語版リーフレット（10言語）を配布するほか、ごみ分別検索システム（3言語）の運用や、国際交流ラウンジなどとの連携による日本語学校等での説明会、出前教室を実施する。また、外国人コミュニティのイベント等においてごみ出しに関する実態把握及び啓発を行うとともに、外国人との接点でもある集積場所における多言語での掲示などを行う。

(4) 屋外の受動喫煙対策の推進

ア 受動喫煙防止に向けた意識醸成・広報等

(7) 条例改正に関する周知・広報等

関係局と連携し、「受動喫煙がないきれいなまち」に向け効果的な発信を行う。特に条例改正のタイミングに合わせ、掲示物の設置や区役所と連携したキャンペーンを実施するとともに、SNS・交通広告など、幅広い媒体を活用し、喫煙禁止等の周知・啓発を行う。

(4) 問合せ窓口の運用

改正する条例の施行に合わせ、路上喫煙に関するご意見を受け付ける問合せ窓口を開設、運用する。

イ 喫煙実態の把握

(7) 喫煙実態調査の実施

市内の主要駅周辺等の喫煙実態を把握するため、令和7年度に続き、喫煙実態調査を実施する。調査結果をもとに、駅頭での啓発やパトロールの重点化などに取り組む。また、調査結果については、今後の屋外の公共の場所（路上等）での喫煙禁止の取組の効果検証や、施策検討の参考資料として活用する。

ウ 分煙環境整備

(7) 密閉型喫煙所の整備・維持管理

屋外での受動喫煙を防ぎ、分煙環境を向上するため、横浜駅東口喫煙所について、密閉型喫煙所への転換に向けた検討を進める。あわせて、整備を進めている横浜駅西口（北幸）の密閉型喫煙所について、清掃や機器メンテナンスなどの維持管理を行う。

(4) 喫煙所整備補助

罰則適用のある喫煙禁止地区において、適切な分煙環境を確保するため、民間事業者が密閉型の公衆喫煙所を整備する際に、その整備費等を補助する。また、横浜駅西口（南幸）に令和7年度中にオープンする喫煙所に運営補助を行う。

(4) 喫煙所マップの作成

条例改正を見据え、市内の喫煙場所を分かりやすく案内するサイトを開設する。

エ 喫煙禁止地区等の取組

(7) 喫煙禁止地区の運用

喫煙禁止地区では、喫煙禁止地区等指導員が巡回し、違反者への指導など、条例に基づく対応を行う。

(4) 喫煙禁止地区標識・標示類の更新

条例改正により、現在の「喫煙禁止地区」を改称し、地区内の標識・標示類も更新する。

(4) 喫煙禁止地区以外でのパトロールの実施

駅周辺などで路上喫煙が多く見られる場所を中心に、健康福祉局と連携し、パトロールを実施する。

(4) GREEN×EXPO 2027アクセス駅での喫煙禁止働きかけ

GREEN×EXPO 2027の会場アクセス駅となる瀬谷駅、三ツ境駅、十日市場駅では、臨時的喫煙所を設けるとともに、駅頭での啓発活動や清掃を実施する。

(5) 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

ア 家庭ごみの安定的な収集・運搬の推進

(7) 家庭ごみの収集運搬

集積場所に分別して出された家庭ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施する。

(イ) 粗大ごみの受付・収集

市民の皆様の利便性向上のため、デジタルツールを活用し、24時間いつでも粗大ごみの収集申込みや処理手数料の支払いができるようにしている。令和8年度は、粗大ごみを持ち込むことのできる長坂谷ストックヤードにおいて、電子決済での手数料支払いができるよう整備を進める。

イ リサイクルの推進

(7) 資源物のリサイクル

缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設において、品目別に選別・圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡してリサイクルする。また、プラスチック資源は、市内3か所の中間処理施設（民間施設）において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルする。

(イ) 資源集団回収の実施

自治会町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により、古紙・古布等をリサイクルする。この資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者へ回収量に応じた奨励金を交付する。なお、令和6年度から資源集団回収オンラインシステムを導入し、奨励金の申請手続きがオンラインで可能となった。

ウ 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進

(7) 廃棄物処理施設の適正な維持管理

安全で安定的なごみの処理体制を確保するため、ごみ焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の法定点検等の実施に加え、計画的に補修・更新を行う。

(イ) 最終処分場の維持管理

現在稼働中の南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場では護岸等の定期点検や補修を計画的に実施し、安定稼働を継続していく。埋立てが終了した最終処分場では施設の適正な維持管理を行う。

(ウ) ごみ焼却工場・最終処分場の環境測定

ごみの焼却に伴い発生する排ガスや、最終処分場からの排水等に含まれる重金属などの有害物質を定期的に測定し、環境法令の基準を遵守していることを確認する。市民の皆様に安心して暮らしていただけるよう、これらの測定結果をウェブサイトで公表し、廃棄物処理施設が適正に維持管理されていることをお知らせする。

(6) 将来を見据えた施設整備

ア ごみ焼却施設の再整備等の実施・検討

(7) 保土ヶ谷工場の再整備

安定的なごみ処理体制を確保していくため保土ヶ谷工場の再整備を進めている。令和8年度は、既存工場の解体が完了し、新工場の建設工事に着手する。

(イ) 金沢工場の長寿命化対策

令和10年度までの5か年に渡り、老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の大規模修繕を実施し、延命化を図る。令和8年度は、3炉ある焼却炉のうち2炉目の更新・改修を実施する。

(ウ) 都筑工場の再整備

再整備中の保土ヶ谷工場に続き、老朽化により更新が必要な都筑工場を再整備する。令和8年度は、事業手法の検討や環境影響調査等を進める。

(エ) 旧栄工場跡地の有効利用に向けた検討

現在、資源物ストックヤードや粗大ごみ自己搬入ヤードなどとして利用している旧栄工場について、引き続き、跡地活用に向けた検討を行う。

イ 資源選別施設等の再整備等の検討

(7) 鶴見資源化センターの再整備

老朽化が著しい鶴見資源化センターを再整備する。民間のノウハウや創意工夫を最大限活用するため「民設民営方式※5」にて実施する。令和8年度は、発注に向けた準備及び再整備予定地の鶴見リサイクルプラザの解体設計等を実施する。

※5 民設民営方式：民間事業者が施設の設計・建設・維持管理・運営等を行う手法

(イ) 磯子検認所の移転整備の推進

磯子検認所(※6)は、施設老朽化のため、民間資金を活用し、金沢工場内に検認所機能を移転整備する。令和8年度は、金沢工場内の使用されていない設備の撤去工事や、移転整備に向けた発注手続を実施する。また、磯子検認所の跡地活用に向けて、活用範囲を確認するための測量などの調査検討業務を実施する。

※6 磯子検認所：仮設トイレ等から発生するし尿等を受入れ、前処理をした後、下水道河川局水再生センターへ圧送し、最終処理を実施

(7) 多様な社会ニーズへの対応

ア 清潔できれいなまちづくり

(7) 地域の美化活動の推進

区役所や地域と連携した清掃活動のほか、都心部やGREEN×EXPO 2027の会場アクセス駅周辺において歩道清掃を実施する。プロスポーツチームや企業と連携した取組を引き続き実施し、まちの美化への意識醸成や担い手増加を図る。また、不法投棄されやすい場所へ注意喚起看板の設置や夜間監視パトロールを行うなど、不法投棄・放置自動車等の防止に取り組む。

(イ) 公衆トイレの改修・維持管理

GREEN×EXPO 2027アクセス駅となる瀬谷駅北口、十日市場駅前の公衆トイレを改修する。また、和田町駅前公衆トイレの洋式化を行う。そのほか、衛生的かつ快適に公衆トイレを利用できるよう日常清掃や修繕等の維持管理を行う。

イ ごみ出しに関する課題への対応

(7) 集積場所の適切な維持管理への支援

ごみ出しマナーの徹底や小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題を抱えた集積場所について、職員が地域に伺い、地域の皆さまとともに集積場所の環境改善に取り組む。

(イ) ふれあい収集・持ち出し収集の着実な対応

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方等を対象として玄関先等からごみを収集する「ふれあい収集」、敷地内又は屋内から粗大ごみを収集する「持ち出し収集」について、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施する。

(ウ) いわゆる「ごみ屋敷」への対策

ごみや物の堆積による不良な生活環境の解消を図るため、区役所や健康福祉局と連携しながら、「ごみ屋敷」の解消や再発防止に向けた取組を進める。

ウ 災害への備え

(7) 焼却工場での浸水対策

津波や高潮による影響を最小限に抑え工場機能を確保するため、沿岸部にあるごみ焼却工場では止水壁などの浸水対策を実施していく。

(イ) 災害時のトイレ対策

地域防災拠点への下水直結式仮設トイレの男性用小便器の導入、トイレパック・くみ取り式仮設トイレの更新を行う。また、災害用トイレトレーラーを災害時に円滑に運用できるよう牽引が可能な車両を購入する。家庭でのトイレパック備蓄が進むよう、SNS等による啓発を実施し、広く市民に周知する。

エ 廃棄物分野における国際協力

(7) アフリカ諸国・都市への支援

アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP※7)のもと、アフリカ諸国・都市の研修員に対し、廃棄物管理向上に向けた研修を実施する。

※7 ACCP：アフリカのきれいな街と健康な暮らしを実現し、廃棄物管理に関するSDGsを達成することを目的に、環境省・JICA・横浜市・国連環境計画(UNEP)・国連人間居住計画(UN-HABITAT)が共同で設立したプラットフォーム

(イ) フィリピン国セブ市への支援

セブ市からの技術協力依頼に基づき、本市の廃棄物管理に関するノウハウ等を共有し、分別・リサイクルを推進する。

(ウ) 視察受入による本市知見の共有

廃棄物処理施設で視察等を受け入れ、海外諸国・都市に本市の廃棄物管理の技術や取組を伝える。

7 分別の区分

(1) 家庭ごみ

	分別の区分	説明
1	燃やすごみ	この表の2項から10項までに属さないもの
2	燃えないごみ	ガラス製品（この表の6項に該当するものを除く。）、陶磁器製品、その他焼却に適さないもの及び蛍光灯、電球、水銀式体温計、血圧計、温度計（割れているものを除く。）
3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶（カートリッジ式ガスボンベを含む。）
4	電池類	一次電池及び二次電池（自動車・二輪車（電動アシスト自転車を除く。）用バッテリーを除く。）
5	プラスチック資源	プラスチック製容器包装（※8）： 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの（この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。）であって、次に掲げるもの ①箱及びケース、②瓶、③たる及びびん、④カップ形の容器及びコップ、⑤皿、⑥くぼみを有するシート状の容器、⑦チューブ状の容器、⑧袋、 ⑨①から⑧までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器、 ⑩容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの、 ⑪容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器、⑫包装 プラスチック製品： プラスチックのみでできているもの（広げると50センチメートル以上のもの、厚みがあって硬いもの（厚さ5ミリメートル以上）及び感染性のおそれのあるもの並びにプラスチック製容器包装、この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。）
6	缶・びん・ペットボトル	商品の容器のうち、 缶：鋼製又はアルミニウム製の缶（カップ形のものを含む。）であって、飲食品（飲み薬を含む。以下「飲食品」という。）が充てんされたもの びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品が充てんされたもの ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢又はドレッシングタイプ調味料が充てんされたもの
7	小さな金属類	主として金属でできているもの（以下「金属製」という。）（この表の3項及び6項に該当するものを除く。）
8	粗大ごみ	他の区分に関わらず、金属製で一边が30センチメートル以上のもの及び金属製以外で一边が50センチメートル以上のもの（ただし、かさの骨、蛍光灯、この表の3項、5項のうちプラスチック製容器包装に該当するもの、6項のうちびん・ペットボトルに該当するもの、9項及び10項に該当するものを除く。）
9	古紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙）	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙（新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙） （汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙を除く。）
10	古布	主として繊維でできている製品（衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー（汚れや破れのあるもの、綿入りのものを除く。））

※8 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトルを除く。）のこと（ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。）

(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

	分別の区分	説明
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー(チラシ、名刺、封筒、包装紙、紙袋、付せん紙等の細かな紙類、シュレッダー紙など。)などであって資源化可能なもの(製紙原料として不適当なもの(古紙標準品質規格(公益財団法人古紙再生促進センター)を参照。)を除く。)
2	木くず、生ごみ、古布	樹木のせん定枝、食品の食べ残し、衣類など(資源化する場合に限る。)
3	焼却に適したもの	この表の1項及び2項に属さないもののうち、焼却に適したもの
4	焼却に適さないもの	この表の1項及び2項に属さないもののうち、焼却に適さないもの

(3) し尿及び浄化槽等汚泥

	分別の区分	説明
1	し尿	一般家庭及び事業活動等に伴い設置された仮設トイレからくみ取るし尿
2	浄化槽等汚泥	浄化槽(浄化槽法の一部を改正する法律に規定する既存単独処理浄化槽を含む)、建築物の地下階や低層階において、便所と連結してし尿を又はし尿及び雑排水を一時的に貯留する槽(ビルピット)及びディスポーザ排水処理システム(以下、「浄化槽等」という。)から発生する汚泥

(4) その他

	分別の区分	説明
1	動物の死体	遺棄動物の死体に限る。
2	不法投棄	本市が定めた排出方法に従わず投棄された廃棄物
3	いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物	横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例(平成28年9月横浜市条例第45号)第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物
4	地域清掃ごみ、その他	地域清掃活動に伴って生じた廃棄物など

(5) 排出禁止物(条例第30条第1項関連)

本市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

	分別の区分	説明
1	排出禁止物(条例第30条第1項関連)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。)であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、FRP船、パーソナルコンピューター(別表3の専用の回収ボックスで回収する小型家電に該当するものを除く。)、消火器、大量の自転車、タイヤ(自動車、バイク)、自動車・二輪車(電動アシスト自転車を除く。)、用バッテリー、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油・塗料・薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物(非飛散性のものを除く。)、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの(以下「石綿含有一般廃棄物」という。)

8 処理計画

(1) 家庭ごみ

ア 行政回収

以下の表に従い、集積場所（利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を本市に申し出て、本市が収集可能であると確認した場所のみとする。）ごとに指定された曜日の朝8時までに出す。

ただし、粗大ごみについては、申込みの際に指定された日の朝8時まで指定された場所に排出するものとし、ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取り決めによる。

なお、一度に多量に出るごみなど、収集作業に支障を生じるもの（以下「一時多量ごみ」という。）については、行政回収の対象外とするため、「イ 自己搬入等」に従い処理することとする。

	分別の区分	排出方法	収集運搬方法 (収集運搬主体)	搬入先・ 処分方法
1	燃やすごみ	透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。なお、小型家電（※9）のうち、二次電池が取り外せないものは、それだけを透明または半透明の袋に入れて排出。	週2回、集積場所にて燃やすごみの日に収集。（市）	別表2のとおり
2	燃えないごみ	購入時の箱や新聞紙などで包み、製品名を表示して排出（ただし、砂利や土等割れない細かいものは袋に入れて排出。）。		
3	スプレー缶	中身を出し切り、透明又は半透明の袋で排出。		
4	電池類	電池を使い切った状態で、端子部分に絶縁処理をして透明又は半透明の袋で排出。ただし、膨張又は破損しているもの及びポータブル電源については「イ 自己搬入等」に従うこと。		
5	プラスチック資源	透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。（中身が入っていたものについては、中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて排出。）	週1回、集積場所にてプラスチック資源の日に収集。（市委託）	
6	缶・びん・ペットボトル	ふた（缶はふたと本体が分離した場合に限る。）やラベルははずして中を軽くすすぎ、缶・びんはつぶさず、ペットボトルはつぶし、缶・びん・ペットボトルを一緒に透明若しくは半透明の袋、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付き容器で排出。	週1回、集積場所にて缶・びん・ペットボトルの日に収集。（市委託）	
7	小さな金属類	袋に入れずに排出（ただし、細かく、散乱するおそれのあるものは透明又は半透明の袋に入れて排出。刃物等危険なものは新聞紙などで包み製品名を表示して排出。）。		
8	粗大ごみ	電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの。）又は、受付番号を記載した紙（電子決済により手数料を納付又は減免の場合）を貼付して排出。ただし、膨張又は破損した粗大ごみの規格に該当する二次電池については「イ 自己搬入等」に従うこと。	申込みの際に指定した日及び場所にて収集。（市委託）	
9	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出（その他の紙で大きさの揃わないものや、細かいものは、紙袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出。）。	ふれあい収集のみ収集。（市）	
10	古布	透明又は半透明の袋で排出。		

※9 小型家電とは、電気、電池で作動する金属製で一辺が30センチメートル未満、金属製以外で一辺が30センチメートル未満の製品（蛍光灯、電球を除く。）をいう。

イ 自己搬入等

以下の表に従い、排出者自ら又は排出者から収集運搬の委託を受けた者（以下「収集運搬業者等」という。）が搬入する。排出方法については、８（１）アに従うものとする。ただし、小型家電のうち二次電池が取り外せないもの及び水銀式の体温計・血圧計・温度計の排出にあたっては、事前に本市に相談すること。

なお、排出者自らが搬入する場合のうち、センターリサイクル、専用の回収ボックス及び資源循環局事務所に搬入されたものについては、その後別表２に従い、市が搬入先へ搬入する。ただし、小型家電回収ボックスに搬入されたものについては、神明台ストックヤードへ搬入することとする。

分別の区分等			搬入方法		搬入先・ 処分方法
			排出者自らが搬入	収集運搬業者等が搬入	
1	燃やすごみ		ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に申し込み、搬入先へ搬入。	本市が指定する方法により、搬入先へ搬入。	排出者自らが搬入する場合は別表3、収集運搬業者等が搬入する場合は別表4のとおり。
2	燃えないごみ	蛍光灯及び電球	搬入先へ搬入。なお、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場への搬入の場合は、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所（北部事務所を除く。）に申し込み、搬入。	本市が別途定める方法により申し込み、指定する方法で搬入先へ搬入。	
		蛍光灯及び電球以外		本市が指定する方法により、搬入先へ搬入。	
3	スプレー缶		搬入先へ搬入。	本市が別途定める方法により申し込み、指定する方法で搬入先へ搬入。	
4	電池類		搬入先へ搬入。ただし、膨張又は破損しているもの及びポータブル電源については、資源循環局事務所（北部事務所を除く。）へ搬入。		
5	プラスチック資源		搬入先へ搬入。		
6	缶・びん・ペットボトル	缶・びん	排出者から処分の委託を受けた者（「処分業者等」という。）が指定する方法で搬入先へ搬入。		
		ペットボトル	本市が別途定める方法により申し込み、指定する方法で搬入先へ搬入。		
7	小さな金属類		本市が別途定める方法により申し込み、指定する方法で搬入先へ搬入。		
8	粗大ごみ		電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール（手数料納付済みのもの。）又は、受付番号を記載した紙（減免の場合。）を貼付して搬入。ただし、栄ストックヤードに搬入する場合は、電子決済による現地での支払いができる。	本市が別途定める方法により申し込み、指定する方法で搬入先へ搬入。ただし、可燃性のものは、この表の1項の収集運搬業者等が搬入する場合に従い、搬入することができる。	
9	古紙		搬入先へ搬入。	処分業者等が指定する方法で搬入先へ搬入。	
10	古布				

ウ 資源集団回収（※10）

	分別の区分	排出方法	収集方法 (収集運搬主体)	搬入先	処分方法 (処分主体)
1	古紙（紙類）	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契約による。 (登録団体又は登録業者)	民間処理施設	資源化・再使用 (処分業者等)
2	古布（布類）				
3	缶（金属類）				
4	びん（びん類）				

※10 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。

(2) 事業系ごみ（事業活動に伴って生ずる一般廃棄物）

以下の表に従い処理等を行うものとし、本市の処理施設に搬入する場合は、条例第36条に基づく届出を行うこととする。

なお、条例第26条第1項第1号及び第2号に定める廃棄物であって、7(1)の表の1項に該当するものは、本市の収集に支障がない場所に排出し、処理等の方法は8(1)アの表の1項のとおりとする。

	分別の区分	排出方法	収集運搬方法 (収集運搬主体)	搬入先	処分方法 (処分主体)
1	古紙	産業廃棄物を混入させることなく、収集運搬主体又は処分主体との契約等に従い分別し排出。排出は、家庭ごみの集積場所に行き、事業活動を行う敷地内に行う。	事業者自らが運搬又は収集運搬業者等が収集運搬。 (事業者又は収集運搬業者等)	資源化を行う民間処理施設	資源化（処分業者等）
2	木くず、生ごみ、古布			9(2)に定める焼却工場	焼却（市）
3	焼却に適したもの			9(3)に定める最終処分場	埋立て（市）
4	焼却に適さないもの				

(3) し尿及び浄化槽等汚泥

	分別の区分	収集運搬方法 (収集運搬主体)	搬入先	処分方法 (処分主体)
1	し尿	一般収集：おおむね2回収集。 臨時収集：申請により収集。（※11）（市）	9(8)に定める検認所	下水道施設による処理（市）
2	浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集運搬。 (収集運搬業者等)		

※11 臨時収集については、事業活動等に伴い設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する（手数料の徴収有）。

(4) その他

	分別の区分	排出方法	収集方法 (収集運搬主体)	搬入先	処分方法 (処分主体)
1	動物の死体	—	適宜収集（市委託）	9(2)に定める焼却工場	焼却（市）
2	不法投棄	—	適宜収集（市）	8(1)アに従う。	
3	いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる。（市又は市委託）		
4	地域清掃ごみ、その他	随時排出	適宜収集（市）		
5	焼却灰	—	9(2)に定める焼却工場から運搬（市委託）	9(3)に定める最終処分場	埋立て（市）
				資源化を行う民間処理施設	資源化（市委託）

(5) 排出禁止物（条例第30条第1項関連）

	分別の区分	排出方法	収集方法 (収集運搬主体)	搬入先	処分方法 (処分主体)
1	排出禁止物（条例第30条第1項関連）	石綿含有一般廃棄物以外の排出禁止物は、メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理。ただし、廃油・塗料・薬品類については、当該品目を処分可能な一般廃棄物処分業許可業者がある場合は、許可業者に収集運搬を委託し当該一般廃棄物処分業許可業者の施設に搬入することも可能。			
		石綿含有一般廃棄物は、飛散防止、梱包の上排出。	排出者自ら又は収集運搬業者等が搬入先へ搬入。	9(3)に定める最終処分場	埋立て（市）

9 処理施設等の概要

(1) 中継施設

	名称	所在地	処理能力	中継方式
1	神奈川輸送事務所	神奈川区新浦島町2-4-2	400 t/日	コンパクト方式
2	戸塚輸送事務所	戸塚区名瀬町443-1	200 t/日	コンパクト方式
3	神明台輸送事務所	泉区池の谷3949	500 t/日	コンパクト方式
4	保土ヶ谷輸送事務所	保土ヶ谷区狩場町395-2	500 t/日	コンパクト方式

(2) 焼却工場

	名称	所在地	処理能力	焼却炉型式
1	鶴見工場	鶴見区末広町1-15-1	1,200 t/24h	三菱マルチン式
2	旭工場	旭区白根2-8-1	540 t/24h (破碎設備 剪断式 37.5 t/5h)	三菱マルチン式
3	JFE横浜金沢マリンエネルギーセンター（金沢工場）	金沢区幸浦2-7-1	1,200 t/24h (灰溶融設備 60 t/24h 休止中)	日本鋼管フェルント式
4	都筑工場	都筑区平台27-1	1,200 t/24h (破碎設備 剪断式 37.5 t/5h)	三菱マルチン式

(3) 最終処分場

	名称	所在地	埋立方法	埋立面積	全体容積
1	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先	薄層散布方式	16.4ha	4,291,000m ³

(4) 資源化施設

	名称	所在地	処理能力	処理方式
1	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1-15-1	不燃性粗大ごみ 100t/5h 可燃性粗大ごみ 150t/5h(2基) 缶・びん・ペットボトル 50t/5h(2系列)	選別、圧縮
2	緑資源選別センター	緑区上山1-3-1	A棟：缶・びん・ペットボトル 25t/5h(2系列) B棟：缶・びん・ペットボトル 35t/5h(2系列)	選別、圧縮
3	金沢資源選別センター	金沢区幸浦2-7-1	缶・びん・ペットボトル 30t/5h(1系列)	選別、圧縮
4	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1921-12	缶・びん・ペットボトル 60t/5h(2系列)	選別、圧縮

(5) 資源物保管施設

	名称	所在地
1	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1-15-1
2	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町355
3	旭ストックヤード	旭区白根2-8-1
4	金沢ストックヤード	金沢区幸浦2-7-1
5	都筑ストックヤード	都筑区平台27-1
6	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町2-4-2
7	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町443-1
8	栄ストックヤード	栄区上郷町1570-1
9	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949-1

(6) リユース品ヤード

	名称	所在地
1	栄リユース品ヤード	栄区上郷町1570-1
2	神明台リユース品ヤード	泉区池の谷3949-1

(7) 粗大金属ヤード

	名称	所在地
1	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町1570-1
2	神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷3949-1

(8) し尿検認所

	名称	所在地	処理能力	処理方式
1	磯子検認所	磯子区新磯子町38	500m ³ /日	分離、脱水処理

(9) 処理施設等の受入基準

施設名	搬入禁止物
鶴見工場 旭工場 金沢工場 都筑工場	・資源化可能な古紙 ・産業廃棄物（「横浜市が処分する産業廃棄物」（横浜市告示第247号）に記載された産業廃棄物を除く。） ・特定家庭用機器廃棄物 ・焼却不適物（不燃物、液体、大量の粉末、直径20センチメートル以上又は長さ50センチメートル以上のもの（破砕機を使用する場合は長さ300センチメートル以上のもの。）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第300号）第2条に規定するもの。）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの。）
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	・PCBが付着又は混入しているもの ・油分が付着又は混入しているもの ・水中に投じて油膜が生じるもの ・水中に投じて浮遊するもの ・毒物・劇物（廃棄物除去剤が付着又は混入しているものを含む）（※12） ・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの ・中空であるもの ・概ね30cmを超えるもの ・可燃物

※12 水銀使用製品廃棄物（水銀式の体温計や血圧計）も該当

10 条例別表第1 関連

(1) 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先

	搬入先	所在地
1	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
2	長坂谷ストックヤード	緑区寺山町745番地の45
3	栄ストックヤード	栄区上郷町1570番地の1
4	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1

(2) 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設

	施設名	所在地
1	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
2	旭工場	旭区白根二丁目8番1号
3	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
4	都筑工場	都筑区平台27番1号
5	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧4番の1地先
6	神明台ストックヤード	泉区池の谷3949番地の1
7	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1

別表 1

(1) ごみと資源の処理計画量

ア 家庭系のごみ量

(単位：トン)

焼却量				直接埋立量			計
燃やすごみ	選別可燃残さ 処理	その他ごみ	粗大ごみ	その他ごみ	粗大ごみ	燃えないごみ (資源化残さ分)	
485,955	10,839	4,093	15,345	49	140	91	516,512

イ 家庭系の資源化量

(単位：トン)

行政回収									計
缶	びん	ペット ボトル	ガラス残さ	小さな金属	プラスチック 資源	スプレー缶	古紙	古布	
7,635	13,734	14,022	4,195	3,718	49,291	607	985	450	
蛍光灯・電球	電池類	粗大金属	羽毛布団	衣装ケース	小型家電	燃えないごみ	選別可燃 残さ(袋)	その他 (水銀含有製品)	
46	437	5,970	9	93	140	1,107	432	0.2	102,872
資源集団回収					計				
缶	びん	小さな金属	古紙	古布					
904	10	0	107,226	7,743					

ウ 事業系のごみ量

(単位：トン)

焼却量	直接埋立量	計
燃やすごみ	燃えないごみ	
260,395	1,927	262,322

エ 処理内訳

(単位：トン)

焼却量	直接埋立量	資源化量	計
776,628	2,207	218,754	997,589

オ 焼却残さ(直接埋立、汚泥分除く)

(単位：トン)

埋立	資源化	計
105,068	1,800	106,868

(2) し尿等処理計画量(※13)

(単位：キロリットル)

し尿	浄化槽等汚泥	計
6,311	27,168	33,479

※13 し尿処理の状況は、本市人口のうち、くみ取り処理約0.03%、浄化槽処理約0.21%と推計されており、99%以上が下水道処理されている。

※ 表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

別表2 行政回収の場合

分別の区分		搬入先(中継施設は除く)																	(処分方法)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	南本牧場最終処分場	鶴見資源化センター	緑資源選別センター	金沢資源選別センター	戸塚資源選別センター	鶴見ストックヤード	保土ヶ谷ストックヤード	旭ストックヤード	金沢ストックヤード	都筑ストックヤード	神奈川ストックヤード	戸塚ストックヤード	栄ストックヤード			神明台ストックヤード	栄リユース品ヤード	神明台リユース品ヤード	栄組大金属ヤード	神明台大金属ヤード	民間処理施設																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
1	燃やすごみ	●	●	●	●													▲	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

別添3 家庭ごみを排出者自らが搬入する場合

搬入先										(処分方法)	備 考	
分別の区分等	専用の回収ボックス											
	資源回収ボックス	小型家電回収ボックス	小型充電式電池リサイクルボックス	水銀体温計回収ボックス	資源循環局事務所							
1 燃やすごみ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の小型家電に限る。(申込不要)	
2 燃えないごみ												
											▲水銀式の体温計に限る。 なお、水銀式の体温計は専用の回収ボックスへの投入、水銀式の血圧計・温度計は区役所及び資源循環局事務所の受付窓口への搬入に限る。	
3 スプレー缶												
4 電池類										▲2	▲1影強、破損していないリサイクルマークのある小型充電式電池及びモバイルバッテリーに限る。 ▲2影強又は破損しているもの及びポータブル電源は資源循環局事務所の受付窓口に限る。	
5 プラスチック資源												
6 缶・びん・ペットボトル												
7 小さな金属類											▲30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の小型家電に限る。	
8 粗大ごみ												
9 古紙											▲段ボールを除く	
10 古布												

※14 各区の資源循環局事務所（緑区は長坂谷ストックヤード、英区は栄ストックヤード）

別表4 家庭ごみを収集運搬業者等が搬入する場合

別表4 家庭ごみを収集運搬業者が搬入する場合

分別の区分等	搬入先										(処分方法主体)	備考
	鶴見工場	旭工場	金沢工場	都筑工場	南本最終処分場5Fロック	鶴見資源化センター	長坂谷ストックヤード	栄ストックヤード	神明台ストックヤード	民間処理施設		
1 燃やすごみ	●	●	●	●							焼却(市)	
2 燃えないごみ									●		資源化(市委託)	
					●						埋立て(市)	
3 スプレー缶									●		資源化(市)	
4 電池類									●		資源化(市委託・一般廃棄物広場認定の排出者登録による処理)	
5 プラスチック資源									●		資源化(市委託)	
6 缶・びん・ペットボトル										●	資源化(処分業者等)	
									●		資源化(市)	
7 小さな金属類									●		資源化(市)	
8 粗大ごみ	▲	▲	▲	▲		●	●	●	●		焼却・資源化・埋立て(市)	▲可燃性のものに限る。
9 古紙										●	資源化(処分業者等)	
10 古布										●	資源化(処分業者等)	

2 再生利用等促進物の指定

告示番号	告示年月日	指定する再生利用等促進物	指定期日
第 154 号	平成 7 年 5 月 25 日	食品容器としてのリターナブルびん 事業活動に伴って発生した古紙	平成 7 年 6 月 1 日
第 156 号	平成 8 年 5 月 15 日	食品容器としてのアルミ缶, スチール缶, ワンウェイびん	平成 8 年 6 月 1 日
第 264 号	平成 8 年 10 月 25 日	食品容器としてのペットボトル, 紙パック	平成 9 年 4 月 1 日
第 80 号	平成 12 年 3 月 24 日	食品用発泡スチロールトレイ	平成 12 年 4 月 1 日

3 適正処理困難物の指定

告示番号	告示年月日	適正処理困難物	指定期日
第 252 号	平成 7 年 12 月 5 日	指定 スプリングマットレス 大型テレビ (25 型以上) 大型冷蔵庫 (250 リットル以上)	平成 7 年 12 月 5 日
第 440 号	平成 13 年 3 月 23 日	指定の解除 大型テレビ (25 型以上) 大型冷蔵庫 (250 リットル以上)	平成 13 年 4 月 1 日
第 367 号	平成 17 年 8 月 25 日	指定 アスベストを含むもの	平成 17 年 8 月 25 日

4 美化推進重点地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅周辺地区 東神奈川駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 2.1 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日
二俣川駅周辺地区 中山駅周辺地区 センター地区 東戸塚駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日
南区総合庁舎・阪東橋駅周辺地区	平成 28 年 4 月 1 日
日吉駅周辺地区	平成 30 年 10 月 1 日
大船駅周辺地区	令和 3 年 4 月 1 日
新子安駅周辺地区	令和 8 年 4 月 1 日

5 自動販売機の届出対象地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅周辺地区 東神奈川駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 2.1 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日
二俣川駅周辺地区 中山駅周辺地区 センター地区 東戸塚駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日
南区総合庁舎・阪東橋駅周辺地区	平成 28 年 4 月 1 日
日吉駅周辺地区	平成 30 年 10 月 1 日
大船駅周辺地区	令和 3 年 4 月 1 日
新子安駅周辺地区	令和 8 年 4 月 1 日

6 喫煙禁止地区の指定

指定地区名	指定年月日	区域変更年月日
横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区	平成20年1月21日	横浜駅周辺地区（拡大） 平成21年3月10日、令和5年10月1日、令和8年8月1日 みなとみらい21地区（拡大） 令和2年7月1日
鶴見駅周辺地区 東神奈川駅周辺地区	平成21年3月10日	
新横浜駅周辺地区	平成22年3月1日	
戸塚駅周辺地区	平成30年3月1日	
二俣川駅周辺地区	平成30年10月1日	
日吉駅周辺地区	令和8年8月1日	

7 横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第 324 号

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和 46 年 12 月横浜市告示第 247 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

平成 30 年 4 月 25 日 横浜市長 林 文 子

第 1 横浜市の焼却施設で処分する産業廃棄物

種 類	1 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。） 2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの 3 その他特に市長が適当と認めたもの
量	1 1 日平均 100 キログラム以下とし、これを合わせて 1 箇月 3 トン以下 2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1 箇月 10 立方メートル以下 3 ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、1 及び 2 の規定によらないものとする。
形 状	あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね 50 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの。ただし、その他特に市長が適当と認めたものについては、市長の指示に従い適切な形状にしたもの
排 出 者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の焼却施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬 入 者	上記の届出をした事業者
備 考	横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

第 2 横浜市の最終処分場で処分する産業廃棄物

種 類	1 燃え殻 2 汚泥 3 鉱さい 4 ばいじん 5 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 6 ゴムくず 7 金属くず 8 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。） 9 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。） 10 その他特に市長が適当と認めたもの ただし、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
形 状 等	1 ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの 2 油分が付着し、又は封入されていないもの 3 水中に投じて油膜が生じないもの 4 水中に投じて浮遊しないもの 5 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条に規定する毒物、劇物及び特定毒物）が付着し、又は混入されていないもの 6 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの 7 中空の状態でないもの 8 燃え殻については、熱しやく減量 15 パーセント以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 9 汚泥については、水分 85 パーセント以下であって、流動性がなく、別表に示す判定基準に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあつては、焼却施設等で熱しやく減量 15 パーセント以下にしたもので、別表に示す判定基準に適合するもの 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 10 鉱さいについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの 11 ばいじんについては、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもので、別表に示す判定基準に適合するもの 12 廃プラスチック類については、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に熔融固化したもので比重 1.1 以上であるもの 13 ゴムくずについては、おおむね最大径 15 センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径 30 センチメートル以下に熔融固化したもので比重 1.1 以上であるもの 14 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類については、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの

形状等	15 感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの 16 その他特に市長が適当と認めたものについては、おおむね最大径 30 センチメートル以下に破碎し、又は切断したもので、別表に示す判定基準に適合するもの
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の最終処分場へ搬入することについて、あらかじめ、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
備考	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について、搬入を制限することがある。

(備考)

- ※印のあるものについては、基準値以下であっても性状により埋立てを不適当とすることがある。
- 溶出試験は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年環境庁告示第 13 号）による。
- ダイオキシン類の試験は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成 4 年厚生省告示第 192 号）別表第 1 に定める方法による。

別表

判 定 基 準

	項 目	基準値（溶出試験、ダイオキシン類のみ含有量試験）
有害物質	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 mg/1 以下
	カドミウム又はその化合物	0.09 mg/1 以下
	鉛又はその化合物	0.3 mg/1 以下
	有機燐化合物	0.2 mg/1 以下
	六価クロム化合物	0.5 mg/1 以下
	ひ素又はその化合物	0.3 mg/1 以下
	シアン化合物	1 mg/1 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/1 以下
	トリクロロエチレン	0.1 mg/1 以下
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/1 以下
	ジクロロメタン	0.2 mg/1 以下
	四塩化炭素	0.02 mg/1 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/1 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/1 以下
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/1 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/1 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/1 以下
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02 mg/1 以下
	チウラム	0.06 mg/1 以下
	シマジン	0.03 mg/1 以下
	チオベンカルブ	0.2 mg/1 以下
	ベンゼン	0.1 mg/1 以下
	セレン又はその化合物	0.3 mg/1 以下
	1, 4-ジオキサン	0.5 mg/1 以下
	ダイオキシン類	3 ng-TEQ/g 以下
一般性状	※水分	85 %以下
	※含油量	5 %以下

8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策

制 定 平成3年9月25日告示第217号
最近改正 令和2年6月5日告示第435号

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成3年9月横浜市条例第31号）第3条の規定に基づき、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合施策を次のとおり定め、平成3年10月1日から実施する。

平成3年9月25日 横浜市長 高秀 秀信

1 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止するためには、自動車及び船舶を放置し、又は放置させることのない環境づくりが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

(1) 所有者等による処理の推進

事業者等による回収ルートの周知及び処理業者に関する情報提供を行うことにより、所有者等による自動車及び船舶の適正な処理を促進し、放置の防止を図ります。

(2) 啓発及び広報活動の推進

横浜市の広報媒体及びキャンペーン活動を通じた啓発及び広報活動を継続的に実施します。

(3) 放置防止対策に関する助言及び指導

放置防止対策を講じようとする土地所有者等に対し、助言及び指導を行います。

(4) パトロールの実施

放置を防止するため、計画的なパトロールを行い、状況に応じパトロール重点区域を設定する等効率的なパトロールの実施体制を整備します。

2 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画

放置自動車及び沈船等を適正に処理するためには、その発見から最終処分までの手続を円滑かつ公正に行うことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

(1) 放置状況の把握

情報収集を円滑に行うため、自動車及び船舶について、通報の受付体制を整備します。また、調査開始後の手続を効率的に進めるため、パトロール等に

より放置状況の把握に努めます。

(2) 調査

放置されている自動車及び船舶については、横浜市の職員が実地に厳正な調査を行います。

(3) 廃物の処分等

廃物が市民生活に与える影響を最小限にとどめるため、迅速な処分等を行うことができる体制を整備します。また、廃物のうち再資源化が可能な部分については、原材料として利用する等リサイクルに配慮します。

(4) 放置した者に対する措置

放置した者に対しては、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例その他関係法規を活用し、厳正な措置を講じます。

3 事業者等及び市民の協力に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止し、及びこれらを適正に処理するためには、横浜市、事業者等及び市民が一体となって取り組むことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目に重点を置いて、事業者等及び市民の協力を求めます。

(1) 事業者等の協力

事業者等による回収を促進するため、回収ルートの拡充及び周知並びに新たな回収方法の整備について、協力を求めます。また、啓発及び広報活動を含め、放置を防止するための積極的かつ自発的な活動を求めます。

(2) 市民の協力

周辺環境への関心を高めるとともに、情報提供その他日常生活において可能な協力を求めます。特に環境事業推進委員等廃棄物処理にかかわりの深い市民には、市民活動のリーダーとして、幅広い協力を求めます。

(3) 市民団体等の協力

市民団体が行う活動及び地域における活動の中に啓発及び広報活動をはじめ、放置防止及び適正処理に関する活動を取り入れるよう協力を求めます。

(4) 地域的美観保持

横浜市、事業者等及び市民が一体となって地域的美観を保持することにより、放置し、又は放置させることのない環境づくりへの協力を求めます。

第3 事業年表

1 沿革（昭和以前）

明治	初期	・し尿のくみ取り及びごみの処理は、業者が外国人居留地や市街地の一部を行っていたと伝えられる。
	33年	・「汚物掃除法」が發布され、し尿のくみ取りについては依然業者が行っていたが、ごみの処理は市の直営に移され、それを民間の業者に請負わせていた。
大正	7年	・ごみの処理が、市衛生課の直営となった（各戸に備えられたごみ箱から収集）。
	13年	・市の直営によるくみ取りが開始され、公共施設及び申請のあった一部民家等を対象にし尿処理が行われた。
昭和	6年	・滝頭じんかい処理所竣工（昭和31年廃止）
	18年	・第二次世界大戦激化に伴い清掃事業はほとんど休止となった。
	21年	・各区にごみ取扱出張所を設置、戦後はじめて汚物の収集を行った（12世帯につき1個備えられたごみ箱から収集）。
	26年	・清掃局発足
	29年	・「汚物掃除法」が廃止され、新たに「清掃法」施行。それに伴い「横浜市清掃条例」、「清掃規則」施行
	35年	・ごみ箱を無くして設置した集積場所から収集する定時制収集方式を3,225世帯を対象にはじめた（昭和45年度に全市実施）。
	39年	・ごみ質の定常分析が開始された。
	40年	・「（旧）鶴見工場」竣工（昭和55年7月廃止）
	42年	・「横浜市し尿処理問題研究会」を設置、同年11月同会より人頭制採用等の報告が出された。
	44年	・し尿くみ取り料金を人頭制に切り替えた。 ・焼却工場近代化の緒「磯子工場」竣工（昭和59年3月廃止） ・粗大ごみの収集開始
	45年	・清掃協力員制度発足 ・「清掃法」が全面改正され、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」制定
	46年	・「廃棄物処理法」の施行に伴い、「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「横浜市廃棄物の処理及び清掃に関する規則」公布、施行
	47年	・清掃施設見学会、清掃主婦講座等開催
	48年	・局名を「清掃局」から「環境事業局」に変更 ・し尿くみ取り制度を許可制から委託制に移行 ・余熱利用施設を併設した「旭工場」竣工 ・神明台処分地開設（平成23年3月埋立終了） ・磯子検認所新設
	49年	・余熱利用施設を併設した「港南工場」竣工（平成18年11月廃止）
	50年	・港北輸送事務所竣工（平成16年3月廃止）
	51年	・余熱利用施設を併設した「南戸塚工場」（栄工場）竣工（平成17年10月廃止）
	53年	・「ヨコハマさわやか運動」が発足 ・通産省工業技術院が金沢区に建設した都市ごみ再資源化実験プラント（スターダスト'80）の運転研究開始（昭和57年終了）
	54年	・「ヨコハマさわやか運動」の一環として「さわやか号」3台を3特別事務所（粗大ごみ）に配備
	55年	・余熱利用施設を併設した「保土ヶ谷工場」竣工（平成22年3月停止） ・環境事業協力員制度（旧 清掃協力員制度）10周年を記念して、協力員の表彰を実施
	56年	・ごみの資源化・減量化をテーマにした「資源化展」実施 ・し尿処理委託業者（陸上）の業務転換を開始（22業者264台を対象）
	57年	・第1回資源集団回収優良団体表彰式を実施
	58年	・焼却残灰再利用施設（栄工場内）稼働 ・「横浜市リサイクルセンター」（自転車リサイクルセンター）開設（平成16年3月廃止） ・資源集団回収実施団体への物品助成を開始
	59年	・使用済み乾電池の分別収集を開始。 ・磯子輸送事務所竣工（平成17年3月廃止） ・余熱利用施設を併設した「北部工場」（現在の都筑工場）竣工
	60年	・「第1次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 ・「環境事業さわやかママさん懇談会」発足 ・散乱ごみ防止を目的とする「よこはまクリーンキャンペーン」実施 ・全国初の全電動ごみ収集車の試用を開始

	61年	・金沢区「海の公園」であき缶回収システム（デポジット方式の実験）開始（平成13年3月終了）
	62年	・一般家庭ごみ全市域週3回収実施 ・第3回トレイシンポジウムを横浜で開催 ・戸塚輸送事務所竣工

2 平成以降の事業

年	月日	横浜市	月日	国等
平成元年 (1989年)	3. 25 4. 1 5. 31 7. 1 11. 1 11	横浜博覧会開催（10月1日まで） し尿処理手数料を集金制から口座振替制・納入通知書に切り替え 横浜市清掃事業料金受託（株）へのし尿処理手数料収納委託業務の廃止 資源集団回収実施団体への助成を定額制による奨励金に変更 直接搬入ごみの本市施設への事前申告制を採用 再生紙の導入（当局→12月に全庁に導入）		
平成2年 (1990年)	1 4. 23 6. 1 6. 23 9. 19 10. 1 12. 12	古紙回収モデル事業の実施（当局） 環境事業シンボルキャラクターを「クリーンバード」に決定 特別事務所（粗大ごみ）を廃止し、一般収集事務所（家庭ごみ）に業務を統合 ごみ収集車色彩デザインコンペを実施し、市民投票により収集車色彩デザインを変更 鶴見工場建設工事着工 粗大ごみ収集方式を、ステーション方式から電話申し込みによる申告制戸別収集方式に変更 資源集団回収実施団体への助成を従量制（3円/kg）による奨励金に変更 し尿処理委託業者（陸上）の業務転換を実施（10業者12台） 資源ごみ分別収集モデル事業開始（旭区、緑区の5万世帯を対象）	12	「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」制定
平成3年 (1991年)	3. 31 4. 1 4. 12 4. 23 8. 1 9 9. 25 10. 16 12 12. 4	し尿・浄化槽汚い海洋投入処分の廃止に伴い、出田検認所廃止 し尿処理委託業者（海上）の業務転換を実施（6業者6隻） 「第2次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 し尿・浄化槽汚い全量陸上処理の開始に伴い、全量を磯子検認所で受入れ 港南リサイクルプラザ開設（平成23年3月31日廃止） みなとみらい21地区集じんセンター「みなとみらい21・クリーンセンター」（管路収集事業）一部稼動（平成30年3月31日廃止） 神明台輸送事務所竣工 小学校拠点あき缶回収事業開始 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」「同施行規則」の公布（10月1日施行） 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策」の告示 資源ごみ分別収集モデル事業拡大（旭区、緑区、南区、港南区、磯子区の10万世帯を対象） オフィス古紙リサイクルマニュアル作成 事業系ごみ減量化・資源化説明会開催	4. 26 10. 5 10. 5	「再生資源の利用の促進に関する法律」の公布（10月25日施行） 「廃棄物処理施設整備緊急措置法」改正 「廃棄物処理法」の一部改正（平成4年7月4日施行）※1
平成4年 (1992年)	3 5. 1 6. 1 7. 1 9. 25 10. 23 11. 11	広報ビデオ 「ごみ新時代」～減量化・資源化に向けて～作成 グリーンコンポスト事業開始（平成24年3月31日廃止） 家庭用コンポスト容器購入助成事業開始（平成28年3月31日廃止） 北部リサイクルプラザ開設（平成23年3月31日廃止） 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の公布（平成5年4月1日施行） 「横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会規則」の公布（11月1日施行、審議会設置） 横浜市オフィス町内会設立	5. 27 12. 16	「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」公布 「廃棄物処理法」改正※1 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）」公布 ※1 廃棄物の輸出入規制

年	月日	横浜市	月日	国等
平成 5 年 (1993年)	2. 25	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」の公布（4月1日施行）	9. 17	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約）加入
	3	北部資源選別センター（緑資源選別センター）竣工 缶・びんの分別収集を市内30%で本格実施	10. 1	「排水基準を定める総理府令」改正
	3. 31	「横浜市一般廃棄物処理第1期推進計画、実施計画」策定	11. 19	「環境基本法」公布
	4	環境事業協力員制度から発展させた環境事業推進委員制度を発足		
	6. 17	みなとみらい21リサイクル推進協議会設立		
	7	一般廃棄物処理基本計画策定		
	9～10	各区及び市減量化・リサイクル推進協議会設置		
	9～1	各区不法投棄防止対策会議設置		
	11	南本牧廃棄物最終処分場開設（平成30年3月31日埋立終了）		
平成 6 年 (1994年)	1. 1	し尿処理及び浄化槽汚泥処理手数料の無料化	3	廃棄物処理法第6条の3の規定に基づく一般廃棄物の指定（ゴムタイヤ、大型テレビ、大型冷蔵庫、スプリング入りマットレス）
	1. 14	横浜市一般廃棄物処理基本計画策定		
	3. 2	横浜市庁内ごみ減量化・資源化推進本部の設置		
	3	生ごみたい肥化実験プラントの設置 神奈川輸送事務所竣工		
	6. 24	包装の適正化及び包装材の回収・リサイクルに関する指針策定		
	6～7	粗大ごみからの冷媒用フロン回収、市内全域実施		
	9. 14	旭工場着工		
	10	缶・びんの分別収集を市内45%で実施		
	11. 6	港北区と緑区が再編成され青葉区と都筑区が新設 行政区再編成により北事務所を都筑事務所に、北部工場を都筑工場に、北部リサイクルプラザを青葉リサイクルプラザ（平成23年3月31日廃止）とする		
平成 7 年 (1995年)	2. 1	長坂谷輸送事務所開設（平成11年3月廃止）	6. 16	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の公布（12月15日第1段階施行、平成9年4月1日本格施行）※1
	2. 27	泉事務所開設		
	3. 24	「横浜市リサイクル施設条例」「同施行規則」の公布（4月1日施行）（平成22年度末条例廃止）		
	3. 31	鶴見工場竣工 し尿処理委託業者（陸上）の業務転換を完了（19業者81台）		
	4. 1	鶴見リサイクルプラザ開設（平成23年3月31日廃止） し尿収集を北部事務所で直営により開始		
	6. 1	再生利用等促進物の指定（リターナブルびん及び事業系古紙）		
	6. 5	「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の一部改正（平成8年4月1日施行）		
	6. 29	「適正処理困難物の指定」について答申（平成5年12月20日諮問）		
	7. 1	北部資源選別センターを緑資源選別センターとする		
	7. 5	戸塚資源選別センター稼働		
	9. 25	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」の公布（平成8年4月1日施行）		
	9. 28	金沢工場着工		
	10. 1	鶴見資源化センター開設		
	10. 11	市内全域で「缶・びんの分別収集」実施		
	11. 7	「今後のごみ処理経費の適正負担とこれに伴うごみ処理のあり方」について答申（平成6年7月25日諮問）		
				※1 ガラス製容器、ペットボトルについて9年度から再商品化義務付け 紙製・プラスチック製容器包装については12年度から義務付け

年	月日	横浜市	月日	国等
平成 8 年 (1996年)	3. 5 3. 28 4. 1 5. 15 7. 10 10. 15 10. 25 10. 26 10. 27 11. 1	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例施行規則」の公布（4月1日施行） 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成9年1月1日施行） 「第3次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 再生利用等促進物の指定（アルミ缶、スチール缶、ワンウェイびん）（6月1日施行） 鶴見工場余熱利用施設「ふれーゆ」開館 「横浜市分別収集計画」策定 再生利用等促進物の指定（ペットボトル、紙パック）（平成9年4月1日施行） 横浜市国際廃棄物フォーラム開催 第7回国際廃棄物会議開催（11月1日まで） かながわ廃棄物処理事業団設立（平成22年3月31日解散）	3. 25 5 6. 19	「容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」策定 「容器包装リサイクル法第7条第1項の規定に基づく平成9年度以降の5年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画」策定 「廃棄物処理施設整備緊急措置法」の一部改正
平成 9 年 (1997年)	1. 1 4. 6 7 10. 1	粗大ごみ収集有料化 事業系ごみ全量有料化（本市回収は、有料指定袋制度を導入。同制度は平成13年3月31日廃止） 一般廃棄物収集運搬業の新規許可（24社） 「神明台処分地暫定開放施設基本計画」策定 「一般廃棄物処理計画第2期推進計画」策定※1 広報紙「はまごみフォーラム」創刊 資源ごみの分別収集を週1回に変更 併せて小さな金属類を分別収集品目に追加 ※1 再生利用認定制度の新設、施設設置手続きの明確化、不法投棄対策の強化等	1 4. 1 6. 13 6. 18 8. 29	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）策定 「容器包装リサイクル法」本格施行 「環境影響評価法」制定（平成11年6月12日施行） ダイオキシン類規制本格始動 「廃棄物処理法」の一部改正（第1次：12月17日施行、第2次：平成10年6月17日施行、第3次：平成10年12月1日施行）※1 「廃棄物処理法施行令」「同施行規則」の一部改正（平成9年12月1日施行）※2 ※1 再生利用認定制度の新設、生活環境影響調査の実施等 ※2 ダイオキシン対策
平成10年 (1998年)	3. 31 4. 1 9 9. 26 12. 18 12. 25	緑資源選別センターB棟竣工 財団法人横浜市資源循環公社（現公益財団法人横浜市資源循環公社）へ粗大ごみ収集運搬業務を全面委託 環境事業局ホームページの開設 ハマシーガル号（歩道清掃車）稼動 保土ヶ谷工場ダイオキシン対策工事着手 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成11年6月12日施行）	6. 5 6. 19 10	「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の公布（平成13年4月1日本格施行）※1 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める命令」改正 「ごみ処理施設性能指針」策定 ※1 テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて13年度から再商品化義務
平成11年 (1999年)	2 3. 31 6. 21 9. 24 10. 23 11. 27	ペットボトルの分別収集開始（緑区、青葉区、都筑区） 旭工場竣工 長坂谷輸送事務所廃止 「第2期横浜市分別収集計画」策定 横浜市リサイクル施設条例の一部改正（平成11年11月27日施行） 神明台処分地スポーツ広場の開設 横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター（エコライフかながわ）開設（平成23年3月31日廃止）	3. 30 7. 16 9. 28	「ダイオキシン対策推進基本方針」決定 「ダイオキシン類対策特別措置法」公布（平成12年1月施行） 「廃棄物の減量化の目標量」決定※1 ※1 平成22年度を目標年度とし、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量を平成8年度の半分に削減する等

年	月日	横浜市	月日	国等
平成12年 (2000年)	2. 1 2. 2 3. 24 3. 27 7. 26 9. 26 12. 25	家庭ごみの排出を透明又は半透明袋に変更 ペットボトル分別収集地域を拡大（港南区、戸塚区、栄区、泉区で開始し7区で実施に） 再生利用等促進物の指定（食品用発泡スチロールトレイ）（平成12年4月1日施行） 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成12年4月1日施行） ごみの減量化・資源化推進キャラクターを「エコペン太」に決定 都筑工場ダイオキシン対策工事着手 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成13年4月1日施行）	4. 1 5. 31 6. 2 6. 7	「家電リサイクル法」本格施行 「容器包装リサイクル法」完全施行 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の公布（平成13年4月1日施行） 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」の公布（11月30日一部施行） 「浄化槽法」の一部改正（平成13年4月1日施行） 「循環型社会形成推進基本法」公布（平成13年1月施行）※ ¹ 「廃棄物処理法」の一部改正（10月1日施行） 「再生資源の利用の促進に関する法律」（再生資源利用促進法）改正（名称を「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）に変更）※ ² 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の公布（平成13年5月1日施行） 「再生資源の利用の促進に関する法律」の一部改正（平成13年4月1日施行） ※ ¹ 基本原則、国・地方公共団体・事業者・国民の責務の明確化、循環型社会形成推進基本計画の策定 ※ ² リサイクル対策の強化、廃棄物の発生抑制（リデュース）対策、部品等の再利用（リユース）対策等
平成13年 (2001年)	1. 4 2 2. 14 3. 28 3. 30 4. 1 4. 2 5. 30 6. 1 10. 11 12. 27	粗大ごみ受付センターを開設 栄工場休止（平成17年10月廃止） ペットボトル分別収集地域を拡大（鶴見区、神奈川区、西区、中区で開始し11区で実施） 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成13年4月1日施行） 金沢工場竣工 「第4次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 粗大ごみの持ち出し収集開始 保土ヶ谷工場ダイオキシン対策工事完了 かながわクリーンセンター移動 青葉事務所開設 「一般廃棄物処理計画の改定に向けた基本的な考え方」について答申（平成13年3月27日諮問）	1. 17 2. 2 3. 30 4. 1 5. 1 5. 7 5. 30 6. 22 6. 27 10. 17	「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」告示 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」策定 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場にかかる技術上の基準を定める命令」改正 「家電リサイクル法」完全施行 「資源有効利用促進法」施行 「グリーン購入法」完全施行 「食品リサイクル法」完全施行 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」策定 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」策定 「建設リサイクル法」一部施行 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（PCB特別措置法）」公布（7月15日施行） 「浄化槽法」の改正（10月1日施行）※ ¹ 「廃棄物処理法施行令」の改正※ ² ※ ¹ 単独処理浄化槽の新設禁止 ※ ² と畜場等における動物性固形不要物の産業廃棄物としての適正処理
平成14年 (2002年)	3 3. 5 3. 6 6. 20 7. 8 9. 8 12. 16	市内の主なスーパー・地域生協・百貨店との間に「容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組行動協定」を締結（取組期間：平成14年4月1日～平成19年3月31日の5か年） 金沢資源選別センター開設 ペットボトル分別収集全市実施（南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、瀬谷の7区で開始） 「第3期横浜市分別収集計画」策定 環境にやさしい取組行動協定店のロゴマーク発表 鶴見工場日曜受入開始 「中期政策プラン」の策定	1. 7 5. 30 7. 12	「廃棄物処理法施行令」の改正※ ¹ 「建設リサイクル法」完全施行 「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」公布 ※ ¹ し尿等の海洋投入の禁止

年	月日	横浜市	月日	国等
平成15年 (2003年)	1. 8	「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）」策定	3. 14	「循環型社会形成推進基本計画」の策定
	2. 15	家庭ごみ収集運搬業務の民間委託試行開始（みなとみらい21地区の高層住宅）	4. 22	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定
	3. 10	都筑工場ダイオキシシン対策工事完成	6. 18	「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」公布・施行※ ¹
	3. 31	金沢工場余熱利用施設建設工事完成		「廃棄物処理法」の一部改正（平成15年12月1日施行）※ ²
	4. 1	家庭用電気式生ごみ処理機購入助成事業開始		「食品リサイクル法」の一部改正（平成15年12月1日施行）
	4. 23	「ヨコハマはG30」推進本部設置	10. 2	「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成24年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針」策定
	5. 3	国際仮装行列への参加（平成16年からはフロート車による参加）	10. 10	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
	5. 30	「ヨコハマはG30」スタートダッシュイベント開催		
	6. 27	金沢工場余熱利用施設「リネツ金沢」開館		
	7. 1	財団法人横浜市資源循環公社（現公益財団法人横浜市資源循環公社）へ、戸塚輸送事務所の管理運営、運搬業務を委託開始		
	8. 25	粗大ごみインターネット受付窓口を開設		
	10. 6	分別収集品目拡大モデル事業開始（市内約40,000世帯、各区約2,200世帯） 中区の一部で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始（福富、関内地区） 西区の家庭ごみ収集運搬業務の民間委託を拡大（南北幸地区）		
	10. 17	「へら星人ミーオ」、「G30ロゴ」の決定		※1 不法投棄の未然防止、リサイクルの推進
	10. 22	「G30テーマソング（クレイジーケンバンド）」の決定		※2 平成10年6月以前に不適正処分された産業廃棄物の支障の除去のための財政支援
	12. 1	産業廃棄物である木くずや資源化可能な古紙等の焼却工場への受入れ停止		
平成16年 (2004年)	3. 5	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成16年4月1日施行）	1. 21	「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成16年4月1日施行）※ ¹
	3. 31	自転車リサイクルセンターの廃止 港北輸送事務所の廃止	4. 28	「廃棄物処理法」の一部改正（平成16年10月27日施行）※ ²
	4	ふれあい収集の開始 狭あい道路収集の開始	6	「不法投棄撲滅アクションプラン」公表
	4. 1	西区全域で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始 財団法人横浜市資源循環公社（現公益財団法人横浜市資源循環公社）へ、神奈川輸送事務所の管理運営、運搬業務を委託開始 「市役所ごみゼロ」の取組が開始	9. 29	「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成16年10月27日施行）※ ³
	6. 23	横浜市役所ISO14001認証取得	12. 1	「建設リサイクル法」の一部改正
	10. 1	6区（南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区）で分別収集品目拡大先行実施 「横浜市廃棄物埋立跡地利用に係る指導要綱」及び「同要綱運用基準」の施行		
	12. 24	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成17年4月1日施行） 「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」の一部改正（平成16年12月24日施行）		※1 PCB汚泥等の特別管理産業廃棄物へ追加、PCB廃棄物に係る収集運搬基準の創設 ※2 事故時の措置、罰則の強化等 ※3 指定有害廃棄物の指定、廃棄物処理に関する基準の強化・明確化等

年	月日	横浜市	月日	国等
平成17年 (2005年)	3. 25	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正(平成17年4月1日施行)	1. 1	「自動車リサイクル法」の本格施行
	3. 31	磯子輸送事務所の廃止	1. 6	「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成17年4月1日施行) ^{※1}
	4. 1	局名を「環境事業局」から「資源循環局」に変更 分別収集品目拡大全市実施 中区全域で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始 粗大ごみ受付及び収集運搬業務の一部地域を民間事業者へ委託(2エリア、市内6区) 財団法人横浜市資源循環公社(現公益財団法人横浜市資源循環公社)へ、神明台輸送事務所の管理運営、運搬業務を委託開始	5. 18	「廃棄物処理法」の一部改正(平成17年10月1日施行) ^{※2} 「産廃特措法」の一部改正(平成17年10月1日施行)
	4. 1	事業用仮設トイレから排出されるし尿収集有料化 動物の死体の処理手数料の改正 各収集事務所に産業廃棄物の「相談窓口」開設 「市役所ごみゼロ」における分別拡大(18分別)及びルート回収開始 全区の収集事務所でセンターリサイクルを開始	9. 13	「廃棄物処理法施行規則」の一部改正(平成17年10月1日施行)
	6. 24	「横浜市リサイクル施設条例」、「横浜市リサイクル条例施行規則」一部改正(同日施行)	9. 20	「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成17年10月1日施行)
	7. 1	「第4期横浜市分別収集計画」策定	9. 30	「廃棄物処理法施行令」及び「PCB特別措置法施行令」の一部改正
	10. 17	栄工場廃止		※1 指定区域の指定
	10. 31	金沢資源選別センター増築		※2 マニフェスト制度や許可に係る規制の厳格化、無確認輸出等に対する罰則の強化等
	11	「建築物の解体工事に係る指導要綱」策定		
	11. 13	港北事務所移転		
平成18年 (2006年)	4. 1	「第5次横浜市産業廃棄物処理指導計画」策定 粗大ごみ受付及び収集運搬業務の民間事業者への委託を拡大(4エリア、市内13区)	3. 10	「廃棄物処理法施行規則」の一部改正(平成18年4月1日施行)
	11. 9	緑資源選別センター(A棟)増築	6. 15	「容器包装リサイクル法」の一部改正(平成18年12月1日施行) ^{※1}
	11. 13	金沢事務所移転	7. 26	「廃棄物処理法施行令」及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令」の一部改正(平成18年10月1日施行) ^{※2}
	11. 16	ハイブリッド収集車を4台導入	10. 12	「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成19年4月1日施行) ^{※3}
	11. 22	港南工場廃止	11. 27	「容器包装リサイクル法施行令」の一部改正(平成19年4月1日施行) ^{※4}
	12. 25	横浜市中期計画策定(新たなごみ量目標35%減を設定)	12. 1	「容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」ほか公布 ※1 容器包装廃棄物の3Rの推進、リサイクルに要する社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国等すべての関係者の連携 ※2 アスベスト(石綿)を含む廃棄物の処理基準強化、「アスベスト無害化処理認定制度」の関連基準整備 ※3 以下のものについて海洋投入処分を禁止 ・全ての一般廃棄物 ・公共下水道・流域下水道から除去した汚泥 ・動植物性残さ・家畜ふん尿のうち、油分や有害物質の含有基準を満たさないもの ※4 プラスチック製容器包装の再商品化手法の追加(固形燃料等)、指定容器包装利用事業者の業種の指定、容器包装多量事業者の要件

年	月日	横浜市	月日	国等
平成19年 (2007年)	5. 1 5. 31 6. 29 9. 22 9. 28	栄区全域で家庭ごみ収集運搬業務の民間委託開始 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例」の一部改正(平成19年9月1日一部施行) 「第5期横浜市分別収集計画」策定 港南事務所に「リサイクルひろば 港南」開設 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正(一部は公布の日から、残りは平成20年5月1日施行) 都筑工場に「G30ひろば つづき」開設 資源物の売却収入の一部を原資として「G30地域還元事業」を開始(平成22年3月31日終了)	6. 13 6. 28 9. 7 10. 18 11. 30	「食品リサイクル法」の一部改正(平成19年12月1日一部施行)※1 「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」制定 「廃棄物処理法施行令」の一部改正(平成20年4月1日施行)※2 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更」公表 「廃棄物処理法施行規則」の一部改正(平成19年12月1日施行) ※1 定期報告義務の創設、再生利用事業計画の認定制度見直し等 ※2 物品賃貸業に係る木くず等を産業廃棄物に追加
平成20年 (2008年)	1. 21 2. 4 2. 15 5. 1 9. 5 11. 1	「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づき喫煙禁止地区内(横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区)において罰則(過料)の適用を開始 燃やすごみ等の収集回数を週3回から週2回へ変更(7・8月は週3回収集) 古紙・古布の収集回数を月1回から原則月2回へ変更 戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画に対する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」第4条の規定に基づく環境大臣の同意 分別ルールを守らない市民・事業者に対する罰則制度の適用開始 資源循環局モバイルサイト開設 生ごみの減量・資源化のための実証実験「G30生ごみマイスター事業」を都筑区内で開始 金沢工場に「G30ひろば 金沢」開設	3. 24 12. 5	「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定 「家電リサイクル法施行令」の一部改正(平成21年4月1日施行)※1 ※1 対象に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加
平成21年 (2009年)	1. 23 3. 10 4. 1 7. 29 9. 27 10. 29 11. 7 12. 11	車両課本工場の指定自動車整備事業化 喫煙禁止地区に鶴見駅周辺地区、東神奈川・仲木戸駅周辺地区を新たに指定 7区(鶴見区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区)のプラスチック製容器包装の収集運搬業務の民間委託を開始 「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース市民委員会」、「横浜市チャレンジ・ザ・リデュース3者検討会」を設置(平成22年7月まで) 旭工場に「G30ひろば 旭」開設 「G30生ごみマイスター事業」実施エリアの拡大(平成22年3月末まで) 鶴見工場に「G30ひろば 鶴見」開設 生ごみバイオガス化実証実験を磯子区内で開始(平成23年3月末まで)	3. 31 11. 10	「廃棄物処理法施行規則」の一部改正(同日施行) 「廃棄物処理法施行規則」の一部改正ほか(平成21年11月24日施行)

年	月日	横浜市	月日	国等
平成22年 (2010年)	3. 1	喫煙禁止地区に新横浜駅周辺地区を新たに指定	5. 19	「廃棄物処理法」の一部改正（平成22年6月7日一部施行）※1
	3. 31	保土ヶ谷工場を停止し、バックアップ工場化 かながわ廃棄物処理事業団の解散	12. 22	「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成23年4月1日施行）
	4. 1	機構再編（総務部、家庭系対策部、事業系対策部、適正処理計画部に再編） 民間委託していた西区の燃やすごみ等（缶・びん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装を除く）について、本市職員による収集に移行 プラスチック製容器包装の収集について、新たに8区（神奈川区、南区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、泉区、瀬谷区）を加えて全区で民間委託を実施 保土ヶ谷工場における中継輸送施設の稼働及び中継輸送業務を民間委託 神奈川輸送事務所での運搬業務を民間委託 燃やすごみ等の収集回数を年間を通して週2回へ変更（7・8月の収集回数を週3回から週2回へ） 金沢工場灰溶融施設の一時休止（平成26年4月再稼働）		
	7. 9	「第6期横浜市分別収集計画」策定		
	9. 17	栄事務所に「プレパークさかえ」開所		
	10. 1	集積場所快善（改善）隊事業開始		
	10. 1	「ヨコハマR（リデュース）ひろば」設置		
	10. 1	「マイボトルスポット」事業取組開始		
	11. 30	第1回「ヨコハマR（リデュース）委員会」開催		
	12. 24	都筑工場耐震補強工事着手		
				※1 建築廃棄物の元受責任一元化、廃棄物処理施設の維持管理強化、不法投棄の厳罰化等
平成23年 (2011年)	1. 19	「横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ3R夢（スリム）プラン）」を策定 ヨコハマ3R夢マスコット「イーオ」、「3R夢ロゴ」の決定 4工場の「G30ひろば」を「3R夢ひろば」に変更	1. 28	「廃棄物処理法施行規則」の一部改正（平成23年4月1日一部施行）
	1. 27	「横浜市焼却灰セメント原料化事業」中止発表	7. 8	「廃棄物処理法施行令」の一部改正（同日施行）※1
	2. 20	ヨコハマ3R夢プランスタートアップ作戦開始	8. 18	「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布・施行
	3. 13	東日本大震災により被災した仙台市・陸前高田市・大船渡市・大槌町に対し、災害廃棄物処理及びし尿収集等支援隊を派遣		
	3. 25	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（平成23年4月1日施行）		
	3. 28	「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃3R夢プラン）」を策定		
	3. 29	電動収集車（電動積込装置付収集車）を2台導入		
	3. 31	リサイクルプラザ・リサイクルコミュニティセンターの廃止に伴い、「横浜市リサイクル施設条例」を廃止 神明台処分地での埋立終了		
	4. 1	缶・びん・ペットボトルの収集について、新たに2区（神奈川区・港南区）で民間委託を開始 戸塚・神明台輸送事務所での運搬業務を民間委託 「ヨコハマ3R夢サポーター」「ヨコハマ3R夢パートナー」登録開始 ミーオとイーオの分別辞典「Mictionary」公開		
	4. 20	「オフィスでも3R夢」を関内地区で開始		
	4. 22	第1回「ヨコハマ3R夢」推進会議を開催		
	5	粗大ごみリユース事業開始		
	6. 8	横浜F・マリノス「ヨコハマ3R夢！」広報大使就任		
	10	生ごみバイオガス化実証実験を金沢区内で開始		
	8. 1	粗大ごみの受付業務と収集運搬業務を分離 受付業務は南部エリアを除く全エリアを一括して民間事業者へ委託（市内13区）		
	10. 2	新横浜駅北口公衆トイレのネーミングライツ締結（愛称「ドゥ アメニティ 新横浜駅前 トイレ診断士の廁堂」、平成26年10月19日まで）		
	11. 5	3R夢カー発進		※1 東日本大震災にかかる委託の基準の特例（再委託の許可）

年	月日	横浜市	月日	国等
平成24年 (2012年)	3. 14 3. 28 3. 31 4. 1 4. 1 5. 9 6. 1 6. 14 7. 3 7. 14 12. 28	h i t o m i さん「ヨコハマ3 R 夢！」広報大使 就任、「3 R 夢テーマソング」の決定 都筑工場耐震補強工事完了 グリーンコンポスト事業終了 民間委託していた栄区の燃やすごみ等（缶・び ん・ペットボトル及びプラスチック製容器包装を 除く）について、本市職員による収集に移行 缶・びん・ペットボトルの収集について、新たに 7 区（鶴見区、保土ケ谷区、金沢区、青葉区、都 筑区、戸塚区、瀬谷区）で民間委託を開始 チェーン系カフェ 5 ブランドが「マイボトルス ポット」に登録 イオン株式会社との間に「包括連携協定」を締結 食べきりモデル事業協力店の募集開始 粗大ごみ受付業務は全エリアを一括して民間事業 者へ委託（市内全区） 粗大ごみ収集運搬業務は民間事業者への委託を拡 大（5 エリア、市内15区） セブン&アイグループ 3 社との間に「地域活性化 包括連携協定」を締結 ごみの分別に関するiPhoneアプリ公開 栄事務所の「プレパーク・さかえ」リニューアル オープン 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理 等に関する条例」の一部改正（平成25年 4 月 1 日 施行）	3. 9	「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関す る法律」閣議決定
平成25年 (2013年)	1. 15 4. 1 4. 1 4. 1 6. 1 6. 12 10. 1	「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理 等に関する規則」の一部改正（平成25年 4 月 1 日 施行） 民間委託していた中区の燃やすごみ等（缶・び ん・ペットボトル、及びプラスチック製容器包装 を除く）について、本市職員による収集に移行 缶・びん・ペットボトルの収集について、新たに 6 区（南区、旭区、磯子区、港北区、緑区、泉 区）を加えて全区で民間委託を実施 「食べきり協力店」全市展開 粗大ごみ収集運搬業務の民間委託を拡大（6 エリ ア、市内全区） 「第7期横浜市分別収集計画」策定 小型家電リサイクル事業開始	4. 1 5. 31	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する 法律の施行 「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
平成26年 (2014年)	1. 1 3. 20 4. 1 6. 3 6. 4 6. 25 9. 25 11. 1	工場通年受入開始 「ヨコハマ3 R 夢プラン第2期推進計画」策定 資源集団回収による古紙の回収100%実施 金沢工場灰溶融施設の再稼働 南本牧廃棄物最終処分場を延命するため、高密度 化工事を開始し、埋立容量の確保に着手 フィリピン共和国セブ市にごみ収集車10台を寄贈 マイボトルスポットの登録数が300か所を突破 都筑工場長寿命化工事着手 11 庁内高濃度PCB廃棄物処分開始 資源集団回収による古布の回収100%実施 粗大ごみ受付センター電話番号の統一	6. 6	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変 更」公表
平成27年 (2015年)	4. 1 9. 25 9. 28～ 10. 10 10. 1 11. 1 ～20	一部の工場受入時間拡大 ごみ屋敷検討プロジェクトによる対策検討開始 平成27年関東・東北豪雨により被災した常総市に 対し、災害廃棄物処理支援隊を派遣 冷蔵庫10・30運動スタート 喫煙禁止地区及び歩きタバコ防止のPRなどを行う 「大好き！ヨコハマ きれいなまちに」啓発キャン ペーンスタート（全区で実施）	3. 10 6. 19 7. 17 9. 25	「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」 閣議決定 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の 公布 「廃棄物処理法」及び「廃棄物処理法施行令」の 一部改正（平成27年8月6日施行） 「SDGs（持続可能な開発目標）」を国連サミット において全会一致で採択

年	月日	横浜市	月日	国等
平成28年 (2016年)	2. 1	羽毛布団のリサイクル開始	3. 1	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」の閣議決定
	3.31	家庭用コンポスト容器購入助成事業及び家庭用電気式生ごみ処理機購入助成事業終了		
	4. 1	「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画（産廃3R夢プラン）」を策定		
	5. 1	小型家電回収品目にパソコンを追加	7.26	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更
	5.10	平成28年熊本地震により被災した益城町に対し、		
	～6. 9	災害廃棄物処理支援隊を派遣		
	5.26～	日本ロジテック協同組合における電力売却料金等の支払いに関する検証の実施	7.29	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令」の一部改正（平成28年8月1日施行）
	12.13	「第8期横浜市分別収集計画」策定		
	6. 3			
	8. 5	ベトナム国ダナン市における「家庭系廃棄物の分別促進モデル事業（第1期）」が、JICA草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）に採択		
	12. 1	「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」施行		
	12.21	ベトナム国ダナン市へ職員派遣（第5回ダナン都市開発フォーラムへの参加、JICA草の根技術協力事業「家庭系廃棄物分別促進モデル事業」の合意文書への署名）		
	～24			
平成29年 (2017年)	3. 6	A Iを活用した“チャットボット”「イーオのごみ分別案内」を公開	3.10	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定
	4. 1	「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」へ参加		特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定
	4.27	モザンビーク・マプト市において、アフリカきれいな街プラットフォーム設立式に出席	4.27	「アフリカきれいな街プラットフォーム」の設立
	7. 3	水銀式の体温計・血圧計・温度計の回収開始		
	8.31	一般廃棄物収集運搬業について、一部を除き新たな許可は行わないこととする基本方針を制定（平成30年1月1日施行）	5.18	「水銀に関する水俣条約」の締約国数が50か国に達し、規定の発効要件が満たされたため発効
	10. 1	「世界食料デー」月間2017キックオフシンポジウム開催	8.16	「水銀に関する水俣条約」の発効を受け、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の一部施行
	10.1～	せん定枝リサイクル実証実験事業		
	11.30			
	10.22	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場供用開始		
	11. 2	プラスチック分別リサイクルモデル実証事業（環境省モデル事業）		
	～25			
平成30年 (2018年)	3. 1	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場埋立開始	3. 9	「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案」閣議決定
	3.31	喫煙禁止地区に戸塚駅周辺地区を新たに指定	4. 1	「廃棄物処理法」の一部改正（平成30年4月1日施行）※1
		みなとみらい21地区における廃棄物処理管路収集事業廃止	6.19	「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
	4. 1	ガラス・陶磁器類のリサイクル開始	6.29	「災害廃棄物対策指針」改定
	4. 2	鶴見工場長寿命化工事着手	7.19	2018年度から2022年度の5か年の「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
	4.11	第8回アジア太平洋3R推進フォーラムへの参加		
	6.21	日本ロジテック協同組合破産事件に係る売電収入等について、配当金確定に伴い配当金受取		
	6.26	「アフリカのきれいな街プラットフォーム」		
	～28	第1回全体会合への参加		
	7.27	平成30年7月豪雨により被災した東広島市・倉敷市		
	～9.11	に対し、災害廃棄物処理支援隊を派遣		
	10. 1	喫煙禁止地区に二俣川駅周辺地区を新たに指定		
	10.12	「ヨコハマ3R夢プラン推進計画（2018～2021）」策定		
	10.12	「横浜市災害廃棄物処理計画」策定		
	10.1～	せん定枝リサイクル実証実験事業		
	11.30			
	11.1～	びん品目別収集実証実験事業		
	3.29			※1 使用済み電子機器を有害使用済機器として指定し、それらを扱う事業者へ届出、保管・処分に関する基準の遵守等義務付け

年	月日	横浜市	月日	国等
平成31年 令和元年 (2019年)	1. 28	金沢工場で事業系ごみの24時間受入を開始	5. 31	「食品ロスの削減の推進に関する法律」の公布
	4. 1	財団法人横浜市資源循環公社（現公益財団法人横浜市資源循環公社）へ磯子検認所管理運営業務を委託		「プラスチック資源循環戦略」策定
		一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集・運搬に使用する車両の車体色の基準の緩和	6. 28～	「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定
	4. 5	公衆トイレ4か所のフルリニューアル工事完了	29	G20サミット開催
	6. 1～	「よこはまプラスチック対策強化月間」	10. 1	「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意
	30	イオンとのプラごみ削減キャンペーン、駅頭啓発	12. 27	「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
	6. 14	「第9期横浜市分別収集計画」策定		容器包装リサイクル法の関係省令「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の一部改正（令和2年7月1日施行）
	8. 26～	「アフリカのきれいな街プラットフォーム」		
	29	第2回全体会合への参加		
	8. 28～	第7回アフリカ開発会議（TICAD7） 横浜開催		
	30			
	9. 8～9	令和元年房総半島台風に伴う高潮により金沢工場等が被災		
	9. 18	令和元年房総半島台風の被害が大きかった福浦・		
	～3. 17	幸浦地区を中心に災害廃棄物処理を実施（災害廃棄物2,139トン）		
	9. 21	横浜国際総合競技場周辺のクリーンアップイベントを実施		
	9. 30	よこはまプラスチック資源循環アクションプログラムを策定		
	10. 1～	せん定枝リサイクル実証実験事業		
令和2年 (2020年)	11. 30			
	10. 12	令和元年東日本台風により被災した自治体に対し、災害廃棄物処理の支援を実施（他町村からの受入廃棄物 神奈川県川崎市：187トン、 宮城県丸森町：163トン）		
	～2. 1			
	12. 23	ベトナム・ダナン市にて「ダナン市分別活動全市展開記念イベント」を開催		
	2. 7	食品ロス削減とフードバンク活動支援を目的とした公民連携の覚書を株式会社クラダシと締結	3. 31	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」閣議決定
	2. 10	新型コロナウイルス感染症に関する対応としてダイヤモンド・プリンセス号からの廃棄物受入処理を実施（受入廃棄物 306トン）	4. 7	新型コロナウイルス感染拡大により神奈川県に「緊急事態宣言」を発令
	～3. 26			
	3. 5	チャットボットを活用した粗大ごみの申込み受付を開始	7. 1	プラスチック製買物袋の有料化制度の開始
	3. 17	ベトナム国ダナン市における「一般廃棄物の分別・回収促進モデル事業（第2期）」が、JICA草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）に採択	10. 26	菅義偉内閣総理大臣が、所信表明演説において「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことを宣言
	4. 24	LINEを活用した粗大ごみの申込み受付を開始		
	7. 1	市庁舎移転に伴い、みなとみらい21地区の喫煙禁止地区指定区域を新市庁舎周辺まで拡大		
	10. 1～	10月の食品ロス削減月間にあわせ、公共施設でのフードドライブ活動を全区で実施		
	10. 31			
	10. 30	セブン-イレブン・ジャパン、日本財団と連携し、ペットボトルリサイクル事業を開始		
	12. 10	廃棄物分野の学びの場づくりの際に活用いただく「環境学習プログラム」を作成・公表		

年	月日	横浜市	月日	国等
令和 3 年 (2021年)	1. 31	港南資源回収センター閉鎖	1. 8	新型コロナウイルス感染拡大により神奈川県に「緊急事態宣言」を発令（2 回目）
	2. 1	栄ストックヤード開設	6. 11	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布（令和 4 年 4 月 1 日施行）
	4. 12	ベトナム国ダナン市における JICA 草の根技術協力事業「一般廃棄物の分別・回収促進モデル事業（第 2 期）」の合意文書への署名	6. 22	横浜市における国際園芸博覧会について 2027 年（令和 9 年）に開催されることが閣議了解
	4. 26	外食時の食べ残し等飲食店における食品ロス削減と市民意識の向上を図ることを目的とした公民連携協定を株式会社ゼットンと締結	8. 2	新型コロナウイルス感染拡大により神奈川県に「緊急事態宣言」を発令（3 回目）
	5. 29	市内のスポーツチーム、リネットジャパンリサイクルと連携し、資源循環・障害者就労支援を目的とした「横浜市 みんなのケータイリサイクル！」事業を開始		
	7. 15	キリンホールディングス株式会社及びキリンビバレッジ株式会社並びに株式会社ローソンが連携し、それぞれのインフラを活用した使用済みペットボトル回収の実証実験を開始		
	10. 25	一般廃棄物処理の支援を実施（川崎市の焼却施設～故障による受入。受入廃棄物：1310 トン）		
	11. 12			
	11. 1	焼却工場と市内家庭の再エネの環境価値を電気事業者と連携し、地産地消する電気メニュー「はまっこ電気」として販売開始		
	12. 1	学校法人岩崎学園横浜デジタルアーツ専門学校と「横浜市の 3 R の推進に関する啓発ツールのデザインに関する覚書」を締結		
令和 4 年 (2022年)	2	2030 年までに温室効果ガス半減を宣言	4. 1	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行
	2. 24	ごみ焼却工場の排ガス中に含まれる二酸化炭素を分離・回収し、資源として利活用する実証試験について、三菱重工グループ企業、東京ガス株式会社と覚書を締結	5. 31	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」変更
	3. 16	ごみ焼却工場から発生する熱エネルギーの有効利用に関する実現可能性調査の実施について、東亜合成株式会社と覚書を締結	9. 6	「循環経済工程表」策定
	6. 23	J & T 環境株式会社 と「災害廃棄物処理の円滑化に関する協定」を締結	10	「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」開始
	7. 13	「第 10 期横浜市分別収集計画」策定		
	10. 5～	令和 4 年台風 15 号の大雨により被災した静岡県静岡市に対し、災害廃棄物処理支援隊を派遣		
	10. 19	火災防止のため、リチウムイオン電池が取り外せない小型家電製品の別袋排出の案内を開始		
	10. 17			
	11. 14	港南事務所移転		
	12. 28	「横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会条例」の公布（令和 4 年 12 月 28 日施行）		
令和 5 年 (2023年)	2. 15	粗大ごみ申込みページに協定事業者のリンク先を掲載することで、市民間でのリユースを促進	2. 10	「GX 実現に向けた基本方針」策定
	4. 17	外出時の「トイレに困らない環境作り」を目指し株式会社ローソンと「公共トイレ協力店」の実証実験を開始	3. 17	「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針について」閣議決定
	5. 2	株式会社三協から災害時のトイレ対策として「災害用トイレトレーラー」のご寄附	4. 16	G7 札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合にてプラスチックごみの新たな海洋汚染を 2040 年までにゼロにする目標で一致
	6. 15	旧磯子工場の土地利用に関するサウンディング型市場調査の実施結果を公表	5. 8	新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが 5 類に移行
	7. 3	プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大に向けた実態調査を実施	5. 19	「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX 推進法）」公布
	～7. 24		6. 30	「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定
	7. 28	三菱重工グループ企業・東京ガス株式会社と連携して、ごみ焼却工場の排ガス中に含まれる二酸化炭素を分離・回収し、メタネーションの原料として利用する実証試験を開始		
	8. 2	令和 5 年梅雨前線による大雨により被災した秋田県秋田市に対し、災害廃棄物処理支援隊を派遣		
	～8. 19			
	8. 18	横浜市と「ごみ焼却処理施設の緊急停止等に伴う相互支援協定書」を締結	7. 28	「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」閣議決定
	10. 1	横浜駅周辺の喫煙禁止地区を拡大（南幸 1 丁目から南幸 2 丁目の一部）		
	12. 21	「横浜市手数料条例」の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行） 「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）		
	12. 26	「横浜市資源循環局保土ヶ谷工場再整備工事技術提案等評価委員会条例」の廃止		

年	月日	横浜市	月日	国等
令和6年 (2024年)	1.5	「横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ プラ 5.3（ごみ）計画）」を策定	4.1	「家電リサイクル法施行令」の一部改正（令和6年4月1日施行）※1
	1.15	令和6年能登半島地震により被災した石川県（輪島市、珠洲市、能登町等）に対し、災害廃棄物処理支援隊を派遣		※1 対象に有機ELテレビを追加
	1.30	令和6年能登半島地震により被災した石川県輪島市に対し、災害用トイレトレーラーを派遣	5.21	「第六次環境基本計画」閣議決定
	1.20			
	R7.1.8			
	4.1	4工場の「3R夢ひろば」を「ミーオ・イーオひろば」に変更	5.29	「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」公布
	4.1	資源集団回収オンラインシステムの運用開始	8.2	「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
	5.1	令和5年度の実証実験をふまえ、株式会社ローソンと協定を締結し、「横浜市公共トイレ協力店」の取組を本格実施	8.30	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」一部変更
	6.5	新たな保土ヶ谷工場の再整備工事着手		
	6.5	金沢工場長寿命化工事着手		
	8.23	横浜エクセレンスと「きれいなまちづくりに関する協定」を締結		
	10.1	先行9区（旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区）で、プラスチックごみの分別ルールを変更		
	10.15	市内の廃棄物処理業者と連携協定を締結し、「横浜市資源循環推進プラットフォーム」を発足		
	10.21	食べきり協力店企画「Clean Plate Yokohama」を開始		
	10.31	鶴見工場で分離・回収されたCO2を原料に東京ガスのメタネーション実証設備で製造されたe-メタン及び下水道河川局北部下水道センターのバイオガスが、クリーンガス証書制度に基づく認証を受け、日本で初めてクリーンガス証書の環境価値を移転しガス灯に活用		
令和7年 (2025年)	3.28	ウォータースタンド株式会社と「マイボトル利用促進に向けた協定」を締結	2.1	「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」一部施行
	3.31	（旧）保土ヶ谷工場廃止	2.18	「第7次エネルギー基本計画」閣議決定
	4.1	保土ヶ谷輸送事務所竣工	2.18	「GX2040ビジョン ～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」閣議決定
	4.1	金沢工場でネーミングライツ事業を導入し、「JFE横浜金沢マリンエネルギーセンター」の愛称使用	2.18	「地球温暖化対策計画」閣議決定
	4.1	全市18区で、プラスチックごみの分別ルールを変更	3.25	「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」変更（第2次基本方針）
	5.24	自治体が主催する形式の「ポケモンピカピカ団」（ピカチュウになりきって参加するごみ拾い活動）を全国で初開催	11.21	「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」全面施行
	6.10	災害時のトイレ対策として「災害用トイレトレーラー」2台目の購入		
	8.19	「第11期横浜市分別収集計画」策定		
	9.25	災害時のトイレ対策として「TKBユニット災害用トイレトレーラー」5台の購入		
	12.1	リチウムイオン電池等の収集開始（分別収集品目を「乾電池」から「電池類」に変更）		
	12.22	神奈川県自動車リサイクル事業協同組合と、「災害時における被災自動車の撤去等に関する協定」を締結		

年	月日	横浜市	月日	国等
令和8年 (2026年)	1. 22	エートス協同組合と、「災害時における被災自動車の移動等に関する協定」を締結	4. 1	「改正資源有効利用促進法」施行
	3. 24	風水害時に発生する災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理等に向けて8市(横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市及び町田市)で体制を構築し、協定を締結	4. 21	「循環経済行動計画」閣議決定
	4. 1	鶴見工場から東亜合成横浜工場へごみ焼却に伴い発生する蒸気(環境にやさしいエネルギー(熱))を供給する実証試験を開始		
	4. 1	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設でネーミングライツ事業を導入し、「Kanadevia 横浜水循環ステーション」の愛称使用開始		
	8. 1	横浜駅周辺の喫煙禁止地区を変更(北幸1丁目の一部を追加)		
	8. 1	喫煙禁止地区に日吉駅周辺地区を新たに指定		

3 分別収集品目拡大の変遷

(1) 横浜G30プランに基づく分別拡大

横浜市では、環境行動都市の創造に向け、「平成22年度における全市のごみ排出量を平成13年度に対して30%削減する」（横浜G30行動宣言）という目標のもと、家庭ごみの減量・リサイクルを一層推進するため、従来の缶・びん・ペットボトル等のほか、新たに「プラスチック製容器包装」、「スプレー缶」、「古紙」、「古布」、「燃えないごみ」を加えた分別収集品目拡大事業を、平成15年10月から一部地域を対象にモデル事業として実施しました。モデル事業の結果を踏まえ、平成16年10月から6区において実施し、平成17年4月からは市内全18区で実施しました。

(2) ヨコハマ プラ5.3計画に基づく分別拡大

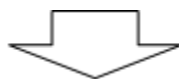
令和4年4月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（プラスチック資源循環法）の施行など、地球温暖化対策、脱炭素社会の実現に向け、プラスチック対策の重要性が高まっていることから、横浜市では脱炭素社会の実現に向けた施策を盛り込んだ「ヨコハマ プラ5.3計画」を令和6年1月に策定しました。

計画の目標である燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減に向けて、「プラスチック容器包装」にこれまで焼却処理してきた「プラスチックのみでできた製品」を加えた「プラスチック資源」に分別収集品目を変更し、令和6年10月から中区、港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で、令和7年4月からは市内全18区で実施しています。

また、令和7年12月から「乾電池」を「電池類」に分別収集品目名を変更し、リチウムイオン電池等の収集を開始しました。

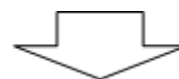
横浜G30プランに基づく分別拡大以前【5分別7品目】

家庭ごみ	缶・びん・ペットボトル	小さな金属類	乾電池	粗大ごみ
------	-------------	--------	-----	------



横浜G30プランに基づく分別拡大【10分別15品目】（全市：平成17年4月以降）

燃やすごみ	プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙(新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)	古布	燃えないごみ	缶・びん・ペットボトル	小さな金属類	乾電池	粗大ごみ
-------	-------------	-------	---------------------------	----	--------	-------------	--------	-----	------



ヨコハマ プラ5.3計画に基づく分別拡大（9区：令和6年10月以降、全市：令和7年4月以降）

燃やすごみ	プラスチック資源	スプレー缶	古紙(新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)	古布	燃えないごみ	缶・びん・ペットボトル	小さな金属類	電池類※	粗大ごみ
-------	----------	-------	---------------------------	----	--------	-------------	--------	------	------

※令和7年12月から分別収集品目名を変更

4 過去の処理状況（平成13年度～平成20年度）

（単位：トン）

		処 理 内 訳														処 理 内 訳				焼 却 残 さ										
		資 源 化 量														計		グリーン コンポ スト				その他 ※3								
ごみ量		家 庭 系		事 業 系		資 源 物 売 却 ・ 引 渡 し 量														計		グリーン コンポ スト		その他 ※3						
						資源 化 量																								
						焼却	埋立	小計	焼却	埋立	小計	缶	びん	ペットボ トル	小さな金 属類	プラス チック製 容器包装	スプレー 缶	古紙	古布							蛍光灯、 電球	乾電池	粗大金属	ガラス残 さ	
機やす ごみ※1	その他																													
13年度	900,826	27,709	6,226	934,761	664,687	9,707	674,394	1,609,155	12,149	21,558	3,794	1,077 ※2	1,255	-	-	-	181	6,143 ※2	-	46,157	3,805	-	-	1,593,222	15,933	1,609,155	49,962	291,076	12,161	
14年度	895,436	22,625	9,615	927,676	649,421	8,810	658,231	1,585,907	11,714	19,934	6,797	1,340 ※2	1,323	-	-	-	208	5,014 ※2	-	46,330	3,995	-	-	1,567,482	18,425	1,585,907	50,325	285,248	14,866	
15年度	885,985	23,419	10,209	919,613	604,511	8,216	612,727	1,532,340	11,151	19,122	7,818	1,522 ※2	1,886	6	1,355	366	7	357	5,516 ※2	-	49,106	4,239	-	-	1,513,915	18,425	1,532,340	53,345	267,286	13,838
16年度	819,903	22,945	11,639	854,487	452,158	8,982	461,140	1,315,627	11,411	18,196	9,305	2,696 ※2	8,698	61	10,600	1,667	77	475	5,393 ※2	-	68,579	3,647	-	-	1,295,006	20,621	1,315,627	72,226	202,111	11,089
17年度	615,317	21,941	14,050	651,308	403,032	8,931	411,963	1,063,271	11,641	19,585	10,742	4,233	44,026	279	55,825	6,417	254	484	7,379	-	160,865	5,316	-	-	1,040,290	22,981	1,063,271	166,181	144,390	12,494
18年度	619,236	26,863	5,910	652,003	371,676	8,249	379,925	1,031,928	11,275	18,802	11,668	4,503	45,956	304	48,555	5,554	230	424	6,920	3,974	158,165	4,255	-	-	1,017,769	14,159	1,031,928	162,420	137,605	14,192
19年度	594,016	29,656	4,489	627,961	351,044	7,556	353,600	986,561	11,050	21,134	12,238	4,418	47,285	418	41,051	5,645	233	474	6,797	3,987	154,730	5,049	-	-	974,516	12,045	986,561	159,779	118,378	18,879
20年度	584,964	31,092	2,417	618,473	324,397	6,507	330,904	949,377	10,632	21,182	12,241	4,977	48,342	533	35,417	4,350	216	466	6,603	6,103	151,082	3,922	10	-	940,453	8,924	949,377	154,994	106,241	21,839

※ 1 家庭から出された収集品目「燃やすごみ」の量です。

※ 2 平成16年度まで一括売却しているため、収集搬入量を基に按分しています。

※ 3 生ごみの資源化量です。

5 過去の処理状況（平成21年度～令和5年度）

	処理内訳																										焼却減量					
	資源化量																										焼却減量					
	事業系 ※1																															
	事業系													事業系 ※1																		
	事業系													事業系 ※1																		
ごみ量	事業系													事業系 ※1													焼却減量					
焼却	埋立	小計	焼却	埋立	小計	計	びん	ペットボトル	ガラス瓶・蓋	小さな金属類	プラスチック容器類	スチール缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	家電類	粗大金属類を抽出小型資源物	燃えるごみ	その他	小計	資源回収	せん定焼却ごみ	生ごみ	小計	計							
平成21年度	1,275,444	608,407	2,393	611,299	313,097	5,332	318,429	929,728	10,651	21,004	12,087	5,579	5,124	48,353	546	25,999	3,473	216	435	4,406	—	—	89※2	140,762	180,771	17,276		6,907	24,183	345,716	117,871	10,777
平成22年度	1,261,691	600,352	2,527	602,879	306,529	5,123	311,652	914,531	10,489	21,973	12,421	5,435	5,384	48,958	588	17,478	2,551	206	435	6,657	—	—	99※2	132,675	185,791	20,489		8,205	28,694	347,160	130,392	—
平成23年度	1,281,602	611,344	2,551	613,895	307,247	4,869	312,116	926,011	10,237	22,169	12,649	5,557	5,508	48,173	552	12,502	1,967	197	491	6,722	—	—	74※2	126,616	189,534	31,099	8,341	39,440	355,591	131,403	—	
平成24年度	1,274,815	602,403	2,697	605,600	309,382	4,210	313,572	919,172	9,828	22,001	12,270	5,222	5,318	48,078	634	7,366	1,296	189	461	6,365	—	—	51※2	119,082	193,178	34,105	9,278	43,382	355,643	132,696	—	
平成25年度	1,255,504	589,082	2,810	591,892	305,960	4,165	309,526	901,418	9,654	22,837	12,064	5,224	5,163	48,079	627	2,687	791	201	485	6,464	—	4	—	113,779	194,336	36,230	9,677	45,970	354,086	128,547	4,007	
平成26年度	1,237,516	587,386	2,510	589,895	301,203	5,064	306,267	896,162	9,280	22,107	11,354	5,049	4,970	47,864	676	1,588	614	175	430	6,115	—	10	—	110,232	186,762	36,215	8,145	44,360	341,354	105,034	23,737	
平成27年度	1,235,203	584,356	2,364	586,719	302,288	3,212	305,481	892,200	8,973	22,208	11,410	5,098	4,960	48,217	642	1,463	607	157	424	5,798	4	10	—	109,971	180,721	43,251	9,059	52,310	343,003	114,912	15,063	
平成28年度	1,220,905	580,945	2,113	583,058	301,192	3,248	304,440	887,498	8,762	21,811	11,541	4,727	4,632	47,736	630	1,314	542	138	403	5,599	21	26	—	107,881	171,363	44,605	9,559	54,164	333,408	117,005	13,649	
平成29年度	1,207,526	577,071	1,887	578,958	300,635	3,188	302,822	882,761	8,638	21,323	11,772	4,317	4,497	47,800	619	1,266	533	109	343	5,578	8	35	—	106,904	165,225	43,200	9,387	52,647	324,776	124,986	968	
平成30年度	1,194,725	569,112	182	569,295	298,140	2,914	301,053	870,348	8,547	20,376	12,858	4,213	4,446	47,979	593	1,190	519	97	339	5,792	12	56	1,489※3	108,693	157,458	46,381	11,846	58,227	324,377	124,344	1,009	
令和元年度※6	1,220,597	581,269	312	581,581	305,374	3,692	309,066	890,647	8,671	19,534	13,094	4,354	4,648	48,817	611	1,452	525	82	321	6,704	10	61	1,330※3	110,277	152,377	50,197	17,099	67,296	329,950	123,686	1,032	
令和2年度	1,200,409	598,514	316	598,830	287,824	2,610	270,434	869,264	9,728	20,838	14,077	4,907	5,276	51,129	620	1,254	467	77	319	7,209	8	85	1,327	117,023	149,022	49,457	15,643	65,100	331,145	124,000	830	
令和3年度	1,178,299	578,970	307	579,277	273,093	2,746	275,838	855,115	9,333	19,566	14,372	5,098	4,726	50,094	619	973	426	70	336	7,077	12	91	1,233	114,225	142,784	49,319	16,861	66,174	323,183	120,803	796	
令和4年度	1,160,264	565,853	286	566,139	278,706	2,655	281,362	847,500	8,968	18,193	14,176	5,011	4,256	48,276	611	968	387	59	341	6,533	12	95	1,192※4	109,079	136,438	47,817	19,430	67,246	312,763	117,688	986	
令和5年度	1,119,824	546,318	290	546,608	274,207	2,319	276,526	823,134	8,338	16,556	14,032	5,042	4,044	46,555	611	929	420	56	358	6,220	13	99	1,128※5	104,402	128,058	42,795	21,435	64,230	296,690	114,426	793	

※1 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含まれています。

※2 事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

※3 生ごみ・ペイオガス化事業の資源化量と、グリーンコンポストの資源化量の合計です。

※4 せん定焼却・サイクル実証実験及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※ 表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

※5 プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大に向けた実態調査及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※6 次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

- ・令和元年度の台風第15号による災害廃棄物（2,139トン）
- ・令和元年度の台風第19号による他都市からの搬入ごみ（神奈川県川崎市：187トン、宮城県丸森町：163トン）
- ・令和元年度の新型コロナウイルスの影響によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物（306トン）

6 過去の処理状況（令和4年度～令和7年度）

	処理内訳																処理内訳		(単位：トン)									
	資源化量																ごみ量			資源化								
	家庭系																事業系			事業系 ※1								
	事業系																事業系			事業系 ※1								
	焼却	埋立	小計	焼却	埋立	小計	出	びん	ペットボトル	ガラス類	小さな金属類	プラスチック類 ※4	スチール類	古紙	古布	家電品・電具	乾電池	粗大金属類		羽毛布団	小型家電	燃えないごみ	通学用道具(袋)	その他	小計	資源集団回収	計	
令和4年度	565,853	286	566,139	278,706	2,655	281,362	847,500	8,968	18,193	14,176	5,011	4,256	48,276	611	968	387	59	341	6,533	12	95	1,192	-	0.4 ※2	109,079	136,438	245,517	
令和5年度	1,055,594	546,318	290	546,608	274,207	2,319	276,526	823,134	8,336	16,566	14,032	5,042	4,044	46,555	611	929	420	56	358	6,220	13	99	1,128	-	4.4 ※3	104,402	126,058	232,460
令和6年度	1,034,758	531,288	293	531,581	275,188	2,164	277,352	808,933	7,967	15,534	13,896	5,146	3,927	47,172	616	982	413	45	325	6,156	11	114	991	-	0.3 ※2	103,334	122,491	225,825
令和7年度	1,002,561	518,175	290	518,466	257,499	2,138	259,637	778,103	8,070	14,341	13,964	4,997	3,750	50,722	645	1,000	442	48	386	6,076	9	143	1,081	736	0.3 ※2	106,411	118,047	224,458

※ 1 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

※2 水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※3 プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大に向けた実態調査及び水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

4
✖

ただし、令和6年度は、令和6年10月から先行して「プラスチック資源」の収集を開始した9区（九

港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区)で収集したプラスチック製品の資源化量を含みます。

※5 令和5年度に策定された「ヨコハマプラム6.3計画」では、横浜市長独自指標の「ごみと資源の総量」に代わり、国の指標（ごみ総量と排出量）と整合のある「ごみと資源の処理量」により、ごみと資源の排出・処理状況を管理しています。

※ 表中の数値は端数処理のため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

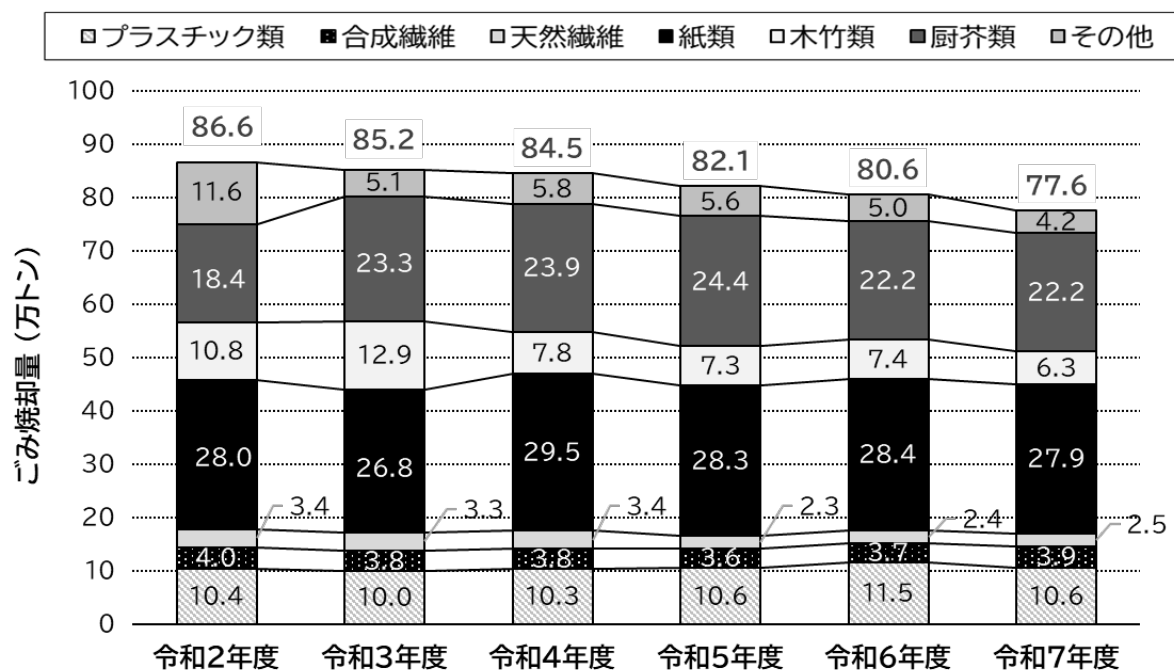
7 ごみ処理原価年度別推移

(単位：円／トン)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ処理原価	40,855	41,005	40,849	38,500	45,205
内訳					
収集運搬	26,828	27,453	27,930	29,798	31,535
処理処分	14,027	13,552	12,919	8,702	13,670

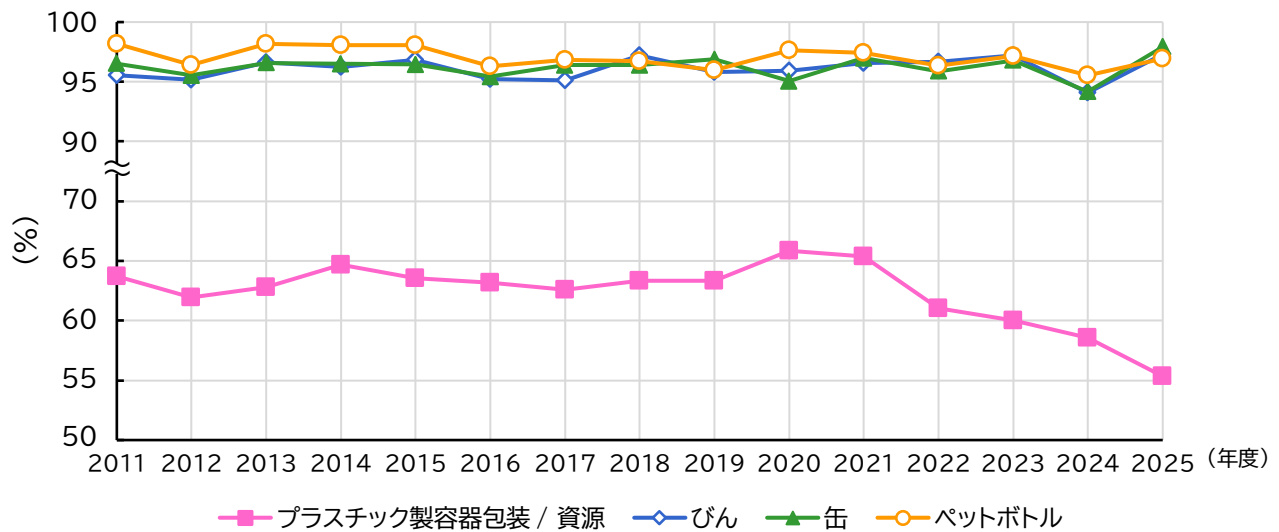
※ ごみ処理原価は廃棄物の収集・運搬・処理・処分（焼却、埋立て、資源化）に係る人件費、物件費、減価償却費等から売電収入、国庫補助金等を控除し、ごみ量で除したものです。

8 工場で焼却しているごみの組成の推移



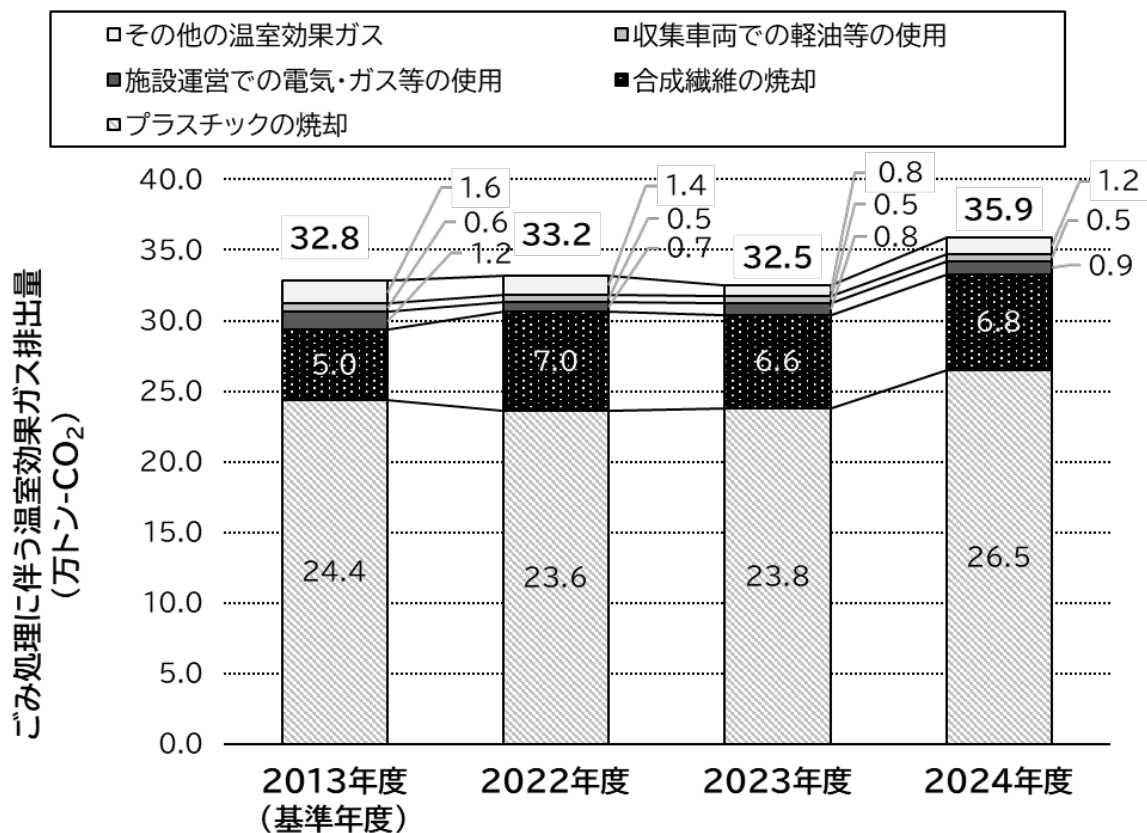
※ 湿基準で表示。

9 主な資源物の分別協力率の推移



※2024 年度以前はプラスチック製容器包装（分別拡大先行区のプラスチック製品を含む）、
2025 年度以降はプラスチック資源の分別協力率です。

10 ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量の推移



※ 2013年度は温暖化対策実行計画(市役所編)の基準年度となっています。
 ※ その他の温室効果ガスは、二酸化炭素以外のガス(メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄・三ふっ化窒素)をCO₂換算したものの。

第4 施設 ・ 車 両 等

(令和8年4月1日時点)

1 施設

(1) 車両課

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	取 扱 業 務	電 話 番 号 F A X
車 両 課	神奈川区新浦島町 2-4	10,782.6 m ²	2,643.3 m ²	車両の修理保管等	(441)8201 (441)8203

(2) 事務所

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	取 扱 業 務	電 話 番 号 F A X
鶴見事務所	鶴見区小野町 39	4,932.9 m ²	1,671.7 m ²	一般廃棄物の収集・運搬	(502)5383 (502)5482
神奈川事務所	神奈川区千若町 3-1-43	4,950.0 m ²	1,748.9 m ²	〃	(441)0871 (441)5938
西 事 務 所	西区浜松町 11-4	886.0 m ²	1,564.6 m ²	〃	(241)9773 (251)1791
中 事 務 所	中区錦町 11-2	3,294.2 m ²	2,100.4 m ²	〃	(621)6952 (625)2932
南 事 務 所	南区睦町 1-1-2	3,222.3 m ²	3,058.5 m ²	〃	(741)3077 (741)6492
港南事務所	港南区日野南 3-1-2	2,743.3 m ²	1,608.6 m ²	〃	(832)0135 (832)5204
保土ヶ谷事務所	保土ヶ谷区狩場町 355	保土ヶ谷工場内	1,585.4 m ²	〃	(742)3715 (742)4931
旭 事 務 所	旭区白根 2-8-1	旭工場内	1,822.1 m ²	〃	(953)4811 (953)6669
磯子事務所	磯子区新磯子町 6	2,644.6 m ²	1,437.4 m ²	〃	(761)5331 (754)6109
金沢事務所	金沢区幸浦 2-2-6	1,653.8 m ²	1,673.0 m ²	〃	(781)3375 (788)0269
港北事務所	港北区大豆戸町 1238	5,023.6 m ²	1,775.6 m ²	〃	(541)1220 (541)1224
緑 事 務 所	緑区長津田みなみ台 5-1-15	4,983.6 m ²	1,767.7 m ²	〃	(983)7611 (982)7973
青葉事務所	青葉区市ケ尾町 2039-1	6,520.8 m ²	1,834.1 m ²	〃	(975)0025 (975)0028
都筑事務所	都筑区平台 27-2	都筑工場内	1,822.5 m ²	〃	(941)7914 (941)8409
戸塚事務所	戸塚区川上町 415-8	6,435.8 m ²	1,892.4 m ²	〃	(824)2580 (824)2820

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	取 扱 業 務	電 話 番 号 F A X
栄 事 務 所	栄区上郷町 1570-1	148,613.5 m ²	2,200.1 m ²	〃	(891)9200 (893)7641
泉 事 務 所	泉区和泉町 5874-14	5,506.8 m ²	1,113.8 m ²	〃	(803)5191 (803)7951
瀬谷事務所	瀬谷区二ツ橋町 548-2	4,487.1 m ²	1,168.9 m ²	〃	(364)0561 (391)4784
北 部 事 務 所	旭区上白根 3-38-2	6,886.1 m ²	2,681.9 m ²	し尿の収集運搬	(953)0941 (953)0942

(3) し尿検認所

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	取 扱 業 務	電 話 番 号 F A X
磯子検認所	磯子区新磯子町 38	13,141.8 m ²	7,409.9 m ²	し尿量の検認及び前 処理・圧送	(753)8004 (750)5334

(4) 焼却工場

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 面 積	電 話 番 号 F A X
鶴 見 工 場	鶴見区末広町 1-15-1	61,053.94 m ²	42,752.5 m ²	(521)2191 (521)2193
保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町 295-2	60,420.0 m ²	再整備中	
旭 工 場	旭区白根 2-8-1	55,721.9 m ²	15,924.1 m ²	(953)4851 (953)4852
JFE 横浜金沢 マリンエネル ギーセンター (金沢工場)	金沢区幸浦 2-7-1	70,000.4 m ²	54,022.3 m ²	(784)9711 (784)9714
都 筑 工 場	都筑区平台 27-1	62,557.71 m ²	31,080.1 m ²	(941)7911 (941)7912

(5) 最終処分場

名 称	所 在 地	面 積	開 設 時 期	電 話 番 号 F A X
神明台処分地	泉区池の谷 3949 他	530,000 m ²	昭和 48 年 10 月 ～平成 23 年 3 月	(364)1686 (392)8507
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧 4	210,000 m ²	平成 5 年 11 月 ～平成 30 年 3 月	(625)9647 (625)9648

南本牧第5ブロック 廃棄物最終処分場	中区南本牧3-1及び4-1地 先	164,000 m ²	平成 29 年 10 月～	(625)9647 (625)9648
-----------------------	---------------------	------------------------	---------------	------------------------

(6) 排水処理施設

名 称	所 在 地	一日当たり処理能力 (立方メートル)	運転開始
川井排水処理施設	緑区三保町 567	300	昭和 47 年 9 月
下川井排水処理施設	旭区矢指町 1953	600	昭和 47 年 12 月
長坂谷排水処理施設	緑区寺山町 800	400	昭和 48 年 10 月
東本郷排水処理施設	緑区東本郷町 74	100	昭和 52 年 1 月
南本牧第2ブロック 排水処理施設※	中区南本牧 4-2	1,500	平成 5 年 11 月
神明台 7 次排水処理施設	泉区池の谷 3862	3,000	平成 8 年 4 月
アクア新橋排水処理施設	泉区新橋町 2105	100	平成 16 年 8 月
Kanadevia 横浜水循環ステーション (南本牧第5ブロック排水処理施設)	中区南本牧 4-3	1,500	平成 29 年 10 月

※ 南本牧第2ブロック排水処理施設は令和元年度に稼働を休止し、Kanadevia 横浜水循環ステーションに送水して処理しています。

(7) リサイクル関連施設

名 称	所 在 地	敷地面積	建物延床面積	電 話 番 号 F A X
鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1-15-1	鶴見工場内	11,602.3 m ²	(503)0091 (503)0160
金沢資源選別センター	金沢区幸浦 2-7-1	金沢工場内	3,355.7 m ²	(785)6802 (785)6829
緑資源選別センター	緑区上山 1-3-1	7,383.1 m ²	6,462.6 m ²	(935)0098 (933)9161
戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1921-12	9,092.0 m ²	4,364.5 m ²	(813)7174 (813)8483

(8) 輸送事務所

名 称	所 在 地	敷 地 面 積	建 物 延 床 積 面 積	取 扱 業 務	電 話 番 号 F A X
神 奈 川 輸 送 事 務 所	神奈川区新浦島町 2-4-2	車両課内	2,489.1 m ²	一般廃棄物の積替え及び運搬	(453)5501 (451)5672
戸 塚 輸 送 事 務 所	戸塚区名瀬町 443-1	6,055.1 m ²	1,820.9 m ²	〃	(811)8621 (814)2602
神 明 台 輸 送 事 務 所	泉区池の谷 3949	神明台処分地内	2,503.4 m ²	〃	(361)7911 (367)4606
保 土 ケ 谷 輸 送 事 務 所	保土ケ谷区狩場町 295-2	保土ケ谷工場内	3,943.27 m ²	〃	(334)7072 (334)7074

(9) 余熱利用施設

区 分	名 称	種 類	所 在 地	電 話 番 号 F A X
鶴 見 工 場 余 熱 利 用 施 設	ふれーゆ	高齢者保養研修施設	鶴見区末広町 1-15-2	(521)1010 (521)1099
保 土 ケ 谷 工 場 余 熱 利 用 施 設	狩場緑風荘	老人福祉センター	保土ケ谷区狩場町 295-2	(742)2311 (741)2216
	保土ケ谷プール	温水プール	〃 238-3	(742)2003 (742)2005
旭 工 場 余 熱 利 用 施 設	福寿荘	老人福祉センター	旭区白根 2-33-2	(953)5315 (953)5317
	旭プール	温水プール	〃 2-33-1	(953)5010 (953)5012
金 沢 工 場 余 熱 利 用 施 設	リネツ金沢	温水プール、入浴施設等	金沢区幸浦 2-7-1	(789)2181 (789)2185
都 筑 工 場 余 熱 利 用 施 設	つづき緑寿荘	老人福祉センター	都筑区葛が谷 2-1	(941)8380 (942)3979
	都筑地区センター	地区センター	〃 2-1	(941)8380 (942)3979
	都筑プール	温水プール	〃 2-2	(941)8385 (941)8387
	横浜あゆみ荘	障害者研修保養センター	〃 2-3	(941)8383 (941)3045
	北部地域療育センター	地域療育センター	〃 16-3	(942)3451 (942)8501

(10) 公衆トイレ

区分 区名	名 称	所 在 地	構 造		規 模				
			建 物	方 式	男		女	兼用 男女	バリア フリー
					大	小			
鶴 見 (2か所)	潮見橋	潮田町1-1先	鉄 筋	〃		2	1		1
	鶴見駅西口	豊岡町192番の一部	鉄 骨	〃	1	2	1		1
神奈川 (4か所)	東神奈川駅東口	東神奈川1-13-12	鉄 筋	〃	1	3	2		2
	新子安駅前	子安通2-259	〃	〃		2	1		2
	東白楽駅前	白楽12-1	〃	〃	2	3	2		1
	片倉町駅前	片倉1-33	〃	〃	1	3	2		2
西 (8か所)	西平沼橋	平沼2-7-2	〃	〃	1	3	1		
	浅間下	浅間町1-16-1	〃	〃	1	3	2		
	西横浜駅前	西平沼町8-1	鉄 骨	〃	1	2	2		1
	久保山	霞ヶ丘64	鉄 筋	〃	1	1	1		
	横浜駅東口タクシープラザ	高島2-16	〃	〃	2	2	2		
	横浜駅東口駅前広場	高島2-16	〃	〃	1	2	1		1
	横浜駅西口	南幸1-4	〃	〃	1	2	1		1
	高島町交差点	高島2-1	〃	〃		3	1		2
中 (14か所)	西の橋	石川町1-1	〃	〃	1	2	2		2
	小港橋	小港町1-1	〃	〃	1	2	3		
	長者橋	長者町9-175	〃	〃	1	2	1		
	黄金橋	末吉町2-28	〃	〃	1	1	1		
	三溪園前	本牧大里町1-5	〃	〃	1	2	1		
	山下町駐車場	山下町8	さわやか	〃				1	
	車橋	石川町5-209-1	〃	〃				1	
	本牧ふ頭	本牧ふ頭3-1	鉄 筋	浄	1	3	1		
	前田橋	山下町112	〃	直	1	2	1		
	関内駅南口	港町1-2-2	〃	〃	1	3	2		1
	谷戸橋	山手町184	〃	〃	2	2	2		1
	桜木町駅前	桜木町1-1-53	〃	〃	2	2	2		1
	山下町(中華街)	山下町203	〃	〃	2	3	5		1
	中華街東門	山下町80-3	〃	〃	1	2	3		1
南 (6か所)	一本橋	白金町2-33	〃	〃	1	2	1		
	三吉橋	浦舟町1-19-2	さわやか	〃	1		1		
	鶴巻橋	大橋町1-1	鉄 骨	〃	1	2	1		1
	弘明寺	大岡2-32-7	鉄 筋	〃	1	2	1		
	駿河橋	新川町1-2	さわやか	〃	1		1		
	井土ヶ谷駅前	井土ヶ谷下町214	〃	〃				1	
港南 (1か所)	上永谷駅前	丸山台1-12	鉄 筋	〃	2	2	2		1

区分 区名	名 称	所 在 地	構 造		規 模				
			建 物	方 式	男		女	兼用 男女	バリア フリー
					大	小			
保土ヶ谷 (2か所)	和田町駅前	仏向町2	鉄 筋	直	1	2	2		1
	保土ヶ谷駅前	岩井町123番2	〃	〃	2	3	2		1
旭 (1か所)	鶴ヶ峰バスターミナル	鶴ヶ峰2-18	〃	〃	1	3	3		1
磯子 (7か所)	八幡橋	原町10-11	〃	〃	1	2	1		
	杉田駅前	杉田2-1	〃	〃	1	3	2		1
	新杉田駅前	新杉田町8-1	〃	〃	1	3	2		2
	磯子駅前	森1-1-1	〃	〃		2			2
	いそご海づり場	新磯子町38	さわやか	〃				1	
	根岸駅前	東町16-1	鉄 筋	〃	2	3	2		1
	洋光台駅前	洋光台3-13	〃	〃	2	3	2		2
金沢 (3か所)	釜利谷	釜利谷東1-56	さわやか	〃				1	
	金沢八景	瀬戸4-4	〃	〃				1	
	金沢文庫駅バスターミナル	釜利谷東2-1地先	〃	〃				1	
港北 (4か所)	日吉駅前	日吉2-1	鉄 筋	〃	1	2	2		2
	新横浜駅北口	新横浜2-1	〃	〃	2	3	2		2
	大倉山駅前	大倉山1-1-1	〃	〃	1	2	1		1
	横浜アリーナ	新横浜3-15	〃	〃	2	3	6		1
緑 (3か所)	十日市場駅前	十日市場町825	〃	〃	1	3	2		2
	中山駅北口	中山1-4	〃	〃	2	3	3		1
	鴨居駅前	鴨居1-16	さわやか	〃				1	
青葉 (6か所)	市が尾駅前	市ヶ尾町1063-4	鉄 筋	〃					2
	青葉台駅前	青葉台1-8-1	〃	〃	1	3	3		2
	江田駅前	荏田町2360-1	〃	〃	1	2	2		2
	あざみ野駅前	あざみ野2-1-1	〃	〃	1	3	2		2
	藤が丘駅前	藤が丘1-29-1	さわやか	〃				1	
	こどもの国駅前	奈良町978-6	鉄 骨	〃	1	1	1		1
都筑 (4か所)	仲町台駅前	仲町台1-1	鉄 筋	〃	1	3	2		2
	中川駅前	中川1-1	〃	〃	1	3	3		2
	センター北駅前	中川中央1-1	〃	〃	1	2	2		2
	北山田駅前	北山田1-6-11	〃	〃	2	3	3		1
戸塚 (4か所)	東戸塚駅東口	品濃町692	〃	〃	2	3	2		1
	東戸塚駅西口	品濃町740-9	〃	〃	2	3	2		1
	戸塚駅東口	戸塚町12-1	〃	〃	2	3	3		1
	戸塚駅西口	戸塚町16-18	〃	〃	1	3	2		1
栄 (3か所)	本郷台駅前	小菅ヶ谷1-1	〃	〃	2	3	2		1
	大船駅東口バスターミナル	笠間2-1	〃	〃	2	3	2		1
	桂町プロムナード	桂町303-19	さわやか	〃				1	
瀬谷 (1か所)	瀬谷駅北口	中央1-1	鉄 筋	〃	1	2	2		2
合 計	17区73か所 (内 さわやかトイレは 12か所, 14基)	直…下水道直接放流 (72か所) 浄…浄化槽 (1か所) バリアフリー…バリアフリースイートイレ (48か所, 68基)							

2 焼却工場・輸送事務所一覧

(1) 焼却工場

工場名 区 分		鶴 見 工 場	旭 工 場	JFE 横浜金沢マリン エネルギーセンター (金 沢 工 場)	都 筑 工 場
所 在 地		鶴見区末広町 1-15-1	旭区白根 2-8-1	金沢区幸浦 2-7-1	都筑区平台 27-1
敷 地 面 積		61,053.94 m ²	55,721.9 m ²	70,000.4 m ²	62,557.71 m ²
建物延床面積		42,752.5 m ²	15,924.1 m ²	54,022.3 m ²	31,080.1 m ²
着工 年月日 竣工		平成 2 年 9 月 19 日	平成 6 年 9 月 14 日	平成 7 年 9 月 28 日	昭和 54 年 12 月 17 日
		平成 7 年 3 月 31 日	平成 11 年 3 月 31 日	平成 13 年 3 月 30 日	昭和 59 年 3 月 31 日
焼 却 能 力		設備能力 1,200 t /24h	設備能力 540 t /24h (破 砕 設 備 剪 断 式 37.5t/5h)	設備能力 1,200 t /24h (灰 溶 融 設 備 60 t /24h 休 止 中)	設備能力 1,200 t /24h (破 砕 設 備 剪 断 式 37.5 t /5h)
発 電 能 力		22,000 kW	9,000 kW	35,000 kW	13,000 kW
焼 却 炉	型 式	三菱マルチン式	三菱マルチン式	日本鋼管フェルント式	三菱マルチン式
	基 数	400 t ×3 基	180 t ×3 基	400 t ×3 基	400 t ×3 基
	火床面積	212.9 m ² 70.98 m ² ×3 基	91.9 m ² 30.63 m ² ×3 基	219.96 m ² 73.32 m ² ×3 基	187.8 m ² 62.6 m ² ×3 基
	煙 突	鋼板製 3 筒 RC 外筒 集合煙突 地上高 130m 吐出速度 30m/sec	鋼板製 3 筒 RC 外筒 集合煙突 地上高 100m 吐出速度 30m/sec	鋼板製 3 筒 RC 外筒 集合煙突 地上高 130m 吐出速度平均 30m /sec	鋼板製 3 筒 RC 外筒 集合煙突 地上高 130m 吐出速度平均 30m /sec
当 初 建 設 費	建設工事費		18,953,917 千円	6,545,485 千円	20,269,725 千円
	築炉工事費		30,797,000 千円	19,158,000 千円	41,200,000 千円
	用 地 費		37,115 千円	———	———
	そ の 他		1,990,278 千円	1,585,205 千円	1,123,872 千円
	計		51,778,310 千円	27,288,690 千円	62,593,598 千円
費	財 源 内 訳	財 国庫	12,449,570 千円 (24.0%)	4,632,884 千円 (17.0%)	11,030,189 千円 (17.6%)
		県 費	———	96,000 千円 (0.4%)	47,000 千円 (0.1%)
		市 債	27,532,000 千円 (53.2%)	13,911,000 千円 (51.0%)	43,343,732 千円 (69.2%)
		一 般 財 源	11,796,740 千円 (22.8%)	8,648,806 千円 (31.6%)	8,172,677 千円 (13.1%)
余熱 利用 施設	概 要		高齢者保養研修施設	温水プール、老人福祉センター	温水プール、老人福祉センター、障害者研修保養センター、地域療育センター、地区センター
	建設費 (用地費除く)		5,562,721 千円	623,806 千円	2,462,658 千円
					4,083,909 千円

(2) 輸送事務所

輸送事務所名 区 分		神奈川輸送事務所	戸 塚 輸 送 事 務 所	神明台輸送事務所	保土ヶ谷輸送事務所	
所 在 地		神奈川区新浦島町 2-4-2	戸塚区名瀬町 443-1	泉区池の谷 3949	保土ヶ谷区狩場町 295-2	
敷 地 面 積		車両課内	6, 055. 1 m ²	神明台処分地内	保土ヶ谷工場敷地内	
建 物 延 床 面 積		2, 489. 1 m ²	1, 820. 9 m ²	2, 503. 4 m ²	3, 943. 27 m ²	
着 工 年 月		平成 4 年 9 月	昭和 61 年 5 月	平成元年 12 月	令和 5 年 6 月	
竣 工		平成 6 年 3 月	昭和 62 年 12 月	平成 3 年 8 月	令和 7 年 3 月	
処 理 能 力		400 t／日	200 t／日	500 t／日	500t／日	
中 継 方 式		コンパクト方式	コンパクト方式	コンパクト方式	コンパクト方式	
建 築 構 造		鉄筋コンクリート 3 階建	中継棟 SRC造、鉄骨造 2 階建 管理棟 鉄骨造	中継棟 1、2 階 SRC 造、 3 階鉄骨造 管理棟 1、2 階 SRC 造、 3 階鉄骨造	鉄骨造 3 階建	
当 初 建 設 費	プ ラ ン ト 費		787, 950 千円	314, 500 千円	518, 811 千円	1, 493, 580 千円
	土木建築設備費		954, 810 千円	604, 252 千円	778, 011 千円	2, 022, 824 千円
	そ の 他 （※）		532, 609 千円	135, 996 千円	54, 578 千円	132, 216 千円
	計		2, 275, 369 千円	1, 054, 748 千円	1, 351, 400 千円	3, 648, 620 千円
	財 源 内 訳	国 庫	714, 242 千円	—————	274, 537 千円	1, 142, 798 千円
		県 費	—————	—————	—————	—————
		市 債	610, 000 千円	740, 000 千円	420, 000 千円	2, 412, 000 千円
		一般財源	951, 127 千円	314, 748 千円	656, 863 千円	93, 822 千円

※ 用地購入費、設計及び地質調査委託費等含む。

3 車両等

(1) ごみ関係車両

区分			令和8年度管理台数	
			総台数	うちリース台数
収集関係	収集事務所等	小型無蓋車	52	50
		小型無蓋車（1 t ダンプ）	2	0
		小型無蓋車（平ボディ）	8	2
		小型機械車	405	287
		小型機械車（HYBRID）	67	13
		中型機械車	86	79
		軽ダンプ	125	69
		軽トラック	37	36
		巡回指導車等	37	37
	輸送	大型コンテナ輸送車	58	31
小 計			877	604
その他	中型レッカー車		1	1
	応急修理連絡車、検収車		2	2
	廃棄物検査車		2	2
	連絡車等		23	13
	電気自動車、燃料電池車		5	1
	小 計		33	19
合 計			910	623

(2) し尿関係車両

区分		令和8年度管理台数	
		総台数	うちリース台数
収集関係	軽吸上車	4	4
	小型吸上車	32	30
	中型吸上車	3	1
	大型吸上車	2	1
	小計	41	36
特殊用途	公衆トイレ清掃車(含トイレ牽引車)	4	3
	移動トイレ	5	0
	連絡車等	4	4
	小計	13	7
合計		54	43

(3) 車両合計台数

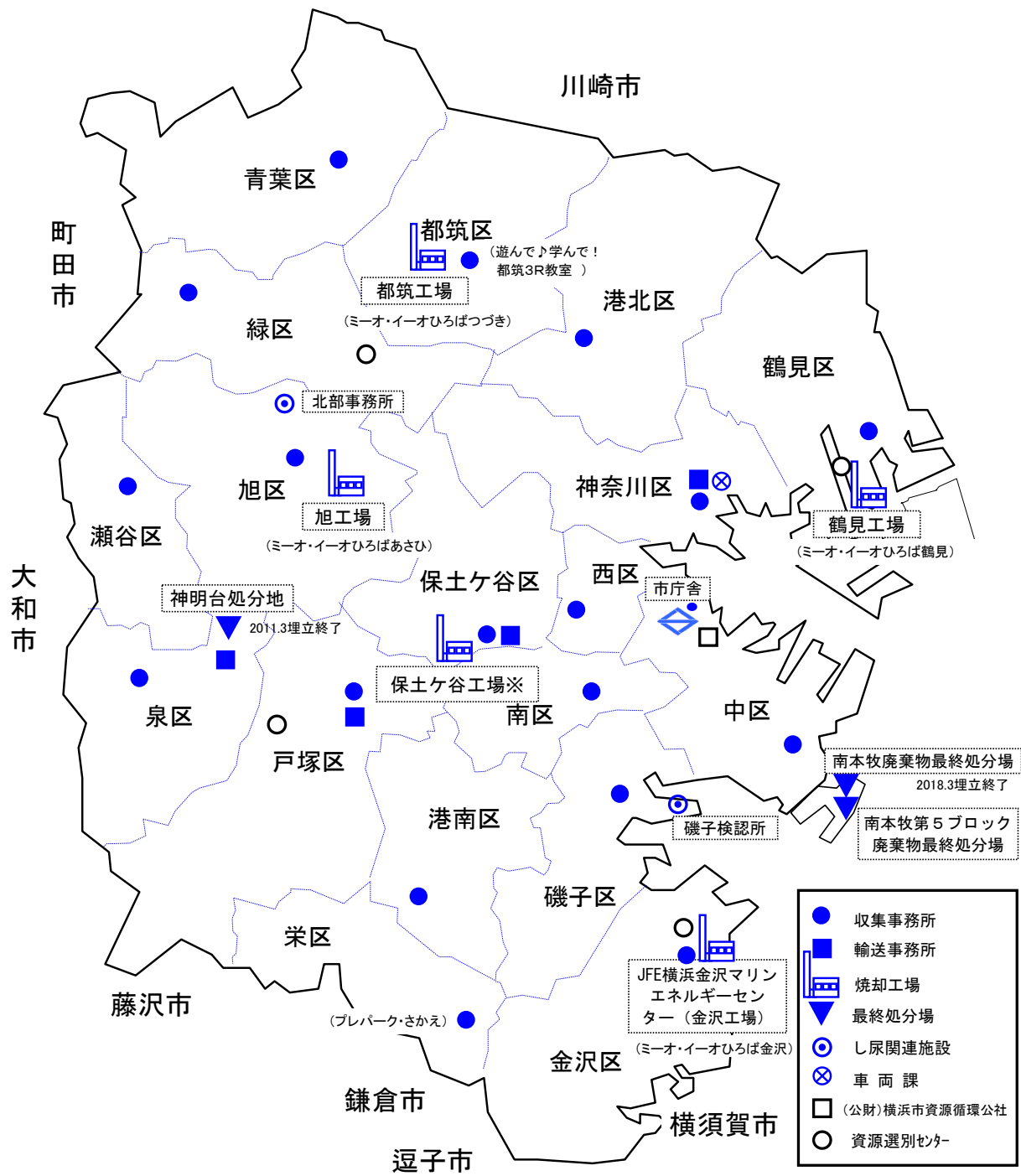
区分			令和8年度管理台数	
			総台数	うちリース台数
車 両 合 計 台 数			964	666

4 資源化施設一覧

施設名 区 分		鶴 見 資 源 化 セ ン タ ー	緑 資 源 選 別 セ ン タ ー		金 沢 資 源 選 別 セ ン タ ー	戸 塚 資 源 選 別 セ ン タ ー
所在地		鶴見区末広町 1-15-1	緑区上山 1-3-1		金沢区幸浦 2-7-1	戸塚区上矢部町 1921-12
敷地面積		鶴見工場内	7,383.1 ㎡		金沢工場内	9,092.0 ㎡
建物延床面積		11,602.3 ㎡	A 棟	B 棟	3,355.7 ㎡	4,364.5 ㎡
			1,253.9 ㎡	5,208.7 ㎡		
建物構造		鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造 4 階建	鉄骨造 2 階建	鉄骨造（一部鉄骨 鉄筋コンクリート造） 地下 1 階、地上 3 階	鉄骨造（一部鉄筋コンクリ ート造）3 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建 鉄骨造 2 階建
着 工 竣 工		平成 4 年 9 月 平成 7 年 9 月	平成 4 年 4 月 平成 5 年 3 月 (平成 18 年 11 月 増築)	平成 8 年 9 月 平成 10 年 3 月	平成 13 年 9 月 平成 14 年 3 月 (平成 17 年 10 月増 築)	平成 6 年 2 月 平成 7 年 6 月
処 理 能 力		不燃性粗大ごみ 100t/5h 可燃性粗大ごみ 150t/5h(2 基) 缶・びん・ペットボトル 50t/5h(2 系列)	缶・びん・ペットボト ル 25t/5h(2 系列)	缶・びん・ペットボト ル 35t/5h(2 系列)	缶・びん・ペットボトル 30t/5h(1 系列)	缶・びん・ペットボトル 60t/5h(2 系列)
主 要 設 備		粗大施設： 回転式破砕機 1 基 せん断式破砕機 2 基 選別施設： 破袋機、選別機 圧縮機 4 基(鉄、アルミ、 排出袋、ペットボトル) 手選別コンベア 3 基	破袋機 2 基 分離機 2 基 磁選機 3 基 アルミ選別機 1 基 手選別コンベア 2 基 圧縮機 4 基(鉄、アルミ、 排出袋、ペット ボトル)	破袋機 2 基 分離機 2 基 磁選機 3 基 アルミ選別機 2 基 トロンメル選別機 1 基 手選別コンベア 2 基 圧縮機 4 基(鉄、アルミ、 排出袋、ペット ボトル)	破袋機 1 基 手選別コンベア 2 基 圧縮機 4 基(鉄、アルミ、 ペットボトル、排出袋) 分離機 1 基 磁選機 1 基 アルミ選別機 1 基 トロンメル選別機 1 基	破袋機 2 基 分離機 4 基 磁選機 3 基 アルミ選別機 1 基 手選別コンベア 2 基 振動ふるい 1 基 圧縮機 5 基(鉄、アルミ、 排出袋、ペットボトル)
当 初 建 設 費	建設工 事 費	(7,403 千円) 6,721,473 千円	555,712 千円	1,063,433 千円	(374,071 千円) 727,921 千円	1,404,667 千円
	プラント 設 備	(123,900 千円) 2,362,080 千円	443,341 千円	(33,285 千円) 849,045 千円	(197,475 千円) 389,625 千円	854,900 千円
	用地費	――	1,660,225 千円	――	――	2,171,698 千円
	その他	191,861 千円	28,148 千円	98,821 千円	(56,944 千円) 65,179 千円	72,715 千円
	計	(131,303 千円) 9,275,414 千円	2,687,426 千円	(33,285 千円) 2,011,299 千円	(628,490 千円) 1,182,725 千円	4,503,980 千円
財 源 内 訳	国 庫	(37,177 千円) 2,615,163 千円	――	725,022 千円	218,580 千円	――
	県 費	――	――	――	――	――
	市 債	(78,000 千円) 4,955,000 千円	2,406,000 千円	1,098,000 千円	(256,989 千円) 572,989 千円	3,993,000 千円
	一般財 源	(16,126 千円) 1,705,251 千円	281,426 千円	(33,285 千円) 188,277 千円	(152,921 千円) 391,156 千円	510,980 千円

() 缶・びん・ペットボトルの追加工事の内数

5 施設配置図



※再整備中

令和8年度 事業概要

編集・発行 横浜市資源循環局政策調整部政策調整課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10

発行年月 令和8年9月



「ヨコハマ プラ^{ごみ}5.3計画」の方針・目標

基本 方針

- 基本方針1 SDGs の達成と脱炭素社会の実現
- 基本方針2 市民ニーズへの対応と安定したごみ処理

目標

2030 年度までに燃やすごみに含まれるプラスチックごみの量を
2万トン削減(2022 年度比)

1人あたりに換算すると **▲5.3kg** / 年